【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年11月26日

【四半期会計期間】 第119期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9

月30日)

【会社名】 株式会社常陽銀行

【英訳名】 The Joyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鬼澤邦夫

【本店の所在の場所】 水戸市南町2丁目5番5号

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 笹島 律夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲2丁目7番2号

株式会社常陽銀行 経営企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)3272-8791

【事務連絡者氏名】 経営企画部東京事務所長 小 野 博 史

【縦覧に供する場所】 株式会社常陽銀行 東京営業部

(東京都中央区八重洲2丁目7番2号)

株式会社常陽銀行 福島支店

(福島市本町6番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 株式会社常陽銀行福島支店は、金融商品取引法の規定による 縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため、縦 覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	108, 705	102, 339	81, 188	226, 793	193, 394
うち連結信託報酬	百万円	13	11	9	25	22
連結経常利益	百万円	26, 167	10, 101	9,612	26, 254	1, 995
連結中間純利益	百万円	15, 143	4, 313	7, 419	_	_
連結当期純利益	百万円	_	_	_	13, 924	5, 178
連結純資産額	百万円	506, 248	397, 740	419, 438	432, 016	374, 881
連結総資産額	百万円	7, 425, 191	7, 416, 551	7, 390, 066	7, 384, 570	7, 414, 285
1株当たり純資産額	円	636. 75	507. 35	540.75	549. 34	483. 21
1株当たり中間純利益金額	円	18.96	5.50	9. 59	_	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	17. 55	6.62
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	18. 96	_	9. 59		_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	_	_		17. 54	_
自己資本比率	%	6.8	5. 3	5.6	5.8	5.0
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12. 32	13. 13	12. 60	13. 22	12. 91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△13, 963	36, 587	86, 395	△55, 787	△112, 937
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	11, 438	△29, 294	△123, 226	75, 531	164, 271
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6, 518	△4, 536	△3, 124	△22, 368	△11, 493
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	107, 333	116, 494	113, 580	113, 725	153, 550
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3, 748 (2, 158)	3, 861 (2, 134)	3, 947 (2, 101)	3, 674 (2, 143)	3, 790 (2, 109)
信託財産額	百万円	2,046	2, 432	2, 457	2, 240	2, 439

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間及び平成20年度は潜在株式が存在しないため、「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」及び「同当期純利益」を記載しておりません。
 - 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 - 5 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
 - 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第117期中	第118期中	第119期中	第117期	第118期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	97, 993	91, 728	71, 461	205, 500	172, 939
うち信託報酬	百万円	13	11	9	25	22
経常利益	百万円	25, 261	9,854	9, 212	24, 822	1, 437
中間純利益	百万円	14, 599	4, 284	7, 152	_	_
当期純利益	百万円		_		12, 940	5, 051
資本金	百万円	85, 113	85, 113	85, 113	85, 113	85, 113
発行済株式総数	千株	822, 231	822, 231	822, 231	822, 231	822, 231
純資産額	百万円	502, 395	393, 288	414, 450	427, 662	370, 279
総資産額	百万円	7, 411, 658	7, 404, 753	7, 379, 258	7, 371, 265	7, 401, 837
預金残高	百万円	6, 258, 929	6, 412, 407	6, 554, 982	6, 355, 871	6, 562, 737
貸出金残高	百万円	4, 488, 663	4, 730, 943	4, 819, 016	4, 669, 468	4, 945, 900
有価証券残高	百万円	2, 522, 399	2, 194, 050	2, 158, 164	2, 306, 788	1, 980, 906
1株当たり純資産額	田	633. 33	503. 31	536. 21	545. 34	479.03
1株当たり中間純利益金額	円	18. 28	5. 46	9. 25	_	_
1株当たり当期純利益金額	円	_	_	_	16. 30	6.46
潜在株式調整後	円	18, 28		9. 25		
1株当たり中間純利益金額	П	10. 20		9. 20	_	
潜在株式調整後	円	_		_	16, 30	_
1株当たり当期純利益金額					10. 30	
1株当たり配当額	円	4.00	4.00	4.00	8.00	8.00
自己資本比率	%	6.7	5. 3	5.6	5.8	5.0
単体自己資本比率	%	12. 20	12. 96	12. 39	13. 11	12.74
(国内基準)	/0		12. 90			
従業員数	人	3, 336	3, 425	3, 529	3, 251	3, 368
〔外、平均臨時従業員数〕		(968)	[1, 022]	(1,727)	(975)	[1, 354]
信託財産額	百万円	2,046	2, 432	2, 457	2, 240	2, 439
信託勘定貸出金残高	百万円		_	_	_	_
信託勘定有価証券残高	百万円	1	1	_	1	1

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「3中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載して おります。なお、平成20年9月及び平成21年3月は潜在株式が存在しないため、「潜在株式調整後1株当たり中間純利 益」及び「同当期純利益」を記載しておりません。
 - 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
 - 5 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。
 - 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	3, 947
促未貝数(八)	[2, 101]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,490人を含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- (2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人) 3,	529
[1,	727]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,955人、並びに執行役員12人を含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、当行及び当行の連結子会社の「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成21年度第2四半期のわが国の経済は、輸出や生産を中心に持ち直しの動きがみえましたが、雇用情勢の悪化が一段と進むなど、厳しい状況が続きました。

このような経済環境のなかで、当第2四半期連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間の経常収益は、有価証券利息配当金や貸出金利息の減少等により資金運用収益が減少したほか、株式等売却益の減少によるその他経常収益の減少等により、前年同四半期連結会計期間比160億円減少の394億円となりました。経常費用は、預金利息などの資金調達費用の減少や営業経費の削減、有価証券の減損処理の減少等により、前年同四半期連結会計期間比192億円減少の331億円となりました。以上により、経常利益は前年同四半期連結会計期間比31億円増加し62億円となりました。

特別利益は前年同四半期連結会計期間とほぼ同額の7億円、特別損失は、前年同四半期連結会計期間比9億円減少の65百万円となりました。

四半期純利益は、法人税等の減少などもあり前年同四半期連結会計期間比61億円増加し41億円となりました。

なお、当中間連結会計期間の経常利益は96億円、中間純利益は74億円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の総資産につきましては、有価証券は増加しましたが、現金預け金や貸出金等が減少しましたことにより、第1四半期連結会計期間末比794億円減少し7兆3,900億円となりました。

負債につきましては、預金が減少したことなどから第1四半期連結会計期間末比931億円減少し6兆9,706億円となりました。 純資産につきましては、利益剰余金やその他有価証券評価差額金の増加により第1四半期連結会計期間末比136億円増加し 4,194億円となりました。

自己資本比率(国内基準)は連結ベースでは12.60%、うちTier1比率は11.28%となり、当行単体の自己資本比率は12.39%、うちTier1比率は11.19%となり引き続き高い水準を維持しております。

国内·国際業務部門別収支

資金運用収支については、国内業務部門で245億46百万円、国際業務部門で8億86百万円、全体では254億44百万円となりました。

また、役務取引等収支については、国内業務部門で42億89百万円、国際業務部門で22百万円、全体では36億52百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
性規	划 为1	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次入军田恒士	前第2四半期連結会計期間	25, 135	400	12	25, 547
資金運用収支	当第2四半期連結会計期間	24, 546	886	12	25, 444
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	29, 938	3, 585	△536	32, 986
ノり貝金連用収益	当第2四半期連結会計期間	27, 750	1, 193	△285	28, 658
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	4, 803	3, 184	△548	7, 438
プロ貝並納建賃用	当第2四半期連結会計期間	3, 204	307	△297	3, 213
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	_	_	_	_
1百 6七年以19月	当第2四半期連結会計期間	_	_	_	_
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	5, 304	13	△1,023	4, 294
仅伤以分字以入	当第2四半期連結会計期間	4, 289	22	△659	3, 652
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間	7, 203	45	△1, 219	6,030
収益	当第2四半期連結会計期間	6, 196	44	△854	5, 386
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間	1, 899	32	△196	1, 735
費用	当第2四半期連結会計期間	1, 907	21	△195	1, 733
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	115	1	_	117
NEWTHE	当第2四半期連結会計期間	74	65	_	139
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	115	1	_	117
7.54N 定级 714X 盒	当第2四半期連結会計期間	74	65	_	139
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間			_	
プラが足収が真加	当第2四半期連結会計期間	_	_	_	
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	195	△13, 229	_	△13, 033
この個米切れ入	当第2四半期連結会計期間	60	148	_	208
うちその他業務	前第2四半期連結会計期間	414	413	_	827
収益	当第2四半期連結会計期間	60	306	_	367
うちその他業務	前第2四半期連結会計期間	218	13, 642	_	13, 861
費用	当第2四半期連結会計期間	_	158	_	158

- (注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下、国内(連結)子会社という。)の円建取引であります。また、「国際業務部門」は当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息を計上しております。
 - 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間3百万円、当第2四半期連結会計期間—百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が61億96百万円、国際業務部門が44百万円となり、相殺消去を行った合計で53億86百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門が19億7百万円、国際業務部門が21百万円となり、相殺消去を行った合計で17億 33百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
性規	规別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	7, 203	45	△1, 219	6, 030
仅伤以分寻以鱼	当第2四半期連結会計期間	6, 196	44	△854	5, 386
うち預金・貸出	前第2四半期連結会計期間	1, 574		△11	1, 563
業務	当第2四半期連結会計期間	1, 473	_	△10	1, 463
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	1, 648	41	$\triangle 6$	1,682
プロ科督未伤	当第2四半期連結会計期間	1, 567	41	△7	1,601
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間			1	_
プロに対理未依	当第2四半期連結会計期間	_	_	_	_
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	829	_	$\triangle 1$	827
プロ証券関連未務	当第2四半期連結会計期間	588	_	$\triangle 4$	583
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	749	_	0	749
プリハ柱未彷	当第2四半期連結会計期間	553		0	553
うち保護預り・	前第2四半期連結会計期間	7			7
貸金庫業務	当第2四半期連結会計期間	0	_	0	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	661	3	△204	461
ノり体証未伤	当第2四半期連結会計期間	676	1	△202	475
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1, 899	32	△196	1, 735
仅 伤 取 り 守 賃 用	当第2四半期連結会計期間	1, 907	21	△195	1, 733
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	329	7		337
プロの音楽的	当第2四半期連結会計期間	308	7	_	316

- (注) 1 「国内業務部門」とは当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、国内業務部門で商品有価証券収益に50百万円、特定金融派生商品収益に23百万円、国際業務部門で商品有価証券収益に65百万円計上いたしました。

特定取引費用は、計上しておりません。

任坂	#8.04	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	115	1		117
村足取り収益	当第2四半期連結会計期間	74	65		139
うち商品有価証券	前第2四半期連結会計期間	44	1		45
収益	当第2四半期連結会計期間	50	65		116
うち特定取引	前第2四半期連結会計期間	_		1	I
有価証券収益	当第2四半期連結会計期間				
うち特定金融	前第2四半期連結会計期間	31			31
派生商品収益	当第2四半期連結会計期間	23			23
うちその他の	前第2四半期連結会計期間	39			39
特定取引収益	当第2四半期連結会計期間				
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	_		1	
付足取別負用	当第2四半期連結会計期間				
うち商品有価証券	前第2四半期連結会計期間	_		1	
費用	当第2四半期連結会計期間	_			
うち特定取引	前第2四半期連結会計期間				
有価証券費用	当第2四半期連結会計期間				
うち特定金融	前第2四半期連結会計期間	_			
派生商品費用	当第2四半期連結会計期間	_			
うちその他の	前第2四半期連結会計期間	_			
特定取引費用	当第2四半期連結会計期間	_			

- (注) 1 「国内業務部門」とは当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
性狽	规加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	6, 350, 632	61, 775	△15, 498	6, 396, 909
[月本[日]	平成21年9月30日	6, 452, 143	102, 839	△15, 949	6, 539, 033
うち流動性預金	平成20年9月30日	3, 450, 875	_	△4, 868	3, 446, 006
プロ伽野性原金	平成21年9月30日	3, 545, 724	_	△3, 625	3, 542, 098
うち定期性預金	平成20年9月30日	2, 804, 931	_	△10,630	2, 794, 301
プロル州性頂金	平成21年9月30日	2, 843, 171	12,000	△12, 110	2, 843, 061
うちその他	平成20年9月30日	94, 825	61, 775	0	156, 600
プライグ他	平成21年9月30日	63, 247	90, 839	△213	153, 873
譲渡性預金	平成20年9月30日	80, 951	_	△4, 680	76, 271
	平成21年9月30日	58, 864	_	△4, 100	54, 764
₩ \ = I.	平成20年9月30日	6, 431, 584	61, 775	△20, 178	6, 473, 181
総合計	平成21年9月30日	6, 511, 007	102, 839	△20, 049	6, 593, 797

- (注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は国内店の外貨 建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。 2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

 - 3 定期性預金=定期預金
 - 4 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を記入しております

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月	30日
来 性別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4, 696, 582	100.00
製造業	626, 995	13. 35
農業	16, 043	0.34
林業	170	0.00
漁業	4,818	0.10
鉱業	16, 525	0.35
建設業	183, 421	3. 91
電気・ガス・熱供給・水道業	31, 220	0.67
情報通信業	30, 688	0.65
運輸業	101, 789	2. 17
卸売・小売業	644, 056	13.71
金融・保険業	148, 257	3. 16
不動産業	659, 537	14.04
各種サービス業	555, 401	11.83
地方公共団体	620, 893	13. 22
その他	1, 056, 761	22. 50
特別国際金融取引勘定分	_	
政府等	_	
金融機関	_	_
その他	_	_
合計	4, 696, 582	_

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

業種別	平成21年9月	30日
未性別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4, 785, 195	100.00
製造業	690, 236	14. 42
農業・林業	15, 580	0. 33
漁業	3, 217	0.07
鉱業・採石業・砂利採取業	17, 728	0.37
建設業	178, 379	3. 73
電気・ガス・熱供給・水道業	42, 344	0.88
情報通信業	38, 748	0.81
運輸業・郵便業	112, 017	2. 34
卸売業・小売業	624, 862	13.06
金融業・保険業	134, 506	2. 81
不動産業・物品賃貸業	779, 370	16. 28
医療・福祉等サービス業	386, 071	8. 07
地方公共団体	681, 844	14. 25
その他	1, 080, 286	22. 58
特別国際金融取引勘定分	_	_
政府等	_	_
金融機関	_	_
その他	_	_
合計	4, 785, 195	_

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
 - 2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少等により232億円の支出となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、432億円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入を主因に55億円の収入となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、460億円の増加となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出等により17百万円の支出となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、13億円の増加となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は176億円減少し、1,135億円となりました。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産							
	前中間連結会計期間末		当中間連結会計期間末		前連結会計年度末		
科目	(平成20年	9月30日)	(平成21年	9月30日)	(平成21年3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
有価証券	1	0.06	_		1	0.06	
信託受益権	112	4.61	123	5. 03	117	4. 83	
有形固定資産	2,091	85. 97	2, 103	85. 59	2,091	85. 73	
無形固定資産	115	4. 74	115	4. 69	115	4. 73	
その他債権	4	0.19	2	0. 11	4	0. 19	
銀行勘定貸	16	0.69	16	0.69	14	0. 59	
現金預け金	91	3.74	95	3.89	94	3. 87	
合計	2, 432	100.00	2, 457	100.00	2, 439	100.00	

負債							
	前中間連結会計期間末 当中間連結会計期間末		前連結会計年度末				
科目	(平成20年	9月30日)	(平成21年9月30日) (平成21年3		3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
金銭信託	53	2. 19	49	2.02	51	2. 12	
包括信託	2, 379	97.81	2, 408	97. 98	2, 387	97.88	
合計	2, 432	100.00	2, 457	100.00	2, 439	100.00	

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 一百万円、当中間連結会計期間末 一百万円、前連結会計年度 一百万円、
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末の取扱 残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間	当中間会計期間	増減(百万円)
	(百万円)(A)	(百万円)(B)	(B)-(A)
業務粗利益	45, 341	55, 979	10, 638
うち信託報酬	11	9	$\triangle 2$
経費(除く臨時処理分)	37, 122	35, 701	$\triangle 1,421$
人件費	18, 041	17, 763	△278
物件費	16, 846	15, 923	△923
税金	2, 234	2, 014	△219
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8, 218	20, 278	12,060
のれん償却額	_	_	_
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	8, 218	20, 278	12,060
一般貸倒引当金繰入額	△131	1, 936	2, 067
業務純益	8, 350	18, 342	9, 992
うち債券関係損益	△14, 699	△2, 823	11, 875
臨時損益	1,510	△9, 129	△10, 640
株式関係損益	9, 461	190	△9, 271
不良債権処理損失	8, 020	8, 150	130
貸出金償却	5, 988	4, 121	△1, 867
個別貸倒引当金純繰入額	1, 312	3, 319	2,006
偶発損失引当金繰入額	650	482	△168
バルクセール売却損	68	71	3
その他の処理額	_	156	156
その他臨時損益	69	△1, 168	△1, 238
経常利益	9, 854	9, 212	△641
特別損益	121	690	568
うち固定資産処分損益	△299	△185	114
税引前中間純利益	9, 976	9, 903	△73
法人税、住民税及び事業税	5, 229	50	△5, 178
法人税等還付税額		△88	△88
法人税等調整額	463	2, 789	2, 326
法人税等合計	5, 692	2, 750	△2, 941
中間純利益	4, 284	7, 152	2, 868

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

 - 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計 上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用 及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却
 - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

		前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1	1.72	1.60	△0. 12
(イ)貸出金利回		2.05	1.88	△0. 17
(口)有価証券利回		1. 18	1.04	△0. 14
(2) 資金調達原価	2	1. 37	1. 19	△0. 18
(イ)預金等利回		0. 27	0. 15	△0. 12
(口)外部負債利回		0.76	0.64	△0. 12
(3) 総資金利鞘	1-2	0. 35	0.41	0.06

- (注) 1 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。
 - 2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	3. 99	10.30	6. 31
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	3. 99	10.30	6. 31
業務純益ベース	4. 05	9. 32	5. 27
中間純利益ベース	2.08	3. 63	1.55

⁽注)分母は(期首純資産の部合計+期末純資産の部合計)÷2を使用しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

- (1) 銀行勘定
 - ① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	6, 412, 407	6, 554, 982	142, 575
預金(平残)	6, 451, 047	6, 609, 404	158, 356
貸出金(末残)	4, 730, 943	4, 819, 016	88, 073
貸出金(平残)	4, 694, 870	4, 871, 812	176, 942

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間	当中間会計期間	増減(百万円)
	(百万円)(A)	(百万円)(B)	(B)-(A)
個人	4, 998, 433	5, 089, 408	90, 974
法人	1, 101, 897	1, 123, 774	21, 877
合計	6, 100, 330	6, 213, 182	112, 851

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間	当中間会計期間	増減(百万円)
	(百万円)(A)	(百万円)(B)	(B)-(A)
消費者ローン残高	1, 291, 985	1, 337, 744	45, 759
住宅ローン残高	923, 143	956, 988	33, 844
その他ローン残高	368, 841	380, 755	11, 914

④ 中小企業等貸出金

			前中間会計期間	当中間会計期間	増減
			(A)	(B)	(B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1	百万円	2, 951, 543	2, 917, 083	△34, 460
総貸出金残高	2	百万円	4, 730, 943	4, 819, 016	88, 073
中小企業等貸出金比率	1/2	%	62. 38	60. 53	△1.85
中小企業等貸出先件数	3	件	244, 794	241, 710	△3, 084
総貸出先件数	4	件	245, 566	242, 481	△3, 085
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 68	99. 68	0.00

(2) 信託勘定

該当ありません。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	会計期間	当中間会計期間		
7里块	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
手形引受	_	_	_	_	
信用状	152	852	152	443	
保証	5, 572	27, 969	5, 185	24, 610	
計	5, 724	28, 822	5, 337	25, 053	

⁽注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する 従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る計算は、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率 (国内基準)

~_/H I U U A	本比率(国内基準)		平成20年9月30日	平成21年9月30日
	項目		金額 (百万円)	金額(百万円)
	資本金		85, 113	85, 113
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		58, 574	58, 574
	利益剰余金		256, 407	258, 495
	自己株式 (△)		23, 013	26, 834
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額 (△)		3, 125	3,091
	その他有価証券の評価差損 (△)			
	為替換算調整勘定			
基本的項目	新株予約権			5
(Tier 1)	連結子法人等の少数株主持分		1, 294	1, 475
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		_	
	営業権相当額(△)			
	のれん相当額(△)			
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)		_	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)			
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当 (△)		10, 802	3, 564
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項			_
	目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額 (△)		_	_
	計	(A)	364, 447	370, 172
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の		11, 171	11, 124
	45%相当額		,	-
	一般貸倒引当金		598	812
補完的項目	適格引当金が期待損失額を上回る額		_	
(Tier 2)	負債性資本調達手段等		35, 000	35, 000
	うち永久劣後債務(注2)		_	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		35, 000	35, 000
	計	, ,	46, 769	46, 937
	うち自己資本への算入額	(B)	46, 769	46, 937
控除項目	控除項目(注4)	(C)	10, 993	3,775
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	400, 224	413, 334
	資産 (オン・バランス) 項目		2, 714, 285	2, 931, 837
	オフ・バランス取引等項目	(=)	107, 593	125, 971
27	信用リスク・アセットの額	(E)	2, 821, 879	3, 057, 809
リスク・	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)	(F)	226, 270	222, 525
アセット等	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	18, 101	17, 802
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新	(H)	_	_
	所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	. ,	0.040.4=0	0.000.00=
`+\+ + - \\	計(E) + (F) + (H)	(I)	3, 048, 150	3, 280, 335
	(E) (E		13. 13	12. 60
	·1比率=A/I×100(%) 三第908年 9 万に担ばされの、よわわれ、フラップ、マップ		11.95	11. 28

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式 等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率 (国内基準)

	(四月本中)		平成20年9月30日	平成21年9月30日
	項目		金額(百万円)	金額 (百万円)
	資本金		85, 113	85, 113
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	
	資本準備金		58, 574	58, 574
	その他資本剰余金		_	<u> </u>
	利益準備金		55, 317	55, 317
	その他利益剰余金		200, 974	202, 697
	その他		_	
	自己株式(△)		24, 241	28,063
基本的項目	自己株式申込証拠金			
(Tier 1)	社外流出予定額(△)		3, 125	3,091
(1101 1)	その他有価証券の評価差損(△)		-	- 5,001
	新株予約権		_	5
	営業権相当額(△)		_	
	のれん相当額 (△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		_	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		_	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			
			12,618	5, 483
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項			
	目の合計額)		_	_
	操延税金資産の控除金額 (△)		_	
	林延忧亚貝庄》在你立识(A) 卦	(A)	359, 993	365, 069
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(A)	309, 993	505, 009
	(注1)		_	_
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の			
	45%相当額		9, 899	9,852
	一般貸倒引当金		_	
補完的項目	適格引当金が期待損失額を上回る額		_	
(Tier 2)	負債性資本調達手段等		35, 000	35,000
(1161 2)	うち永久劣後債務(注2)			55,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		35, 000	35, 000
	計 計		44, 899	44, 852
	うち自己資本への算入額	(B)	44, 899	44, 852
控除項目	控除項目(注4)	(C)	12, 853	5,771
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	392, 038	404, 150
日山貝平領	資産(オン・バランス)項目	(D)		
			2, 693, 911	2, 916, 846
	オフ・バランス取引等項目	(F)	107, 591	125, 970
	信用リスク・アセットの額	(E)	2, 801, 502	3, 042, 816
11 2	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/	(F)	222, 005	218, 427
リスク・	8%)		17 700	17 474
アセット等	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	17, 760	17, 474
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た	(H)		
		(II)	_	
	額 計(E)+(F)+(H)	(T)	9 009 507	0.001.040
出伏百二次十		(I)	3, 023, 507	3, 261, 243
	比率(国内基準)=D/I×100(%)		12.96	12. 39
	1 比率=A/I×100(%) 示第40条第2項に掲げろもの すかわち ステップ・アップ	A T.1166 -	11.90	11.19

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第41条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻 に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の 回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常信格

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに 区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日	
惧惟の色ガ	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	220	234	
危険債権	811	758	
要管理債権	519	178	
正常債権	46, 320	47, 527	

(注) 上記は自己査定に基づき、与信関連債権の査定結果を記載しております。 なお、金額は単位未満を四捨五入しております。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

- (1) 第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新築、増改築等のうち、当第2四半期連結会計期間中に重要な変更はありません。
- (2) 当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

 22(1	* / * * * * * * * * * * * * * * * * *									
	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	区分 設備の内容		テ定金額 万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
		ての他				総額	既支払額	刀伝		平月
当行	_	我孫子支店他	千葉県 我孫子市他	新設	店舗	1, 143	15	自己資金	21年10月	22年11月

リース業務 該当ありません。

その他業務

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容		予定金額 「万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
		その他				総額	既支払額	万伝		平月
国内 連結 子会社	常陽施設 管理株式 会社	常陽郷土会館	茨城県 水戸市	改修	貸ビル	57	0	自己資金	21年9月	22年2月

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおります。
 - 2 事業の種類別セグメントについては、銀行業務、リース業務及びその他業務に区分しており、国内連結子会社はリース業務とその他業務として計上しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】 (1) 【株式の総数等】 ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2, 167, 515, 000
計	2, 167, 515, 000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	822, 231, 875	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株であります。
計	822, 231, 875	同左	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成21年7月27日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第1回新株予約権」				
	第2四半期会計期間末現在			
	(平成21年9月30日)			
新株予約権の数	56,698個(注1)			
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数	56,698株(注2)			
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円			
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日~平成51年8月24日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 418円			
発行価格及び資本組入額	資本組入額 209円			
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件について欄外注記参照。(注3)			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承 認を要する。			
代用払込みに関する事項	_			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)			

②平成21年7月27日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第2回新株予約権」

	第2四半期会計期間末現在
	(平成21年9月30日)
新株予約権の数	41,546個(注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	41,546株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日~平成51年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 440円
発行価格及び資本組入額	資本組入額 220円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件について欄外注記参照。(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承 認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 1株

2 新株予約権の目的となる株式の数

付与株式数は、新株予約権の割当日以後、当行が株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数により行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件(その他の条件)
 - ① 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という。)に定める条件による。
 - ② 上記「新株予約権の行使の条件」、①に関わらず、新株予約権者および相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画 承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社 法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合) 当該承認または決定がなされた日の翌日 から15日間
 - ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから ホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 - 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株 予約権の行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
 - 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日~ 平成21年9月30日	_	822, 231	_	85, 113, 078		58, 574, 006

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー)サブ アカウント アメリカン クライアント	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	38, 027	4.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	37, 992	4. 62
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	37, 973	4. 61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	28, 003	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22, 290	2.71
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	17, 049	2.07
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	16, 448	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	12, 785	1.55
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	10, 465	1.27
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タツクス エグゼンプテド ペンション フアンズ	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	10, 450	1. 27
≅ +	_	231, 483	

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

12,785千株

2 当行は、平成21年9月30日現在、自己株式を 49,323千株 (5.99%)保有しておりますが、上記大株主から除外してお ります。

(6) 【議決権の状況】 ① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

			1 M21 + 3 71 30 11 50 11.
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 49,323,000	_	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 767, 691, 000	767, 691	同上
単元未満株式	普通株式 5,217,875	_	同上
発行済株式総数	822, 231, 875	_	_
総株主の議決権	_	767, 691	_

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それ ぞれ2,000株及び800株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権 が 2個含まれております。
 - 2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式 794株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

				1 /4/451 0	7100 1 7011
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する所 有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社常陽銀行	水戸市南町2丁目5番5号	49, 323, 000	_	49, 323, 000	5. 99
計	_	49, 323, 000	_	49, 323, 000	5. 99

2 【株価の推移】 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	479	480	506	503	494	483
最低(円)	427	444	461	442	454	415

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出目後、当四半期報告書提出目までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
 - なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

			前連結会計年度の
	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	120, 022	152, 953	179, 03
コールローン及び買入手形	7, 459	19, 395	26, 72
買入金銭債権	56, 815	53, 858	54, 06
特定取引資産	24, 765	2,989	9, 57
金銭の信託	23, 324	_	-
有価証券	%1, %7, %12 2, 188, 231	% 7, % 12 2, 152, 356	%1, %7, %12 1, 975, 08
貸出金	%2, %3, %4, %5, %6, %8 4, 696, 582	%2, %3, %4, %5, %6, %8 4, 785, 195	%2, %3, %4, %5, %6 %8 4, 911, 98
外国為替	1, 521	1,946	1, 31
リース債権及びリース投資資産	※ 7 31, 857	% 7 30, 210	※ 7 31, 74
その他資産	※ 7 133, 904	※ 7 72,754	※ 7 70, 50
有形固定資産	※ 9, ※ 10 93, 651	% 9, % 10 96 , 580	※ 9, ※ 10 97, 39
無形固定資産	7, 789	7, 394	7, 12
繰延税金資産	41,200	29, 061	57, 65
支払承諾見返	28, 822	25, 053	28, 5
貸倒引当金	△39, 349	△39, 634	$\triangle 36,42$
投資損失引当金	△48	△48	\triangle 4
資産の部合計	7, 416, 551	7, 390, 066	7, 414, 28
負債の部			
預金	% 7 6, 396, 909	* 7 6, 539, 033	※ 7 6, 547, 45
譲渡性預金	76, 271	54, 764	99, 36
コールマネー及び売渡手形	% 7 208, 631	45,000	※ 7 111, 94
債券貸借取引受入担保金	% 7 101, 450	% 7 109, 344	※ 7 73, 64
特定取引負債	106	356	27
借用金	% 7, % 11 70, 477	% 7, % 11 87 , 075	% 7, % 11 80, 88
外国為替	331	283	18
社債	15, 000	15,000	15, 00
信託勘定借	16	16	,
その他負債	95, 992	70,003	57, 28
退職給付引当金	4, 219	4, 488	4, 2
役員退職慰労引当金	669	17	74
睡眠預金払戻損失引当金	1, 194	1,300	1, 33
ポイント引当金	105	137	10
利息返還損失引当金	8	8	
偶発損失引当金	1,720	2,060	1, 62
特別法上の引当金	0	0	1,02
再評価に係る繰延税金負債	*9 14,038	×9 13, 997	※ 9 14, 00
負ののれん	2, 844	2,686	2,76
支払承諾	28, 822	25, 053	28, 55
負債の部合計	7,018,811	6, 970, 628	7, 039, 40

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	85, 113	85, 113	85, 113
資本剰余金	58, 574	58, 574	58, 574
利益剰余金	256, 407	258, 495	254, 154
自己株式	△23, 013	△26, 834	△26, 804
株主資本合計	377, 081	375, 347	371, 036
その他有価証券評価差額金	9, 266	33, 646	△6, 397
繰延ヘッジ損益	△691	△1, 763	△1,868
土地再評価差額金	***9 ***10,786	※ 9 10, 724	※ 9 10,739
評価・換算差額等合計	19, 362	42,607	2, 474
新株予約権	_	5	_
少数株主持分	1,296	1, 478	1, 369
純資産の部合計	397, 740	419, 438	374, 881
負債及び純資産の部合計	7, 416, 551	7, 390, 066	7, 414, 285

			(単位:日刀円)
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	102, 339	81, 188	193, 394
資金運用収益	67, 002	58, 821	130, 243
(うち貸出金利息)	48, 258	45, 968	97, 043
(うち有価証券利息配当金)	17, 652	12, 153	31, 371
信託報酬	11	9	22
役務取引等収益	12, 236	11, 326	23, 194
特定取引収益	230	275	580
その他業務収益	1, 477	667	3, 914
その他経常収益	21, 380	10, 087	35, 438
経常費用	92, 238	71, 576	191, 398
資金調達費用	14, 756	6, 705	25, 137
(うち預金利息)	9, 250	5, 164	15, 992
役務取引等費用	3, 395	3, 384	6, 806
その他業務費用	15, 752	3, 233	42, 631
営業経費	38, 316	37, 556	74, 589
その他経常費用	<u>*1 20,017</u>	% 1 20,696	% 1 42, 233
経常利益	10, 101	9,612	1, 995
特別利益	1, 437	1,032	2, 423
固定資産処分益	0	_	47
償却債権取立益	1, 402	1,032	2, 357
その他の特別利益	34	_	18
特別損失	1, 104	225	1, 539
固定資産処分損	302	200	736
減損損失	% 2 23	※ 2 24	※ 2 23
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0	0
その他の特別損失	*************************************	_	※ 3 779
税金等調整前中間純利益	10, 434	10, 419	2, 879
法人税、住民税及び事業税	5, 535	648	2, 725
法人税等還付税額	_	△88	_
法人税等調整額	510	2, 333	△5, 177
法人税等合計	6, 045	2, 893	△2, 451
少数株主利益	75	106	153
中間純利益	4, 313	7, 419	5, 178

当中間期末残高

(<u>単位:百万円)</u> 前連結会計年度の連結 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 至 平成21年3月31日) 株主資本 資本金 85, 113 85, 113 前期末残高 85, 113 当中間期変動額 当中間期変動額合計 85, 113 85, 113 当中間期末残高 85, 113 資本剰余金 前期末残高 58, 574 58, 574 58, 574 当中間期変動額 当中間期変動額合計 58, 574 58, 574 58,574当中間期末残高 利益剰余金 前期末残高 255, 255 254, 154255, 255 当中間期変動額 剰余金の配当 △3, 136 △3,091 △6, 262 中間純利益 4,313 7,419 5, 178 自己株式の処分 $\triangle 57$ $\triangle 2$ $\triangle 96$ 土地再評価差額金の取崩 79 32 15 当中間期変動額合計 1, 151 4, 340 △1, 101 当中間期末残高 256, 407 254, 154 258, 495 自己株式 前期末残高 $\triangle 21,671$ △26,804 △21,671 当中間期変動額 △1,659 自己株式の取得 $\triangle 40$ △5,602 318 自己株式の処分 10 468 当中間期変動額合計 △1, 341 △30 △5, 133 △23, 013 △26, 834 △26, 804 当中間期末残高 株主資本合計 371,036 377, 271 前期末残高 377, 271 当中間期変動額 剰余金の配当 △3, 136 △3, 091 △6, 262 中間純利益 4,313 7,419 5, 178 $\triangle 1,659$ 自己株式の取得 $\triangle 40$ △5,602 自己株式の処分 260 8 371 土地再評価差額金の取崩 32 15 79 当中間期変動額合計 $\triangle 190$ 4,310 △6, 235 当中間期末残高 377, 081 375, 347 371,036 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 前期末残高 43,833 △6, 397 43,833 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) △34, 566 △50, 230 40,043 当中間期変動額合計 △34, 566 40,043 △50, 230

9, 266

33,646

 $\triangle 6,397$

			(手匠・ログロ)
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△1, 130	△1,868	△1, 130
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	439	104	△737
当中間期変動額合計	439	104	△737
当中間期末残高	△691	△1,763	△1,868
土地再評価差額金			
前期末残高	10, 819	10, 739	10,819
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△32	△15	△79
当中間期変動額合計	△32	△15	△79
当中間期末残高	10,786	10, 724	10,739
評価・換算差額等合計	<u></u>	<u>, </u>	<u> </u>
前期末残高	53, 521	2, 474	53, 521
当中間期変動額	,	,	,
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△34, 159	40, 132	△51, 047
当中間期変動額合計	△34, 159	40, 132	△51,047
当中間期末残高	19, 362	42, 607	2, 474
新株予約権		<u> </u>	<u> </u>
前期末残高	_	_	_
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		5	_
当中間期変動額合計	_	5	_
当中間期末残高	_	5	_
少数株主持分	-		
前期末残高	1, 222	1, 369	1, 222
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	74	108	147
当中間期変動額合計	74	108	147
当中間期末残高	1, 296	1, 478	1,369
純資産合計	-		
前期末残高	432, 016	374, 881	432,016
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3, 136	△3, 091	△6, 262
中間純利益	4, 313	7, 419	5, 178
自己株式の取得	△1,659	△40	△5, 602
自己株式の処分	260	8	371
土地再評価差額金の取崩	32	15	79
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△34, 085	40, 246	△50, 899
当中間期変動額合計	△34, 275	44, 557	△57, 135
当中間期末残高	397, 740	419, 438	374, 881

(単位:百万円) 前連結会計年度の連結

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
:業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	10, 434	10, 419	2,879
減価償却費	2, 264	2, 992	5, 129
減損損失	23	24	23
負ののれん償却額	△79	△79	△158
貸倒引当金の増減(△)	469	3, 212	$\triangle 2,457$
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	$\triangle 0$	0	△0
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	19	△725	92
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△28	△33	110
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△55	35	△58
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	627	436	530
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	_	_	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	45	268	45
資金運用収益	△68, 301	△60, 584	△132, 976
資金調達費用	14,756	6, 705	25, 137
有価証券関係損益(△)	6, 627	4,898	33, 926
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	78		54
為替差損益(△は益)	$\triangle 2,595$	3, 918	23, 225
固定資産処分損益(△は益)	301	200	689
特定取引資産の純増(△)減	1, 298	6, 589	16, 485
特定取引負債の純増減 (△)	△97	86	66
リース投資資産の増減額 (△は増加)	369	1,532	484
貸出金の純増(△)減	$\triangle 61,366$	126, 792	△276, 771
預金の純増減(△)	56, 789	△8, 419	207, 332
譲渡性預金の純増減 (△)	30,860	△44, 596	53, 949
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△967	6, 190	9, 440
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	18,999	△13,892	$\triangle 2,953$
コールローン等の純増(△)減	5, 336	7, 539	△11, 181
コールマネー等の純増減 (△)	45, 949	△66, 947	△50, 735
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△64, 779	35, 694	△92, 580
外国為替(資産)の純増(△)減	△484	△630	△278
外国為替(負債)の純増減(△)	27	97	△118
信託勘定借の純増減(△)	$\triangle 0$	2	$\triangle 2$
資金運用による収入	68, 924	61, 549	133, 648
資金調達による支出	△14, 145	△7, 173	△24, 271
その他	△10, 624	10, 606	△21,651
小計	40, 676	86, 712	△102, 943
法人税等の支払額	△4, 089	△316	△9, 993
営業活動によるキャッシュ・フロー	36, 587	86, 395	△112, 937

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	$\triangle 237,942$	△243, 942	△530, 475
有価証券の売却による収入	63, 124	25, 955	380, 243
有価証券の償還による収入	167, 662	97, 825	320, 424
金銭の信託の増加による支出	△20,000	_	△25,000
金銭の信託の減少による収入	_	_	28, 500
有形固定資産の取得による支出	$\triangle 2,208$	△1,870	△9, 386
有形固定資産の売却による収入	68	14	190
無形固定資産の取得による支出		△1, 209	△224
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29, 294	△123, 226	164, 271
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△3, 136	△3, 091	△6, 262
少数株主への配当金の支払額	$\triangle 0$	$\triangle 0$	$\triangle 0$
自己株式の取得による支出	$\triangle 1,659$	$\triangle 40$	$\triangle 5,602$
自己株式の売却による収入	260	8	371
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,536	△3, 124	△11, 493
現金及び現金同等物に係る換算差額	12	△15	△15
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,769	△39, 970	39, 825
現金及び現金同等物の期首残高	113, 725	153, 550	113, 725
現金及び現金同等物の中間期末残高	116, 494	113, 580	153, 550

	~~ HI*/~ \ 21 HI HI	V T BB 75 (4 A 21 HOBB	24 to 4 A 3 F F
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日
	至 平成20年4月1日	至 平成21年4月1日	至 平成20年4月1日
1. 連結の範囲に	(1) 連結子会社 10社	(1) 連結子会社 9社	(1) 連結子会社 9社
関する事項	主要な会社名	主要な会社名	主要な連結子会社名は「第1
	株式会社常陽リース 常陽信用保証株式会社	株式会社常陽リース 常陽信用保証株式会社	企業の概況 4 関係会社の状況」 に記載しているため省略しまし
	株式会社常陽クレジット	株式会社常陽クレジット	に記載しているため自附しました。
	常陽施設管理株式会社	常陽施設管理株式会社	なお、常陽スタッフサービス株式
			会社は清算結了により除外してお
	(2) 非連結子会社 1社	(2) 非連結子会社 0社	ります。 (2) 非連結子会社 1社
	(2) 升度和丁云红	常陽1号投資事業組合は、当中間	会社名 常陽1号投資事業組合
	非連結子会社は、その資産、	連結会計期間において清算手続き	非連結子会社は、その資産、
	経常収益、中間純損益(持分に見	を結了しました。	経常収益、当期純損益(持分に見
	合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲		合う額)及び利益剰余金(持分に見 合う額)等からみて、連結の範囲
	から除いても企業集団の財政状態		から除いても企業集団の財政状態
	及び経営成績に関する合理的な判		及び経営成績に関する合理的な判
	断を妨げない程度に重要性が乏し		断を妨げない程度に重要性が乏し
	いため、連結の範囲から除外して おります。		いため、連結の範囲から除外して おります。
2. 持分法の適用	(1) 持分法適用の非連結子会社	(1) 持分法適用の非連結子会社	(1) 持分法適用の非連結子会社
に関する事項	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社
	該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社	該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社	該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社
	1社	該当ありません。	1社
	会社名 常陽1号投資事業組合	常陽1号投資事業組合は、当中間	会社名 常陽1号投資事業組合
		連結会計期間において清算手続きを結了しました。	
	 (4) 持分法非適用の関連会社	(4) 持分法非適用の関連会社	(4) 持分法非適用の関連会社
	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
	持分法非適用の非連結子会社 は、中間純損益(持分に見合う額)		持分法非適用の非連結子会社 は、当期純損益(持分に見合う額)
	は、中间純損益(特分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)		及び利益剰余金(持分に見合う額)
	等からみて、持分法の対象から除		等からみて、持分法の対象から除
	いても中間連結財務諸表に重要な		いても連結財務諸表に重要な影響
	影響を与えないため、持分法の対象から除いております。		を与えないため、持分法の対象か ら除いております。
3. 連結子会社の		(1) 連結子会社の中間決算日は	(1) 連結子会社の決算日は次の
(中間)決算日	次のとおりであります。	次のとおりであります。	とおりであります。
等に関する事	9月末日 10社	9月末日 9社	3月末日 9社
項	(2) それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。	(2) 同左	(2) それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
4. 会計処理基準	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及
に関する事項	び収益・費用の計上基準	び収益・費用の計上基準	び収益・費用の計上基準
	当行の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費	同左	当行及び連結子会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準
	用の計上基準は次のとおりであり	IH)ZL	及び収益・費用の計上基準は次の
	ます。		とおりであります。
	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係		金利、通貨の価格、有価証券 市場における相場その他の指標
	場における相場での他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等		T場における相場での他の指標 に係る短期的な変動、市場間の
	を利用して利益を得る等の目的		格差等を利用して利益を得る等
	(以下「特定取引目的」)の取引に		の目的(以下「特定取引目的」)
	ついては、取引の約定時点を基準 とし、中間連結貸借対照表上「特		の取引については、取引の約定 時点を基準とし、連結貸借対照
	定取引資産」及び「特定取引負		表上「特定取引資産」及び「特
	債」に計上するとともに、当該取		定取引負債」に計上するととも
	引からの損益を中間連結損益計算		に、当該取引からの損益を連結
	書上「特定取引収益」及び「特定 取引費用」に計上しております。		損益計算書上「特定取引収益」 及び「特定取引費用」に計上し
	特定取引資産及び特定取引負債		ております。
	の評価は、有価証券及び金銭債権		特定取引資産及び特定取引負
	等については中間連結決算日の時		債の評価は、有価証券及び金銭
	価により、スワップ・先物・オプ		債権等については連結決算日の

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	ション取引等の派生商品につい ては中間連結決算日において決		時価により、スワップ・先物・オ プション取引等の派生商品につい
	済したものとみなした額により		ては連結決算日において決済した
	行っております。		ものとみなした額により行ってお
	また、特定取引収益及び特定		ります。
	取引費用の損益計上は、当中間		また、特定取引収益及び特定
	連結会計期間中の受払利息等		取引費用の損益計上は、当連結会
	に、有価証券、金銭債権等につ		計年度中の受払利息等に、有価証
	いては前連結会計年度末と当中 間連結会計期間末における評価		券、金銭債権等については前連結
	同連結云計朔 同木における評価 損益の増減額を、派生商品につ		会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生
	いては前連結会計年度末と当中		商品については前連結会計年度末
	間連結会計期間末におけるみな		と当連結会計年度末におけるみな
	し決済からの損益相当額の増減		し決済からの損益相当額の増減額
	額を加えております。		を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価	(2) 有価証券の評価基準及び評価	(2) 有価証券の評価基準及び評価
	方法	方法	方法
[(イ) 当行及び連結子会社の有価証		(イ) 当行及び連結子会社の保有する有無証券の証無其準及び運転する
	券の評価は、満期保有目的の債券 については移動平均法による償却	券の評価は、満期保有目的の債 券については移動平均法による	価証券の評価基準及び評価方法は、 次のとおりであります。
	原価法(定額法)、その他有価証券		有価証券の評価は、満期保有
	のうち時価のあるものについては	有価証券のうち時価のある国内	目的の債券については移動平均法
	中間連結決算日の市場価格等に基	株式及び国内投資信託は中間連	による償却原価法(定額法)、その
	づく時価法(売却原価は主として	結決算期末前1ヶ月の市場価格	他有価証券のうち時価のある国内
	移動平均法により算定)、時価の	等の平均に基づく時価法(売却	株式及び国内投資信託は連結決算
	ないものについては、移動平均法	原価は主として移動平均法により第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	期末前1ヶ月の市場価格等の平均に其べく時無法(売却原無は主)
	による原価法又は償却原価法によ り行っております。	り算定)、国内株式及び国内投 資信託以外で時価のあるものに	に基づく時価法(売却原価は主と して移動平均法により算出)、国
	なお、その他有価証券の評価差	ついては、中間連結決算日の市	内株式及び国内投資信託以外で時
	額については、全部純資産直入法	場価格等に基づく時価法(売却	価のあるものについては、連結決
	により処理しております。	原価は主として移動平均法によ	算日の市場価格等に基づく時価法
		り算定)、時価のないものにつ	(売却原価は主として移動平均法
		いては移動平均法による原価法	により算定)、時価のないものに
		又は償却原価法により行ってお	ついては、移動平均法による原価
		ります。 なお、その他有価証券の評価	法又は償却原価法により行ってお ります。
		差額については、全部純資産直	なお、その他有価証券の評価差額に
		入法により処理しております。	ついては、全部純資産直入法により
		(追加情報)	処理しております。
		その他有価証券のうち時価の	
		ある国内株式及び国内投資信託	
		の期末時価については、前連結	
		会計年度末より連結決算日の市 場価格等に基づき評価する方法	
		場価格等に基づさ評価する方法 から連結決算期末前1ヶ月の市場	
		価格等の平均に基づき評価する	
		方法に変更しております。その	
		ため、その他有価証券のうち時	
		価のある国内株式及び国内投資	
		信託の期末時価については、前	
		中間連結会計期末と当中間連結	
		会計期末で評価方法が異なって おります。	
		なお、前中間連結会計期末に	
		変更後の評価方法を適用した場	
		合、「有価証券」は15,479百万	
		円、「その他有価証券評価差額	
		金」は9,430百万円及び「少数株	
		主持分」は1百万円それぞれ増加	
		し、「繰延税金資産」は5,842百 万円減少します。その他経常費	
		用は204百万円減少し、経常利益	
		および税金等調整前中間純利益	
		は204百万円それぞれ増加しま	
		す。	

前中間連結 <i>会</i> (自 平成20年 至 平成20年	4月1日 (目	当中間連結会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
ロ)当行の有価証券; する単独運用の金 て信託財産として; 有価証券の評価は、 行っております。	践の信託におい 運用されている		
(3) デリバティブ取 び評価方法 当行のデリバティ	及び	リバティブ取引の評価基準 評価方法	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
引目的の取引を除く 価法により行ってお	3ります。 -	同左	同左
(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定	①有形 資産は、定率法	西償却の方法 固定資産	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率
(ただし、平成10年4 得した建物(建物附) については定額法)を 価償却費見積額を期 計上しております。 また、主な耐用:	属設備を除く。) 上採用し、年間減 間間により按分し	同左	法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
りであります。 建物:6年~5 動産:3年~2 連結子会社の有 いては、資産の見 づき、主として定 しております。	20年 形固定資産につ 賃耐用年数に基		建物 : 6年~50年 その他: 3年~20年 連結子会社の有形固定資産に ついては、資産の見積耐用年数に 基づき、主として定率法により償 却しております。
②無形固定資産		固定資産	②無形固定資産
無形固定資産は 償却しております。 用のソフトウェア 行並びに連結子会 可能期間(主として で償却しております	、なお、自社利 については、当 社で定める利用 C5年)に基づい	同左	同左
(5) 貸倒引当金の計 当行の貸倒引当 ている償却・引当 のとおり計上して: 破産、特別清算	上基準 (5) 貸債 金は、予め定め 当 基準に則り、次 めて おります。 り、	到引当金の計上基準 行の貸倒引当金は、予め定 いる償却・引当基準に則 次のとおり計上しておりま	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しておりま す。
総の事実が発生し (以下「破綻先」と 債権及びそれと同 債務者(以下「実別 う。)に係る債権 下のなお書きに記 接減額後の帳簿価 処分可能見込額を控	にいう。)に係る 等の状況にある 質破綻先」とい こついては、以 載されている直 額から、担保の び保証による回	産、特別清算等法的に経営 の事実が発生している債 从下「破綻先」という。)に 債権及びそれと同等の状況 る債務者(以下「実質の破い という。)に係る債権につい 、以下のなお書きに記載領 いる直接減額後の帳簿価額 、担保の処分可能見込額及	破産、特別清算等法的に経営 破綻の事実が発生している債務 者(以下「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等の状況 にある債務者(以下「実質破綻 先」という。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに載載 れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及
を計上しておりま は経営破綻の形況 経営破綻に陥る情務 認められる債権額 いては、債権額か 可能見込額を控除し ち、債務者の支払 判断し必要と認め	にないが、今後 能性が大きいと に係る債権につ ら、担保の処分 による回収可 、その残額のう 能力を総合的に 整際 控除 りの状 になる は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	証による回収可能見込額をし、その残額を計上し破れまた、現在は経営破おけにないが大き後経営破綻る可能性が大き債権につめができる債権額が保証による回収収の回収収の回収収のの回収収のの回収収ののの関係ででし、その残額のと数額を控除し、その残額の	び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権にの分す は、債権額から、担保の処分可 能見込額を控除し、その残額の
おります。上記以ては、過去の一定倒実績から算出しに基づき計上して	外の債権につい うち 期間における貸 的に た貸倒実績率等 上し 権に にお 貸倒	なる。 では、その人は では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	または、その人様の うち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計 上しております。上記以外の債 権については、過去の一定期間 における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき計上して おります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	また、自らの保証を付した私募	また、自らの保証を付した私募	また、自らの保証を付した私募
	債を引き受けたものについては、	債を引き受けたものについては、	債を引き受けたものについては、
	私募債の発行会社の信用リスクに	私募債の発行会社の信用リスクに	私募債の発行会社の信用リスクに
	応じて、上記債権と一体の方法に	応じて、上記債権と一体の方法に	応じて、上記債権と一体の方法に
	より引き当てております。	より引き当てております。	より引き当てております。
	すべての債権は、資産の自己査	すべての債権は、資産の自己査	すべての債権は、資産の自己査
	定基準に基づき、営業関連部署が	定基準に基づき、営業関連部署が	定基準に基づき、営業関連部署が
	資産査定を実施し、当該部署から	資産査定を実施し、当該部署から	資産査定を実施し、当該部署から
	独立した資産監査部署が査定結果	独立した資産監査部署が査定結果	独立した資産監査部署が査定結果
	を監査しており、その査定結果に基	を監査しており、その査定結果に基	を監査しており、その査定結果に
	づいて上記の引当を行っておりま	づいて上記の引当を行っておりま	基づいて上記の引当を行っておりま
	す。	す。	す。
	連結子会社の貸倒引当金は、一	連結子会社の貸倒引当金は、一	連結子会社の貸倒引当金は、一
	般債権については過去の貸倒実績	般債権については過去の貸倒実績	般債権については過去の貸倒実績
	率等を勘案して必要と認めた額	率等を勘案して必要と認めた額	率等を勘案して必要と認めた額
	を、貸倒懸念債権等特定の債権に	を、貸倒懸念債権等特定の債権に	を、貸倒懸念債権等特定の債権に
	ついては、個別に回収可能性を勘	ついては、個別に回収可能性を勘	ついては、個別に回収可能性を勘
	案し、回収不能見込額をそれぞれ	案し、回収不能見込額をそれぞれ	案し、回収不能見込額をそれぞれ
	引き当てております。	引き当てております。	引き当てております。
	なお、当行及び連結子会社の一	なお、当行及び連結子会社の一	なお、当行及び連結子会社の一
	部は、破綻先及び実質破綻先に対	部は、破綻先及び実質破綻先に対	部は、破綻先及び実質破綻先に対
	する担保・保証付債権等について	する担保・保証付債権等について	する担保・保証付債権等について
	は、債権額から担保の評価額及び	は、債権額から担保の評価額及び	は、債権額から担保の評価額及び
	保証による回収が可能と認められ	保証による回収が可能と認められ	保証による回収が可能と認められ
	る額を控除した残額を取立不能見	る額を控除した残額を取立不能見	る額を控除した残額を取立不能見
	込額として債権額から直接減額し	込額として債権額から直接減額し	込額として債権額から直接減額し
	ており、その金額は43,927百万円	ており、その金額は45,778百万円	ており、その金額は44,962百万円
	であります。	であります。	であります。
	(6) 投資損失引当金の計上基準	(6) 投資損失引当金の計上基準	(6) 投資損失引当金の計上基準
	当行及び連結子会社は、投資等		
	について、将来発生する可能性の	同左	同左
	ある損失を見積もり、必要と認め		
	られる額を計上しております。	(カ) 乳見費 ヒュロリ へっさし 甘油	
	(7) 役員賞与引当金の計上基準	(7) 役員賞与引当金の計上基準	
	役員賞与引当金は、役員への賞	同左	
	与の支払に備えるため、役員に対 する賞与の支給見込額のうち、当	四左	
	する真母の文紹見込額のすら、当中間連結会計期間に帰属する額を		
	中间連結芸計期间に帰属する額を 計上することとしております。た		
	だし、当中間連結会計期間は役員		
	への支給額を合理的に見積ること		
	が困難であるため引当計上してお		
	りません。		
	(8) 退職給付引当金の計上基準	(8) 退職給付引当金の計上基準	(8) 退職給付引当金の計上基準
	当行及び連結子会社の退職給付		当行及び連結子会社の退職給付
	引当金は、従業員の退職給付に備	同左	引当金は、従業員の退職給付に備
	えるため、当連結会計年度末にお	1.4/===	えるため、当連結会計年度末にお
	ける退職給付債務及び年金資産の		ける退職給付債務及び年金資産の
	見込額に基づき、当中間連結会計		見込額に基づき、必要額を計上し
	期間末において発生していると認		ております。また、過去勤務債務
	められる額を計上しております。		及び数理計算上の差異の費用処理
	また、過去勤務債務及び数理計算上		方法は以下のとおりであります。
	の差異の費用処理方法は以下のとお		過去勤務債務:その発生時の従
	りであります。		業員の平均残存勤務期間内
	過去勤務債務:その発生時の従		の一定の年数(10年)による
	業員の平均残存勤務期間内の		定額法により費用処理
	一定の年数(10年)による定額		数理計算上の差異:各連結会計
	法により費用処理		年度の発生時の従業員の平
	数理計算上の差異:各連結会計		均残存勤務期間内の一定の
	年度の発生時の従業員の平均残		年数(10年)による定額法に
	存勤務期間内の一定の年数(10		より按分した額を、それぞ
	年)による定額法により按分し		れ発生の翌連結会計年度から
	た額を、それぞれ発生の翌連結		費用処理
	会計年度から費用処理		
_			

前中形態性会計期間 (育 平成の16 9月の13) ② 食日温極繁労引生金の計上版 遊 代日温極繁労引生金人は、役員 へのお縁型労命の支払いに備える 大心、役員に不生生していると認 かられる経金計上しております。 「10 「不成日本所とのでは大い人場合の計工版を対した、公司 かられる経金計上しております。」 「10 「不成日本所とのでは大い人場合の計工版を対した、公司 がおおいたに発生していると認 かられる経金計上しております。」 「10 「不成日本所とのでは大い人場合のは は下からいる性になったの、 は下からいる性になったの、 は下からいる性になったの、 は下からいる性になったの、 は下からいる性になったの、 は下からいる性になったの、 は下からいる性になったの、 は下からいる性に対します。」 「10 「ボイント引き合い。」 は下からいる性に対しております。」 「10 「ボイント引き合い。」 は下からいる性に対しております。」 「10 「ボイント引き合い。」 は下からいる性に対しております。」 「10 ボイント引き合い。」 は下からいる性に対しております。」 「10 ボイント引き合い。」 は下からいる性に対しております。」 「10 ボイント引き合い。」 は下からい。 は下からい。 は下からい。 は下からい。 は下からいる性に対しております。。 「10 「大い人に対しまな」」 「11 ボイント引き合いがよいた場合のの料工基準 であるの計工基準 であるの計工基準 であるの計工基準 であるのは、の様を利用さるとい。 は下から、 は下から、 は下から、 は下から、 は下から、 は下から、 は下からいる性に対してはいまります。 「11 ボイント引き合い計工基準 では、 「内な に対しております。」 「12 利息返還指失引き金の計工基準 であるの計工基準 であるの計工基準 であるのが上上を では、 「一般を対したの利息をでは、 「相えるため、 第2かの後度 よい、 は、 に、 に、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	T		
要 平成2年9月30日) (9) 投資運搬整労引当金の計上基 整		·	
(9) 役員退職室労引当金の計上基準			
# 役員退職財労引当金は、役員 への辺観財労命の支払いに備える ため、受は上対する退職財务会の 支給見種係のうち、当中間連結会 計画用本生に発生していると認 められる概念計正しております。 (10) 体末間金払展用発引当金の計 上基権 体限預金核取用表外当当金は利 益計上した保険預金の資金者への 抗戻視大原名気質を対しております。 (11) がイント引当金の消止を滞 ボイント引当金の計止な際 ボイント引当金の計止な際 ボイント引当金の計止な際 ボイント引当金の計止な際 ボイント引当金の計止な形 は大量の手の利用により持ち、 「2個を計止しております。 (11) ボイント引当金の計止な際 ボイント引当金の計止な際 ボイント引当金の計止な際 (12) 利息返還損失引当金の計上な際 基礎子会社のうち!社が発行するか レジットカードの利用により持ち、 「2個を利を追悼へ及情報の計算を でしたの無発を計上しております。 (12) 利息返還損失引当金の計上な際 基礎子会社のうち!社が発行するか したまかまた。 (13) その他の傷発損大引き金の計上な際 と認めれた報を計上しております。 (14) その他の傷発損大引き金の計上な際 その他の傷発損大引き金の計上な際 大型にに備えるため、過去の返還 実績等を勘底した見無変速報を計上しております。 (13) その他の傷発損大引き金の計上な際 その他の傷発損大引き金の計上など 大型を利とは応見たした情報の負担を 支払いに備えるため、過去の原理 支援を対しております。 (14) 等別法しの引き金に大量を支払いて協会をしたしまかり、必要と認めら が指しております。 (15) 係発阻大引き金の計上基準 (22) 利息返還損失引き金の計上基準 (23) その他の傷発損大引き金の計画など、(14) 解発限大引き金の計上基準 (24) を対しの保養負責をとした事金以外の保養を対しております。 (15) 解発用大引き金の計上基準 (25) を対しております。 (16) 解発限大引き金の計上基準 (27) 対しております。 (17) 解表限大引き金の計上基準 (27) 対しております。 (28) 解表に対しております。 (29) 対したしております。 (20) 解表限力と対した事態に対した対したの対しまな、全職的高し取引はどから発達のとしております。 (24) 等別法上の引き金に大金融的 品配引度対したであります。 (24) 等別法上の引き金に大金融的 品配引度対したが表離さた。 と変と認められる額を を担いております。 (24) 等別法上の引き金に大金融的 品配引度対したが対したの引きない、産業を計しております。 (24) 等別法上の引き金に大・金融的 品配引度対したいます。 (24) 等別法上の引き金に大・金融的 品配引度対したいます。 (24) 等別法上の引き金に大・金融的 品配引度対したいます。 (24) 等別法上の引き金に大・金融的 品配引度が生から配割できる金融 が別法上の引き金に大・金融的 品配引度が生から配割できるとこれを表情が表したいます。 (24) 等別法上の引き金に大・金融的 品配引度が生かしております。 (25) を対したいます。 (26) を対したいます。 (27) を対したいます。 (27) を対したいます。 (28) を対したいます。 (29) を対したいます。 (24) を対したいます。 (25) を対したいます。 (25) を対したいます。 (26) を対したいます。 (27) を対したいます。 (27) を対したいます。 (28) を対したいます。 (29) を対したいます。 (29) を対したいます。 (20) を対したいます。 (20) を対したいます。 (24) を対したいます。 (25) を対したいます。 (25) を対したいます。 (26) を対したいます。 (27) を対したいます。 (27) を対したいます。 (28) を対したいます。 (29) を対したいます。 (29) を対したいます。 (20) を対したいます。 (20) を対したいます。 (24) を対したいます。 (25) を対したいませが、ます。 (25) を対したいます。 (25) を対したいます。 (25) を対したいます。 (25) を対したいます。 (25) を対し			
会員退線図の引出金化、役員 への退職医学会の支払いに備える ため、役員に対する追離医学会の 支給見離からも、集中間に結合 計場開来までに発生していると数 めおれる販学計しております。 (10) 体限限金柱展損失引当金の計 上度準 体既預金払原損失引当金の計 上度準 体既預金払原損失引当金の計 上度準 体既預金払原損失引当金の計 上度。 (11) 体別状態の分角を受けしております。 (12) 静限預金払原損失引当金の計 上度。 (13) 本の北の規則を分の支払が、			
一の温極態が全の支払いに備える ため、役員に対する温度部分金の 支給良種額のうち、当中間連絡会	· ·	準	·
ため、役員に対する追聴服务金の 支息目標面のうち、当中間連絡会 計判開末までに発生していると認め かられる耐を計上しております。 (10) ・帳財食を原類失引当金の計 上基準			
文祭見糟餅のうち、当中間連絡会 があれる顔を計上しております。 (10) 季販賞会長原類性実計当金の計 上基準 体既死会上原類性実計当金の計 上基準 体既死会上原理を対しております。 (10) 季販賞会に異数失計当金の計 上基準 体既死会上原理を対しるとの があた場上した体験性色の預金書への が原理を計上しております。 (11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金の計上基準 ポイントの当当会は、当行技が当 のた。 当年のを関係と関係と対します。 (12) 利息返還租失引当金の計上基準 選供大引当金の計上基準 (12) 利息返還租欠引当金の計上基準 (13) その他のの保護性失引当金の計上基準 その他のの保護性失引当金の計上基準 その他の保護性失引当金の計上基準 その他の保護性失引当金の計上基準 (13) その他の保護性失引当金の計 上基準 と取る場合は含数さの方も2 支払いに備えるため、過去の保証 方派の実質に基づく特定の対したが にしたがよります。 (13) その他の保護性失引当金の計 上基準 との他の保護性失引当金の計 上基準 との他の保護性失引当金の計 上基準 との他の保護性失引当金の計 上工器となるとか、過去の保証 支払いに備えるため、過去の保証 方派の実質に基づく特定の表別を依疑の自当金を引 が別上の引当金とない。 (14) 解除上の引当金の計上とない。 (15) 保護性を発生の対したが、の計したが、の計したが、の表別を表したが、他の引当金との情報を表し、過去の保証を表したり、過去の保証の計とないに が関上しの引当金とは、信 展験用を到当金の計と基準 を対し、将来等生する可能性のある。 を経験に対し、将来等をする可能性のある を対し、将来等をする可能性のある を対し、科学等とよる様とない。 (14) 解除上の引き金の計と基準 を対し、科学をよるが、他をから のはなど認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 解除上の引き金の計上基準 を対しまの外に変数ら会 成者に対してよりまっ。 (14) 解除上の引き金の計と基準 を対したの発生をよる他のの計してあります。 (15) 外質性素のの第1項に定める全 厳酷高取引等を持たとの対しまを を厳酷高取引等を経過をは、全難商 高取りますをに関する内性の のの、正等事故による相外に 個人のため、正等事故による相外に 個人のため、正等事故による相外に 個人のため、正等事故による自然を に対しております。 10) 外質性素値を自然に構える に対しております。 近れぞれが全種所言に表り を動きなとのよといましまます。 (15) 外質性素値を自然に確える に関連を計しております。 近れぞれが全種所言な 対理を持ているといましまます。 近れぞれが自然を注しております。 近れではのきな性のよります。 は対しております。 は対しております。 10) 外質性素値を自然ではのよりな事では 10) 外質性素値を自然では関連を対しております。 近れではのきな性がによるといままります。 近れではのきな性がによるといままります。 近れではのきな性が高にな の見定ではのもを対しております。 近れではのきな性がによるといままります。 近れではのきな性が高にな の見定ではのもを対しております。 近れではのきな性が高にな とのよりを確定しております。 近れではのきな性が高による の見定ではのきな性が高による の見定ではのもないます。 とのようとは、自然では には、対したの対しております。 とのよりを確定しているります。 とのよりともといまます。 とのよりを表すないのを対している とのよりを表するといます。 とのよりを確定しているといます。 とのよりを表するといまする。 とのよりを表するといます。 とのよりを表するといまする。 とのよりを表するといます。 とのよりを表するといまする。 とのよりを表するといまする		同左	
# 別問来までに発生していると認めたりられる敬を計しております。 (10) 体限預金払原籍失引当金の計上基準			
(10) 体報度を展現教力当金の計上基準 体報層を払展損失引当金の計上基準 体報層を払展損失引当金の計上基準 が表現技術を20分 過去の おかけ という は 10) 連報 (10) 基本 (10) 基			
(10) 体膜預金払原損失引当金に利益計した「整理預金払原担失引当金の計し基準体膜預金公原担失引当金に利益計した保護預金の最後不の私原損失に備えるため、過去の弘展損失の第金をの私原損失に備えるため、過去の弘展損失に備えるため、過去の弘展損失に備えるため、過去の弘展損失に備えるため、過去の出展対象を発明したが自身を計した。 (11) ボイント引当金の計止基準ボイント引当金は、当行及び連結子会社のうちは社が経行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、特米使用された場合の現は(個え、科学利用られる見が領土を対しております。 (12) 利息返還損失引当金の計止基準			2 4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
上基準 体釈預金払展程や引当金柱利益計上した極類預金の預金者への 払展損失に偏えるため、過去の払 展実額に基づく得來の私展模块 見			
様態用した・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
益計上した極限者をか、過去の私 民業論に基づく得来の私展損失見 込額を計上しております。 (11) ポイント引雪金の計上基準 ポイント引雪金の計上基準 ポイント引雪金の計上基準 ボイントカードの利用により付与 したポイントが、将来利用された場合の負担に働え、将来利用された場合の負担に働え、将来利用された場合の負担に働え、将来利用された場合の負担に働え、将来利用された場合の負担に働え、将来利用された場合の負担に働えの主要を 運動チラ社のうち1社が発力と 選強が引き金は、利息制限法の上 限金剛を超過する貨件を利息の返 選請非上値表力ます。 (12) 利息返還損失引当金の計上基準 準 連結子会社のうち1社が利息返 選技外引き金は、利息制限法の上 限金剛の偶発量失引当金は、信 用係能協会保証付き金融金の資理 主基準 その他の偶発損失引当金は、信 用係能と入き放、過去の人位 方表の実績率に基づく得来の負担金 女払いに備えるため、過去の代位 方表の表して、対象をで引き金で引 当労象とした事象以外の傷器事象 に対し、作来発生する可能性のある過程を表わいに 備えるため、過去の代位音をのまり担金を対いに 備えるため、過去の代位音をのまり担金を対いに 備えるため、過去の代位音をのまり と対し、等来発生する事態性のある る損失を見積もり、必要と認めら れる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金健商 品取引法事業に関する内閣所令等 は対し、非果発生する事態との。 る損失を見積もり、必要と認められる額を引きなり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金健商 品取引法事業に関する内閣所令等 に対した額を計上しております。 を健商品取引責任を備金の百万円であり、証券事故による損失に備える るため、証券連結子と対か金融商 品取引業等に関する内閣所令等 17条の規定に定めるとこるにより第出した額を計上しております。 を健商品取引業を解析をの等に関する内閣所令等 17条の規定に定めるとこるにより第出した額を計上しております。 を健商品取引業を認着子と対が金融商品でより第出した額を計上しております。 を確請者を対しております。 連結子をもかの貨産産業(負債については、連結所契係目の参替相場により 東建すそもかの貨産資産、負債については、連結所契係目の等相関をよります。 連結子をもかの貨産資産・負債については、連結所契係目の参替相場により 東接近ではでおります。 連結子をもかの貨産資産・負債については、連結所契係目の等を目標により 東接近では、たれぞれの決定目等の為 特別により複算しております。 連結子をもかの貨産資産・負債については、連結所契係であります。 連結子をもの貨産資産・負債にこれては、まれぞれの決定目等の為 特別によります。 連結子をもかの貨産資産・負債については、まれぞれの決定目等の為 特別により複算しております。 連結子をもかり貨産資産・負債については、連結手を対め、はについては、まれぞれでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			上基準
及実術に基づく将示め及損失見			
原実績に基づく得來の私展損失見 这額を計上しております。 (11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金の計上基準 (12) 利息返還損失引当金の計上基準 (13) の見いののでは、消息・対しております。 (14) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社のうち自社が発力上 関金の整治すと「自動を対した、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、			同左
□ が			
(11) ボイント引当金の計上基準 ボイント引当金の 計2を 同左			
ボイント引当金は、当行及び連結子会社が会別は一般人の発生であると、対策を担て定めるとしております。 (12) 利息返還損失引当金の計上基準			
請子会社のうち1社が発行する/ レジットカードの利用により付生したポイントが、特米使用された場合の負担に備之、将米利用された場合の負担に備之、将米利用された現を計上しております。 (12) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金の計上基準		(11) ポイント引当金の計上基準	(11) ポイント引当金の計上基準
レジットカードの利用により付与したボイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (12) 利息返還損失引当金の計上基準			
したボイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (12) 利息返還損失引当金の計上基準		同左	同左
場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (12) 利息返還損失引当金の計上基準			
を認められる額を計上しております。 (12) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社のうち1社の利息返 選損失引当金の計上基準 同左	したポイントが、将来使用された		
と認められる額を計上しております。	場合の負担に備え、将来利用され		
(12) 利息返還損失引当金の計上基準	る見込額を合理的に見積り、必要		
(12) 利息返還損失引当金の計上基 第 連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金の計上基第	と認められる額を計上しておりま		
選出行子会社のうち1社の利息返還環無水に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。 (13) その他の偶発損失引当金の計上基準 (四発損失引当金の計上基準 (個発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見、結及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金の百万円であり、証券事故による損失に備えるため、過去の代位の引当金をで引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金の百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に加入事業に関する内閣所合第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の検算基準当行の外貨建資産・負債については、それぞれの申間決算に対験算しております。連結子会社の外貨建資産・負債についすは、それぞれの申請決算目の為替相場により検算しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申間決算に対験算しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申請といり表情により検算しております。 (15) 外貨建資産・負債にいいては、それぞれの申間決算により検算しております。連結子会社の外貨建資産・負債にいいては、それぞれの申請といり検算しております。 (15) 外貨建資産・負債にいいては、それぞれの申請といり検算しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申請といり表情に対する。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法によりまま準 当行の外貨建資産・負債については、それぞれの申請と対験算を企り、(15) 外貨建資産・負債については、それぞれの決算と対しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算と対しております。 (14) 特別法とりは、14 特別法との引きな対し、15 外別法との引きな対しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申請と対しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算を対しております。 連結子会社の外貨建資を入り検討といいに対しております。 連結子会社の外貨建資を入り検討といいに対しております。 連結子会社の外貨建資を入り入り、15 人は、15 外別は、15 人は、15 外別は、15 人は、15 外別は、15 人は、15 人	す。		
連結子会社のうち1社の利息返 選損失引当金は、利息制限法の上 限金利を超過する貸付金利息の返還 実績等を勘案した見積返還額を計 上しております。 (13) その他の偶発損失引当金の計 上基準 その他の偶発損失引当金は、信 用保証協会保証付き融資の負担金 支払いに備えるため、過去の代位 弁済の実績率に基づく得来の負担 金支払見込額及び他の引当金で引 当対象とした事象以外の偶発事象 に対し、将来発生する可能性のあ る損失を見積もり、必要と認めら れる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商 品取引法46条の5第1項に定める金 融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備 るため、証券連結子会社が金融商 品取引法46条の5第1項に定める金 融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備 るため、証券連結子会社が金融商 品取引法46条の5第1項に定める金 融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事ではよる損失に備 るため、証券連結子会社が金融商 品取引法46条の5第1項に定めるところにより算出した額を計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商 品取引法46条の5第1項に定めるところにより算出した額を計上しております。 であり、証券事故による損失に備 るため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣所令第175条の規定に定めるところにより り算出した額を計上しております。 1(15) 外貨建資産・負債に、中間連結決算日の為替相場により 東門の外貨建資産・負債に、中間連結決算日の為替相場による 東信については、それぞれの中間決 第個の人間主に対しております。 連結子会社の外貨建資産・負債に、 地域算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申間決 第個の人間を計上しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申間決 第個の人間算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申間決 第個の人間算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申間決 第個の人間重視を行しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの申間決 第日の人間を資産・負債については、それぞれの申間決 第日の人間を資産・負債については、それぞれの申請とする 第日の人間を資産・負債については、それぞれの申請とする 第日の人間を関する内閣所令第上を 15) 外貨建資産・負債については、それぞれの申請とする 第日の人間を 15) 外貨建資産・負債については、それぞれの申請とする 第日の人間を 15) 外貨建資産・負債については、それぞれの外貨建資産・負債については、それぞれの外貨建資産・負債については、それぞれの決算と等の 替相場により換算しております。	(12) 利息返還損失引当金の計上基	(12) 利息返還損失引当金の計上基	(12) 利息返還損失引当金の計上基
環損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する資付金利息の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。 (13) その他の偶発損失引当金の計上基準	準	準	準
腰金利を超過する貸付金利息の返 選請求に備えるため、過去の返還 実績等を勘案した見積返還額を計 上しております。 (13) その他の偶発損失引当金の計 上基準 その他の偶発損失引当金は、信 用保証協会保証付き融資の負担金 支払いに備えるため、過去の代位 弁済の実績率に基づく将来の負担 金支払見込額及び他の引当金で引 当対象とした事象以外の偶発事なり に対し、将来発生する可能性のあ る損失を見積もり、必要と認められる額を それぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商品取引法4条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣符令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債は、中間連結決第日の為替相場により 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債についる損失に付けております。 は15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの件の資産資産・負債については、それぞれの申詢とより換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	連結子会社のうち1社の利息返		
選請求に備えるため、過去の返還 実績等を働業した見構返還額を計 上生準 その他の偶発損失引当金は、信用保証語 その他の偶発損失引当金は、信用保証語会保証付き融資の負担金 支払いに備えるため、過去の代位 弁済の実績率に基づく将来の負担 金支払見込額及び他の引当金で引 当対象とした事象以外の偶発事象 に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引责任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引责任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣所令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決官の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 第日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの外貨建資産・負債については、それぞれの外貨車を産・負債については、それぞれの対算日を開発しております。 連結子会社の外貨建資産・負債にでいては、それぞれの対算日を開始により換算を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの対算日を開始による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの対算日を開始により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、連結決算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの対算日等の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	還損失引当金は、利息制限法の上	同左	同左
(13) その他の偶発損失引当金の計上基準	限金利を超過する貸付金利息の返		
上しております。	還請求に備えるため、過去の返還		
(13) その他の偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金の計上基準 保発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見と額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融 融助引责任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引素等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより第出した額を計上しております。 企融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより第出した額を計上しております。 連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算日であり、第14年の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算日であり、第14年の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算日であり、第14年の入資建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算日でおります。 連結子会社の外貨建資産・負債についてに、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債についてに、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。 計算報	実績等を勘案した見積返還額を計		
上基準 その他の偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位・済の実績率に基づく将来の負担金支払見と額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に同力を対象を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債については、それぞれの砂造資産・負債については、それぞれの砂造資産・負債については、それぞれの砂造資産・負債については、それぞれの砂造資産・負債については、それぞれの砂造資産・負債については、それぞれの砂造資産・負債については、それぞれの砂造建資産・負債については、それぞれの砂度建資産・負債については、それぞれの砂度建資産・負債については、それぞれの砂度建資産・負債については、それぞれの砂度建資産・負債については、それぞれの砂度建資産・負債については、それぞれの砂度建資産・負債については、それぞれの砂度建資産・負債については、それぞれの砂定を	上しております。		
その他の偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金	(13) その他の偶発損失引当金の計	(13) 偶発損失引当金の計上基準	(13) 偶発損失引当金の計上基準
## (#記 ## ## ## ## ## ## #	上基準	偶発損失引当金は、信用保証協	
支払いに備えるため、過去の代位 弁済の実績率に基づく将来の負担 金支払見込額及び他の引当金で引当対象と した事象以外の偶発事象に対し、特来発生する可能性のある る損失を見積もり、必要と認められる額ををいる。 れる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商 品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第 175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債に、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。		会保証付き融資の負担金支払いに	同左
# 介済の実績率に基づく将来の負担	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
金支払見込額及び他の引当金で引 当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を 見積もり、必要と認められる額を それぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金は、金融商 品取引法46条の5第1項に定める金 融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に成の表際品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの外貨建資産・負債については、それぞれの外貨建資産・負債については、それぞれの対算日等の為替相場により換算しております。			
当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を それぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商 品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第 175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。			
□ (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引责任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に関方を制力を削入を制力を削入を制力を削入を制力を削入を制力を削入を削入を削入を削入を削入を削入を削入を削入を削入を削入を削入を削入を削入を			
る損失を見積もり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより第出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより第出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 (15) 外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 (15) 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算しております。 (15) 外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。			
(14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。			
す。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商 品取引法46条の5第1項に定める金 融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商 品取引業等に関する内閣府令第 175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 (14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商 取引法46条の5第1項に定める金融 商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、同左 同左 同左 同方 (15) 外貨建資産・負債については、それぞれの決算目等の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算目等の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算目等の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算目等の為替相場により換算しております。		それぞれ計上しております。	
(14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備之るため、証券事故による損失に備えるため、証券事故による損失に関するところにより算出した額を計上しております。単行の外貨建資産・負債については、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。			
特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。			
品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しており算しております。 (15) 外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しており集す。			
融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しており集す。			***************************************
あり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しており集す。			
るため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第 175条の規定に定めるところにより第出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しており集力。			
品取引業等に関する内閣府令第 175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しており集力。			
175条の規定に定めるところにより第出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しており集算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 (15) 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。			
り算出した額を計上しております。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。			
す。 おります。 おります。 (15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。 を	//=/=- /=		
(15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、 中間連結決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決 算日の為替相場により換算しております。 事目の為替相場により換算しております。			した観を計上しております。
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決 算日の為替相場により換算しております。 事目の為替相場により換算しております。 準結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。			(a = \ ba \$\forall 1774; \forall 274; \ ba ba - 1 ba baba dala \tal.
中間連結決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負 債については、それぞれの中間決 算日の為替相場により換算してお ・ 連結子会社の外貨建資産・負債に ・ では、連結決算日の為替相場により ・ 連結子会社の外貨建資産・負債に ・ でいては、それぞれの決算日等の為 ・ 替相場により換算しております。		(15) 外貨運貸産・負債の換算基準	
田換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。			
連結子会社の外貨建資産・負債に 債については、それぞれの中間決 算日の為替相場により換算してお		问左	
情については、それぞれの中間決 算日の為替相場により換算してお 替相場により換算しております。			
算日の為替相場により換算しております。 替相場により換算しております。			
			晉相場により換算しております。
9 \$ 9 .	ります。		

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(16)リース取引の処理方法

借主側において、リース取引開 始日が平成20年4月1日前に開始 する連結会計年度に属する所有権 移転外ファイナンス・リース取引 につきましては、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じて会計処理を 行っております。

また、貸主側において、リース 取引開始日が平成20年4月1日前 に開始する連結会計年度に属する 所有権移転外ファイナンス・リー ス取引につきましては、「リース 取引に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第16 号平成19年3月30日)第81項に基 づき、同会計基準適用初年度の前 連結会計年度末において有形固定 資産及び無形固定資産に含めてい た適正な帳簿価額(減価償却累計 額控除後) をリース投資資産の期 首の価額として計上しておりま す。なお、同適用指針第80項を適 用した場合に比べ税金等調整前中 間純利益は1,330百万円少なく計 上されております。

(17)ファイナンス・リース取引に係 る収益の計上基準

貸主側において、所有権移転外 ファイナンス・リース取引につい ては、リース料受取時に売上高と 売上原価を計上する方法によって おります。

(18)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生 じる金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号) に規定す る繰延ヘッジによっておりま す。ヘッジ有効性評価の方法に ついては、相場変動を相殺する ヘッジについて、ヘッジ対象と なる貸出金とヘッジ手段である 金利スワップ取引等を一定の残 存期間毎にグルーピングのうえ 特定し評価しております。ま た、キャッシュ・フローを固定 するヘッジについては、ヘッジ 対象とヘッジ手段の金利変動要 素の相関関係の検証により有効 性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末 の中間連結貸借対照表に計上し ている繰延ヘッジ損益のうち、 「銀行業における金融商品会計 基準適用に関する当面の会計上 及び監査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別監査委員会報 告第15号)を適用して実施してお

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(16)リース取引の処理方法

借主側において、リース取引開 始日が平成20年4月1日前に開始 する連結会計年度に属する所有権 移転外ファイナンス・リース取引 につきましては、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じて会計処理を 行っております。

また、貸主側において、リース取 引開始日が平成20年4月1日前に 開始する連結会計年度に属する所 有権移転外ファイナンス・リース 取引につきましては、「リース取 引に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第16号平成 19年3月30日)第81項に基づき、同 会計基準適用初年度の前連結会計 年度末において有形固定資産及び 無形固定資産に含めていた適正な 帳簿価額(減価償却累計額控除 後) をリース投資資産の期首の価 額として計上しております。な お、同適用指針第80項を適用した 場合に比べ税金等調整前中間純利 益は92百万円多く計上されており ます。

(17)ファイナンス・リース取引に係 る収益の計上基準

同左

開始日が平成20年4月1日前に 開始する連結会計年度に属する 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引につきましては、通常 の賃貸借取引に係る方法に準じ て会計処理を行っております。

前連結会計年度

至 平成21年3月31日)

借主側において、リース取引

(自 平成20年4月1日

(16)リース取引の処理方法

また、貸主側において、リー ス取引開始日が平成20年4月1 日前に開始する連結会計年度に 属する所有権移転外ファイナン ス・リース取引につきまして は、「リース取引に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第16号平成19年3月30 日)第81項に基づき、同会計基準 適用初年度の前連結会計年度末 において有形固定資産及び無形 固定資産に含めていた適正な帳 簿価額(減価償却累計額控除 後) をリース投資資産の期首の 価額として計上しております。 なお、同適用指針第80項を適用 した場合に比べ税金等調整前当 期純利益は1,263百万円少なく計 上されております。

(17)ファイナンス・リース取引に係 る収益の計上基準

同左

(18)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生 じる金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号) に規定す る繰延ヘッジによっておりま す。ヘッジ有効性評価の方法に ついては、相場変動を相殺する ヘッジについて、ヘッジ対象と なる貸出金とヘッジ手段である 金利スワップ取引等を一定の残 存期間毎にグルーピングのうえ 特定し評価しております。ま た、キャッシュ・フローを固定 するヘッジについては、ヘッジ 対象とヘッジ手段の金利変動要 素の相関関係の検証により有効 性の評価をしております。

(18)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生 じる金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号) に規定す る繰延ヘッジによっておりま す。ヘッジ有効性評価の方法に ついては、相場変動を相殺する ヘッジについて、ヘッジ対象と なる貸出金とヘッジ手段である 金利スワップ取引等を一定の (残存)期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しております。 また、キャッシュ・フローを固 定するヘッジについては、ヘッ ジ対象とヘッジ手段の金利変動 要素の相関関係の検証により有 効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連 結貸借対照表に計上している繰 延ヘッジ損益のうち、「銀行業 における金融商品会計基準適用 に関する当面の会計上及び監査 上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第15 号)を適用して実施しておりま

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	りました多数の貸出金・預金等		した多数の貸出金・預金等から
	から生じる金利リスクをデリバ		生じる金利リスクをデリバティ
	ティブ取引を用いて総体で管理		ブ取引を用いて総体で管理する
	する従来の「マクロヘッジ」に		従来の「マクロヘッジ」に基づ
	基づく繰延ヘッジ損益は、「マ		く繰延ヘッジ損益は、「マクロ
	クロヘッジ」で指定したそれぞ		ヘッジ」で指定したそれぞれの
	れのヘッジ手段の残存期間・想		ヘッジ手段の残存期間・想定元
	定元本金額に応じ平成15年度か		本金額に応じ平成15年度から資
	ら資金調達費用として期間配分		金調達費用として期間配分して
	しております。		おります。
	なお、当中間連結会計期間末		なお、当連結会計年度末にお
	における「マクロヘッジ」に基		ける「マクロヘッジ」に基づく
	づく繰延ヘッジ損失は433百万円		繰延ヘッジ損失は73百万円(税
	(税効果額控除前)であります。		効果額控除前)であります。
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ
	当行の外貨建金融資産・負債か	(自) 病情及動うハク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(ロ) 荷自及動 テハノー・ラン
	ら生じる為替変動リスクに対する	同左	同左
	の生じる為督援動りへりに対する ヘッジ会計の方法は、「銀行業に	IHJ/II	[H]Æ
	おける外貨建取引等の会計処理に		
	関する会計上及び監査上の取扱		
	関 9 る云計上及い監査上の取扱 い (日本公認会計士協会業種別		
	監査委員会報告第25号)に規定す		
	ニュダ貝云報ロ第25万/に焼たり る繰延ヘッジによっております。		
	- つ縁遅ペックにようしおります。 - ヘッジ有効性評価の方法につい		
	ては、外貨建金銭債権債務等の為		
	をは、外員建立或負権負伤等の為 替変動リスクを減殺する目的で行		
	一番変動リヘクを個板りの目的で1 う通貨スワップ取引及び為替スワ		
	プロ貝へグック取引及び為督へグ ップ取引等をヘッジ手段とし、ヘ		
	ッジ対象である外貨建金銭債権債		
	務等に見合うヘッジ手段の外貨ポ		
	ジション相当額が存在することを		
	確認することによりヘッジの有効		
	性を評価しております。		
	なお、一部の資産・負債につい		
	ては、金利スワップの特例処理を		
	行っております。		
	また、連結子会社のヘッジ会計		
	の方法は、一部の負債について金		
	利スワップの特例処理を行ってお		
	ります。	(10) W # 14 ft ~ A = 1 / p - m	(* O) N/ ab 42 65 ~ A 31 / B - 72
	(19)消費税等の会計処理	(19)消費税等の会計処理	(19)消費税等の会計処理
	当行及び連結子会社の消費税及	F-7 1 .	当行及び連結子会社の消費税及
	び地方消費税(以下、消費税等と	同左	び地方消費税(以下、消費税等と
	いう。)の会計処理は、税抜方式		いう。)の会計処理は、税抜方式
	によっております。ただし、有形		によっております。ただし、有形
	固定資産に係る控除対象外消費税		固定資産に係る控除対象外消費税
	等は当中間連結会計期間の費用に		等は当連結会計年度の費用に計上
	計上しております。		しております。
5. のれん及び負	負ののれんは、20年間の定額	同左	同左
ののれんの償	法により償却を行っております。		
却に関する事			
項	t maximum and a	<u> </u>	S1.41
6. (中間)連結キ	中間連結キャッシュ・フロー計	同左	連結キャッシュ・フロー計算書
ヤツシュ・フ	算書における資金の範囲は、中間		における資金の範囲は、連結貸借
ロー計算書に	連結貸借対照表上の「現金預け		対照表上の「現金預け金」のう
おける資金の	金」のうち、当行については現金		ち、当行については現金及び日本
範囲	及び日本銀行への預け金であり、		銀行への預け金であり、連結子会
	連結子会社については、現金及び		社については、現金及び預け金
	預け金(定期預け金を除く)であり		(定期預け金を除く)であります。
	ます。		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

前中間連絡会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) (リースの時に限する会計基準) 所名権移転外ファイナンス・リース取 引については、接来、賃貸帳町はに係る 方法に呼じた会計処理によっておりまし。 たが、「リース取引に関する会計基準) 所名権移転外ファイナンス・リース取 (金業会計基準第13号平成19年3月30日) 以及び「リース取引に関する会計基準 の頒開指針(金業会計基準額指針第 18号同前)が平成20年4月1日 20年3月1日と前時かきる計基準 の頒開指針(金業会計基準額指針第 18号同前)が平成20年4月1日と移 がっま端会計平度から適用とれることになったことに伴い、当中間連絡会計期間 から同会計基準及び適用指針を適用して おります。これにより、リースで権及び リース投資資産は3,837百万円増加し、 有形度官資産は3,936百万円、無形固定 資産に1,9216万円それぞれ減少してお ります。また、えれによる登録機、経常 利度及び税令等調整前中間鈴利益に与える 影響14軽数であります。 利度及び税令等調整前中間鈴利益に与える 影響14軽数であります。 利度及び税令等調整前中間鈴利益に与える 影響14軽数であります。 利度及び税令等調整前半期齢利益に可力円減少し、経常利 と適用しております。 利度を確定は2,936百万円 カーにおります。 利度及び税金等調整前半期齢利益は3百万円減少し、経常利 と適用しております。 利度の経済機能等には一方円減少し、経常利 を満してごおります。 利度の経済機能等には一方円減少し、経常利 を変別を対象しております。 20年4月1日が経済方法) その他有価証券のうち時価のある国内株 ま及び国の幹値無料が経済が上でよると利してよります。 20を実施を発酵に対して3円増加しております。 20年2日の存储を持ています。 20年2日の存储を持ています。 20年2日の存储を持ています。 20年2日の存储に対象と対象では、20年3日内 20年3日の日本の対象に対して3月を12年3日 第年2日により、19年3日により、19年3日 第年2日により、19年3日により、19年3日 第年2日により、19年3日により、19年3日 第年2日により、19年3日により、19年3日 第年2日により、19年3日により、19年3日 第年2日により、19年3日により、19年3日 第年3日によりにするとも対象に対象を書意報的 3年3日によりにするといます。 20年3日によりに対象を書意報的 3年3日によりにするとは、19年3日の 20年3日によりにするといます。 20年3日によりに対象を書意報的 20年3日によりに対象を書意報的 20年3日によりにするといます。 20年3日によりに対象を書意報的 20年3日によりにするといます。 20年3日によりに対象を書意報的 20年3日によりにするといます。 20年3日によりに対象を表であります。 20年3日によりにするといます。 20年3日によりに対象を表であります。 20年3日に対象を対象を持定したまを目的としてもります。 20年3日によりにするといます。 20年3日によりにするといます。 20年3日によりに対象を表であります。 20年3日によります。 20年3日に対象を表であります。 20年3日に対象を表であります。 20年3日に対象を表であります。			
世 平成20年9月30日) 至 平成21年9月30日) 至 平成21年9月30日)	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(リース取引に関する会計基等) が倉稼を研入アッイアン・リース成 引については、従来、賃貸借取引に係る 力法に確した会計処理によっておりまし たが、『リース取引に関する会計基等」 (企業会計基準第135平成19年3月30日) 及で「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第135平成19年3月30日) 及で「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準通用指針第16号前的・水平成20年4月1日以後開始 する議論会計年度の適用指針。(企業会計基準通用指針第16号前的・水平成20年4月1日以後開始 なったことに作い、当中間連結会計期間 から高余計基準及び通用指針を適用して おります。これにより、リース 破権及び リモナースにより、リース 破権及び リモナースのは、19年1年ので、19年	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
所名権移転外ファイナンス・リース取引 別については、従来、賃貸権股別に係る 方法に軍じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準 の適用指針(企業会計基準適用倫射等 16号前前)が平成20年4月1日以後開始・ 方金融合会計を取りび間が中域から作4月1日なるとに なったことに伴い、当中間連結会計期間 がの回会計を取りが同から同会計を適所して おります。これにより、リース機構及び リース投資資産は31,875百円増加し、 有形限定資産は29,936百万円増加し、 有形限定資産は29,936百万円増加し、 有形限定資産は29,936百万円 無形固定 資本・また、これにより常産機及び リース投資資産は31,875百万円増加 と適用と対しております。また、これにより常産は2,231日 ります。また、これによる営業権費、経常 利益及び収金等調整前中間終利益に与える 影響は軽微であります。 を動しております。 を動しております。 また、これによる営業権費、経常 利益及び収金等調整前に引いていては、 定産金計を駆りいております。また、これによる営業権をあります。 では、25名業経費は10百万円地のでおります。 では、25名業経費は10百万円地のとし、経済 を動しております。 (右艦連拳の対権を対しておりますととが想えしてい とでの他有艦が発する中では、とが想えてい できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 の他の一体が原としている時種のある国内性 できた。 できたいた。 とさたいた。 できたいた。 とが、 できたいた。 といた。 といた。 といた。 できたいた。 といた。 できたいた。 といた。 できたい	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
所名権移転外ファイナンス・リース取引 別については、従来、賃貸権股別に係る 方法に軍じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準 の適用指針(企業会計基準適用倫射等 16号前前)が平成20年4月1日以後開始・ 方金融合会計を取りび間が中域から作4月1日なるとに なったことに伴い、当中間連結会計期間 がの回会計を取りが同から同会計を適所して おります。これにより、リース機構及び リース投資資産は31,875百円増加し、 有形限定資産は29,936百万円増加し、 有形限定資産は29,936百万円増加し、 有形限定資産は29,936百万円 無形固定 資本・また、これにより常産機及び リース投資資産は31,875百万円増加 と適用と対しております。また、これにより常産は2,231日 ります。また、これによる営業権費、経常 利益及び収金等調整前中間終利益に与える 影響は軽微であります。 を動しております。 を動しております。 また、これによる営業権費、経常 利益及び収金等調整前に引いていては、 定産金計を駆りいております。また、これによる営業権をあります。 では、25名業経費は10百万円地のでおります。 では、25名業経費は10百万円地のとし、経済 を動しております。 (右艦連拳の対権を対しておりますととが想えしてい とでの他有艦が発する中では、とが想えてい できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 の他の一体が原としている時種のある国内性 できた。 できたいた。 とさたいた。 できたいた。 とが、 できたいた。 といた。 といた。 といた。 できたいた。 といた。 できたいた。 といた。 できたい	(リース取引に関する会計基準)		(リース取引に関する会計基準)
別については、従来、賃貸借取引に係る 方法に準した会計処理によっておりました。 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30 1) 及び、リース取引に関する会計基準 の適用部針(企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基準適用部分等 (企業会計基度の適用部分 (企業会計主要)を可以の会計を (企業会計主要)を (企業会主要を (企業会主要を (企業会主要を (企業会主要を (企業会主要を (企業会主要を (企業会主要を (企業会主要)を (企業会主要)を (企業会主要)を (企業会主要)を (企業会主要)を (会議会主を (会議を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会議会主を (会表さを (会表を (会表を (会表さを (会表を (会			
方法に準した会計処理によっておりました。	201101111111111111111111111111111111111		2011
とか。「リース取引に関する会計基準」(企業会計 基準第13号で取3 月30日)及び「リース取引に関する会計基準)(企業会計 基準第13号で取3 月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始 16号同前)が平成20年4月1日以後開始 20年4月1日以後開始 5連船会計年度から適用されることになったことにい、当中開始会計 18世紀 18世紀 19世紀 6連用されることになった。とれにより、リース機構を19年度から適用されることになった。とに伴い、当中開始 6連用されることになった。とれにより、リース機能を19年度から適用されることになった。とに伴い、当中間を会計期間 6世別 19年3月1日以後開始 6連用されることになった。とに伴い、当中間を会計期間 7年3月1日以後開始 6連用さります。これにより、リース機能を19年度から適日が表現を10年7月 1月	***************************************		
(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16時间)が平成20年4月1日以後開始 する連絡会計基準数と適用上なることに なったことに伴い、当中間連絡会計期間 から同会計基準及が適用を通りを適用して おります。これにより、リース使権及び リース改資資産は31,857百円物加し、 有形固定資産は18,857百円物加し、 有形固定資産は18,950百万円、無形固定 資産に1921百万円それを1減少してお ります。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整部中間綿利益に与える 業業・軽敵であります。 (名価証券の評価基準及び適用指針 かしております。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整部中間綿利益に与える 業業・軽敵であります。 (名価証券の評価基準及び可用分配し、経常利 はこれまなど業経費、経常 利益及び税金等調整部中間綿利益に与える 業業・軽敵であります。 (名価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券でうら時値のある国内体 、表及び国内投資情話は、当連結会が 、名の他有価証券に区分されてい る中長期の理価を導入が上に支援しておりました。 を割しております。 (名価素をの評価を等のより連結を等のより連結を のよりによるできなしたことが認ました。 もどのより、「存価証券に区分されてい る中長期の理価を等のより連結を の表の影響が及ばないようにするため、連結 できまでする方法に変更しておりました。 第一日の市場価格等の平均に基づき の変更により有価証券に区分されてい る中長期の理価を等がはようにするため、連結 できまがはようにするため、連結 できまがはようにするため、連結 できまがはようにするため、単純 できまがはようにするため、連結 できまがはまります。 11 に 1586百万円を物しております。 2 に 1941百万円増加しております。 3 連絡会計年度のその極格常費用は317百万 円増加し、経常利益317百万 円増加し、経常利益317百万 円増加しております。 3 連絡会計 3 連絡会 3 直 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
日) 大び「リース限引に関する会計基準の適用指針等 10番目前計 10番(会業・基準の適用指針等 10番目前 10番目前 10単位 10世位			
の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成 16号同前)が平成20年4月1日以後開始 ちる連結会計年度から適用されることに なったことに作い、当中間連結会計期間 を適用しております。これにより、リース債権及び リース投資資産は31,742百万円増加し、 有形固定資産は29,386百万円、無形固定 資産は1,921百万円それぞれ減少してお ります。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整前中間減利益に与える 影響は郵飲であります。 「利益及び税金等調整前中間減利益に与える 影響は郵飲であります。 「有能過季の手の性の無形固定資産は29,5081百万円の 加しております。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整前中間減利益に与える 影響は郵飲であります。 「有価証券のうも時値のある国内性 式及び国内投資信託の期末時値については、従来、運送投票目の市場価格等に基づ き評価する方法によっておりました。しかしており。 しており、今後もそうしたことが想定さ もの他有価証券に基づ を調用でない、「中間・一部・日本では、 ・での変更により、「有の市場価格等に基づ ・ は、従来、運送保票目の計場価格等に基づ ・ は、近年、運送保票目の市場価格等の目の表している中長期の運用を目的としている時価のある る国内状ズ及び国内投資信託は、当連結会計を度の表します。 までは、一部場価格の日々の者が 助の影響が及ばないようにするため、運送 、「有価証券」によっ著しい変 動の影響が及ばないようにするため、運送 、「有の市場価格等の日の者になる。」 ・「中間・一部・日本の地の無に対しております。」 この変更により、「有価証券」は3,317 百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円・その他有価証券評価差額金」は1,558百万円・その他有価証券評価を額を対し、「最延税金 資産」は341百万円増加しております。 この変更により、「有価証券」は3,317 百万円・インの他有価に対しております。 この変更により、「有価証券」は3,317 百万円・インの他有価に対しております。 この変更によりでの他を対しております。 この変更によりての地の単位とでもります。 での変更によりているが関係を対しております。 この変更になり、「有価証券」は3,317 百万円・「一つの表質はなり、「有価証券」は3,317 百万円・「一つの表質はなり、「有価証券」は3,317 百万円・「一つの表質を関すしているの表質を関する対します。 「単純社が高いとの判断に至いたしめ、との一の表質を関する対している。 もの表ではなり、「有価証券」は3,317 百万円・「一つの表質を関する対しによりにより、「人の他を関する対しております。」 したがこっての他の無に対している。 はなり、「一つの表質を関する対しないる。 はなり、「一つの表質を関するといる。 はなり、「一つの表質を関するといる。 はなり、「一つの表質を関するといるの表質を表質を関するといるの表質を対しまするといるの表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表			
16号同前)が平成の年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになった。とに作い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、リース機構及びリース機構及びリース検養を進出。857百万円増加し、有形固定資産は29,986百万円、無形固定資産は29,986百万円、無形固定資産は29,986百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は29,586百万円、無形固定資産は20,586百万円、無形固定資産は20,586百万円、無形固定資産は20,586百万円、無形固定資産は20,586百万円、表定、大阪工力発力は減少しております。また、これによる営業経費は61百万円減少上、経常対応のある国内株式及び国内投資信託の刺来時価については、従来、連結法費日の市場価化等に基づき評価であり、今後もそうしたことが根定されるため、その他有価証券に区分されている中長列の連用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託により、今後もそうしたことが根定されるため、その他有価証券に区分されている中長列の連用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託により、市場価格等に基づき評別を開から、市場価格等の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前レテ月の市場価格等の平均に基づき経済事業が及ばないようにするため、連結決算期末前レテ月の市場価格等の平均に基づき経済事業が最近によります。この変更においては対域少し、「有価証券に対すしております。この変更に対域少し、「有価証券経過、13,317百万円、「その他有価証券経過、13,317百万円の上、経済事業が監対しております。この変更に対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しております。このでは対しているでは、まりでは、対しているでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まりでは、まり			
する連結会計を使から適用されることになったことに伴い、当連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、リース 投資資金に対。395百万円増加し、有形固定資産は29,396百万円、無形固定資産は29,306百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は29,508百万円、無形固定資産は20,508百万円、無形固定資産は20,508百万円、無形固定資産は20,508百万円、無形固定資産以29,508百万円、無形固定資産は20,508百万円、無形固定資産は20,508百万円、無の上のよる営業経費と200円であります。また、これによる営業経費と200円であります。また、これによる営業経費と200円であります。これによる営業経費と200円であります。これによる営業経費と200円であります。また、これによる営業経費と200円であります。これによる営業経費と200円であります。これによる営業経費と200円であります。これによる営業経費と200円であります。これによる営業経費と200円であります。これによる営業経費と200円であります。これによる管業経費と200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるでは、200円であります。これによるり、200円であります。これによるりによるでは、200円であります。これによるのでは、200円であります。これによるのでは、200円であります。これによるり、200円では、200円であります。これによるり、200円であります。これによるのでは、200円であります。これによるでは、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円では、200円			
なったことに伴い、当中間地熱会計期間 から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、リース投資資産は31,742百万円増加し、 おります。これにより、リース投資資産は31,742百万円増加し、 6万形固定資産は29,956百万円、無形固定 資産は1,921百万円それぞれ減少しております。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整前中間施利益に与える 影響は整敵であります。 「有価証券の計価基準及び評価方法) その他有価証券の計価基準及び評価方法) その他有価証券の計価基準及び評価方法) その他有価証券の計価基準及び評価方法) のない、一般を表しております。ない、これによる営業経費は61百万円減少し、経常利益及び担金等調整所は所方法) のない。 「有価証券の計価基準及び評価方法) をの他有価証券の計価基準及で評価方法) をの他有価証券の計価を等のより時価のある国内株 での担内投資信託は、当正おりまして、 のを、重視ないようにことが想定されるため、その他有価証券に互介を加しております。 「有価証券の計価基準及び評価方法) をの他有価証券の計価を等のよりによっての地を開発の目の者には、当連結会計年度末から、市場価格等の子り時価のある国内株ないようにころため、連続でよります。 「表に変しております」は358百万円を存在には、当連結会計年度末から、市場価配券部で連続を当ます。 「その他有価証券部で連続を当ます。」 「表に変しております。当連結会計年度本から、市場価を等の子りに基づき所価である。」は941百万円増加しております。 「最近の影響がよります。」 「表に変しております。」 「素に変しております。」 「素がしまいて、「最近の資産は317百万円増加しております。」 「素がしまいてよります。」 「素がしまいては多様にないでは多様にないでは多様にないでは多様にないでは多様にないでは多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様にあいては多様によっております。 したがつて、「有価証券部では34、479百万円、「その他有価証券部では35、10、15、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、15、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、15、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「その他有価証券部では35、479百万円、「そのでして40 を表しまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま			
から同会計基準及び適用指針を適用して おります。これにより、リース債権及び リース投資資産は31,876万円増加し、 有形固定資産は29,936百万円、無形固定 資産は19,215百万円それを力減少しております。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整前中間純利益に与える 影響は軽敵であります。 影響は軽敵であります。 (有価証券の評価基準及び割体制をは61百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。また、これによる営業経費は161百万円増加しております。 その他有価証券の評価基準及び割価のある国内株 式及び国内投資信託の期末時価について は、従来、正緒決算日の計画を際にしいる時価のある国内株 こながら、国内投資信託によります。 き評価する方法によっておりましたことが想定されるため、その他有価証券に公当時本 計年度末から、市場価格の日との著とい変 動の影響が及ばないようにするため、連結会計中度のその地経常費用は817百万円 万円、「その他有価証券計は817百万円増加しております。」 で評価する対し、「経経税金管産」は941百万円増加しております。 こを評価する対し、「経経税金管産」は941百万円増加しております。 この経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著とく変動する状況が当価の開 継続する可能性が高いとの判断に至ったた か、中間連結会計期間に、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証券計 価差額金」は9430百万円及な「少数株生 の第25年2日、日本により、1558日期間によったと が、日本著とく変動する状況が当価の開 継続する可能性が高いとの判断に至ったた か、中間連結会計期間に、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証券計 価差額金」は9430百万円及な「少数株生			
は			
リース投資資産は29,936百万円、無形固定 資産は1,921百万円それぞれ減少してお ります。また、これによる質楽経費、経常 利益及び税金等調整帥申開純利益に与える 影響は軽微であります。 都は一次の大の他の無形固定資産は29,508百万円、 (無死固定 産産」中のその他の無形固定資産は22,334百万円を力能力減少し、経常利益及び税金等調整帥当期純利益は61百万円増加しております。 (有価証券の評価基準の予価基準及び評価方法) その他有価証券の予価基準のうち時価のある国内株 元及び田和素砂価格等のよした。しかしたが、したが、力によりました。しかしたが、したが規定されるため、連結 対しており、今後もそうしたことが想定されるため、一の他有価証券のはは、当連結会 計年度末から、市場価格等の日を著とした。 もれるため、その他有価証券の目を適かした。 は、558百万円それぞれ減少し、「種延税金 資産」は941百万円増加しております。 この変更により、「有価証券」は3,317 百万円、その他有価証券配とは、1、558百万円でれぞれ減少し、「種延税金 資産」は941百万円増加しております。 連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加した経費用は817百万円増加した経費用は817百万円増加した経費の主ます。 連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加したおります。 連結会計年度のその他経常費用は817百万円円を利でれ減少しております。 ・ なお、中間期本後、特に第3回中期末続 格等が日々著して変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間期末後、特に第3回中期末続 を発音して変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断にまいでは従来の方法によっておりまり、 ・ なお、中間期末後、特に第3回中期末後 の経育環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著して変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断によいでは従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の方法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の力法によってよりまり、 ・ なお、中間期においては従来の力法によってよりまり、 ・ なお、中間連結会計期間によいでは従来の力法によってよりまり、 ・ なお、中間連結会計期間によいでは発売するによっておりまり、 ・ なお、中間連結会計期間によっては、 ・ なお、中間が開かれては、 ・ なお、中間が、 ・ なお、中間が、 ・ なお、中間が、 ・ なお、中間が、 ・ なお、中間が、 ・ なお、中間が、 ・ なお、中間が、 ・ なお、中間が、 ・ なお、 ・ なお、中間が、 ・ なお、 ・ なり、 ・ なお、 ・ なが、 ・ なが、 ・ なが、 ・ なが、 ・	から同会計基準及び適用指針を適用して		を適用しております。これにより、リース
有形固定資産は1,921百万円それぞれ減少しております。また、これによる資業経験 経常 別ます。また、これによる資業経験 経常 万円それぞれ減少しております。また、これによる資業経験 経常 万円それを批減少しております。また、これによる営業経験は61百万円増加しております。また、これによる営業経費は61百万円増加しております。 (有価証券の評価基準及び配金等調整前当期終利益に6百万円増加しております。 (有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券のう。時価のある国内株 式及び国内投資信託の期末時価について は、従来、連結が長日の市場価部等に基づ き評価する方法によっておりまけ。しかしながら、国内株式価格等が日本者しく変動しており、そ後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結 決算期末前 1 タカ 市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券評価差額金」は 1,588百万円それぞれ減少しております。 この変更により、「有価証券評価差額金」は 1,588百万円それぞれ減少しております。 この変更になり、「春延税金」資産は1317百万円増加しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経質療療等を検討した結果、国内株式価格等の半3回半期末後の経質療療等を検討した結果、国内株式価格等の手間を認める可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は1,430百万円及び「少数株主	おります。これにより、リース債権及び		債権及びリース投資資産は31,742百万円増
 竇産は1,921百万円それぞれ減少しております。また、これによる営業経費、格常利益及び税金等調整前日の万円竣少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。 影響は軽微であります。 (有価証券の評価基準及び評価方法) (有価証券の評価基準及び評価方法) (有価証券の可評価基準及び評価方法) (有価証券の可附析支資信託よっておりました。しかしながら、国内株交及で開始を含むたとが初定されるため、その他有価証券に区今されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び自内投資信託は、当連結会があり、その他有価証券に区今されている中長期の運用を目的としている時価のから国内株で成及が市場価格の日々の著し、連絡会がの影響が及ばないよりにするため、連結を第9の影響が及ばないよりにするため、連結を第9の影響が及ばないよりにするため、連結を第1年度本のその推合配券に区分を評価する方法に変更しております。 この変更により、「有価証券評価差額を1は1,558百万円その他有価証券評価差額を1は1,558百万円その他有価証券評価差額を1は1,558百万円それぞれ減少し、「総種税金資産」は9,430百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純減は817百万円との他を都費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純減と817百万円とでの他経常費用は817百万円増加まに経済での経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至くの大きない、中間連結会計期間においては往来の方法によってよります。 したがつて、中間連結会計期間においては往来の方法によった場合に比べ、「有価番評価を終するで、1は1,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」(115,479百万円、「その他有価証券」) 	リース投資資産は31,857百万円増加し、		加し、「有形固定資産」中のその他の有形
ります。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整前中間純利益に与える 影響は軽微であります。 (有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券のうち時価のある国内株 式及び国内投資信託の期末時価について は、定本、連結決算しの市場価格等に基づ き評価する方法によっておりました。しか しながら、国内代式価格等が日々著した。 ものとしており、今後もそりしたことが起定さ れるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある る国内株式及び国内投資信託は、当連結会 計年度末から、市場価格等の平均に 動い影響が及ばないようにするため、連結 決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に この変更により、「有価証券評価差額金」は 1,558百万円名れぞれ減少し、「縁延税金 資産」は941百万円増加しております。当 連結会計年度のその他経常費用は817百万 円増加し、経常利益および税金等調整的当 期利和益は817百万円それぞれ減少し、「縁延税金 資産」は941百万円でおぞれ減少しないま。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々者とく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高りとの判断に至ったため、中間連結会計期間によいては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間に、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証券 場によっております。	有形固定資産は29,936百万円、無形固定		固定資産は29,508百万円、「無形固定資
ります。また、これによる営業経費、経常 利益及び税金等調整前中間純利益に与える 影響は軽微であります。 (有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券のうち時価のある国内株 式及び国内投資信託の期末時価について は、定本、連結決算しの市場価格等に基づ き評価する方法によっておりました。しか しながら、国内代式価格等が日々著した。 ものとしており、今後もそりしたことが起定さ れるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある る国内株式及び国内投資信託は、当連結会 計年度末から、市場価格等の平均に 動い影響が及ばないようにするため、連結 決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に この変更により、「有価証券評価差額金」は 1,558百万円名れぞれ減少し、「縁延税金 資産」は941百万円増加しております。当 連結会計年度のその他経常費用は817百万 円増加し、経常利益および税金等調整的当 期利和益は817百万円それぞれ減少し、「縁延税金 資産」は941百万円でおぞれ減少しないま。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々者とく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高りとの判断に至ったため、中間連結会計期間によいては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間に、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証券 場によっております。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
利益及び税金等調整前中間純利益に与える 影響は軽微であります。 れによる営業経費は61百万円強少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は61百万円増加しております。 (有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券のの割り期末時価については、従来、連結決算日の市場価格等に基づき評価する方法によっておりました。し変動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長側の運用を関わりを宣信は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の蓄めし、変動の影響が及ばないように体ものもしい変動の影響が及ばないようになうといい。 第9 原発 明末 前 1 ヶ月の市場価格等の平の地に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券評価差額を」は、1,558百万円それぞれ減少し、「積差税を企資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加しております。となが、中間連結会計期間においてはぞいか、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがって、中間連結会計期間に、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」といい、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券部価差額を対しております。」といい、「本に第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			万円それぞれ減少しております。また、こ
影響は軽微であります。 益及び税金等調整前当期純利益は61百万円増加しております。 (有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、後来、連結決負 日の市場価格等に基づき評価する方法によっておりました。しかしながら、国内株式価格等が日々著して変動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期式返間の投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々なら、当者にするため、対算末前1ヶ月市場価格等の事む。 立の変更しております。この変更しております。この変更しております。この変更により、「有価証券評価差額会」は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度の全価経常費用は817百万円増加しております。当連結会計年度の全価経常費目は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期組利益は817百万円それぞれ減少しております。なお、中間期末後、特に第3四門報本価格等が日本著しく変動する状況が当立される。 「会話意度を検討した結果、国内株式価格等が日本著しく変動する状況が当立っため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがって、中間連結会計期間にないては従来の方法によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によっても場合に比べ、「有価証券によってもります。」 「表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
加しております。 (有価証券のうち時価のある国内株			
(有価証券の評価基準及び評価方法) その他有価証券のうち時価のある国内株 式及び国内投資信託の期末時価については、従来、連結決第目の市場価格等に基づき評価する方法によっておりました。しかしながら、国内株式価格等にとかされるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価的会員的人工の場所表別を関係をあるため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。 この変更により、「有価証券に公うさ評価を第金」は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。 直連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四件株式の経常費等を検討した結果、因外株式面格等が日本著と、変動する状況が当面の間継続続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間に次変更	泉/音(4年1次 くめ)りより。		
その他有価証券のうち時価のある国内株 式及び国内投資信託の期末時価について は、従来、連結決算日の市場価格等に基づき評価する方法によっておりました。しか しながら、国内株式価格等が日々著しく変 動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある 国内株式及び国内投資信託は、当連結会計件度末から、市場価格の日々の著しい変 動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。 この変更により、「有価証券」は3,317 百万円、「その他有価証券評価差額金」は 1,558百万円それぞれ減少し、「線延税金 資産」は941百万円増加しております。 連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加しております。 理結会計年度のその他経常費用は817百万円増加と経常利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内価を調整前当期利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内価の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間に次変更 後の方法によった場合に比べ、ウ、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券 りは15,479百万円、「その他有価証券 当は15,479百万円、「その他有価証券 第121,430百万円及び「少数株主			
式及び国内投資信託の期末時価については、従来、連結決算日の市場価格等に基づき評価する方法によっておりました。しかしながら、国内株式価格等が日々著しく変動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「看価証券」は3,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整期期間に人経常利益は817百万円それぞれ減少しております。 なば、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式的間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によった場合に比べ、「有価許券」は15,479百万円、「その他有価証券の方法によった場合に比べ、「有価新券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券			
は、従来、連結決算日の市場価格等に基づき評価する方法によっておりました。しかしながら、国内株式価格等が日々著しく変動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価結合計年度来から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円円それぞれ域少し、「緑処税金資産」は941百万円増加しております。この変更により、「有価証券計算が、10年間が、			
き評価する方法によっておりました。しかしながら、国内株式価格等が日々著しく変動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格等のよの表しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場で重要しております。この変更により、「有価証券評価差額金」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等額当当期紅社は817百万円それぞれ減少しております。 「中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがって、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券非価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			7711
しながら、国内株式価格等が日々著しく変動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度未から、市場価格等の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続が日の著と表して変動する状況が当面の間継続が日の著と表して変動する状況が当面の間継続が日の著と表して変動する状況が当面の間継続が日の著と表して変したが、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがつて、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価無券下は16,479百万円、「その他有価証券評した。479百万円、「「存他有価差額を」は9,430百万円及び「少数株主			
動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期補1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券評価差額金」は1,558官万円ぞれぞれ減少し、「線延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円ぞれぞれ減少しております。なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間は、変更法によっております。したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価無許に打った場合に比べ、「有価無許別であります。」といいるによっております。			
れるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券評価差額金」は1,558百万円それぞ礼減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加してよります。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞ礼減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券によっております。			
る中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金別は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しぐ変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券」			動しており、今後もそうしたことが想定さ
る国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によってよ場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			れるため、その他有価証券に区分されてい
計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前 1 ヶ月の市場回格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券によっております。			る中長期の運用を目的としている時価のあ
動の影響が及ばないようにするため、連結 決算期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基 づき評価する方法に変更しております。 この変更により、「有価証券記録金」は 1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金 資産」は941百万円増加しております。当 連結会計年度のその他経常費用は817百万 円増加し、経常利益および税金等調整前当 期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価 格等が日々著しく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			る国内株式及び国内投資信託は、当連結会
動の影響が及ばないようにするため、連結 決算期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基 づき評価する方法に変更しております。 この変更により、「有価証券記録金」は 1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金 資産」は941百万円増加しております。当 連結会計年度のその他経常費用は817百万 円増加し、経常利益および税金等調整前当 期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価 格等が日々著しく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。この変更により、「有価証券」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円それぞれ減少して「繰進結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 本お、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
づき評価する方法に変更しております。 この変更により、「有価証券」は3,317 百万円、「その他有価証券評価差額金」は 1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金 資産」は941百万円増加しております。当 連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当 期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
この変更により、「有価証券」は3,317 百万円、「その他有価証券評価差額金」は 1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金 資産」は941百万円増加しております。当 連結会計年度のその他経常費用は817百万 円増加し、経常利益および税金等調整前当 期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
百万円、「その他有価証券評価差額金」は 1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金 資産」は941百万円増加しております。当 連結会計年度のその他経常費用は817百万 円増加し、経常利益および税金等調整前当 期純利益は817百万円それぞれ減少してお ります。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったた め、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			= 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金 資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万 円増加し、経常利益および税金等調整前当 期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価 格等が日々著しく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			,
円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			- · · · -
期純利益は817百万円それぞれ減少しております。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
ります。 なお、中間期末後、特に第3四半期末後 の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
なお、中間期末後、特に第3四半期末後の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
の経営環境等を検討した結果、国内株式価格等が日々著しく変動する状況が当面の間継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			/ 0
格等が日々著しく変動する状況が当面の間 継続する可能性が高いとの判断に至ったた め、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
継続する可能性が高いとの判断に至ったため、中間連結会計期間においては従来の方法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
め、中間連結会計期間においては従来の方 法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			格等が日々著しく変動する状況が当面の間
法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			継続する可能性が高いとの判断に至ったた
法によっております。 したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			め、中間連結会計期間においては従来の方
したがって、中間連結会計期間は、変更 後の方法によった場合に比べ、「有価証 券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
券」は15,479百万円、「その他有価証券評 価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
価差額金」は9,430百万円及び「少数株主			
			持分 は1百万円それぞれ減少し、「繰延
税金資産」は5,842百万円増加しておりま			11772
す。その他経常費用は204百万円増加し、			
経常利益および税金等調整前中間純利益は			
204百万円それぞれ減少しております。			
また、第3四半期連結累計期間は、変更後			
の方法によった場合に比べ、「有価証券」			
は7,085百万円、「その他有価証券評価差			,
額金」は4,100百万円及び「少数株主持			額金」は4,100百万円及び「少数株主持
分」は1百万円それぞれ増加し、「繰延税			分」は1百万円それぞれ増加し、「繰延税

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
		金資産」は2,623百万円減少しておりま
		す。その他経常費用は358百万円減少し、
		経常利益および税金等調整前四半期純利益
		は358百万円増加しております。

【追加情報】

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	(その他有価証券に係る時価の算定方	(その他有価証券に係る時価の算定方法
	法)	の一部変更)
	変動利付国債については合理的に算定	変動利付国債の時価については、従
	された価額を時価としております。合理	
	的に算定された価額はディスカウント・	上額としておりましたが、昨今の市場環
	キャッシュフロー法等により算定してお	
	り、国債の利回り及びスワップションの	価とみなせない状態にあると判断し、当
	ボラティリティが主な価格決定変数であ	連結会計年度末においては、合理的に算
	ります。	定された価額をもって連結貸借対照表計 上額としております。これにより、市場
	証券化商品であるローン担保証券等 のうち、減損処理を実施したものを除	価格をもって連結貸借対照表計上額とし
	も、外部格付の低下が認められず、担	た場合に比べ、「有価証券」は9,497百万
	保資産の健全性が保たれており今後も	円増加、「繰延税金資産」は3,829百万円
	継続して保有する銘柄については合理	減少、「その他有価証券評価差額金」は
	的に算定された価額を時価としており	5,668百万円増加しております。
	ます。合理的に算定された価額はディ	なお、変動利付国債の合理的に算定さ
	スカウント・キャッシュフロー法等に	れた価額は、ディスカウント・キャッシ
	より算定しており、デフォルト率、回	ュフロー法等により算定しており、国債
	収率、プリペイメント率、割引率等が	の利回り及びスワップションのボラティ
	主な価格決定変数であります。	リティが主な価格決定変数であります。
		証券化商品については、従来、ブロー
		カー又は情報ベンダーから入手する評価
		額等を市場価格に準じるものとして合理
		的に算定された価額であると判断し、当
		該価額をもって時価としておりました が、一部の銘柄について、実際の売買事
		例が極めて少なく、売手と買手の希望す
		る価格差が著しく大きいため、ブローカ
		一又は情報ベンダーから入手する評価額
		等が時価とみなせない状況であると判断
		し、経営陣の合理的な見積りによる合理
		的に算定された価額をもって時価として
		おります。これにより、「有価証券」が
		4,018百万円、「その他有価証券評価差額
		金」が15百万円それぞれ増加し、「繰延
		税金資産」が10百万円減少しておりま
		す。また、その他業務費用が3,993百万円
		減少し、経常利益および税金等調整前当
		期純利益が3,993百万円増加しておりま
		す。なお、対象となる有価証券はローン 担保証券等のうち減損処理を実施したも
		のを除き、外部格付の低下が認められず
		担保資産の健全性が保たれており、今後
		も継続して保有する銘柄であります。合
		理的に算定された価額は、ディスカウン
		ト・キャッシュフロー法等により算定し
		ており、デフォルト率、回収率、プリペ
		イメント率、割引率等が主な価格決定変
		数であります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社の出 資金22百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,340百万円、 延滞債権額は 96,894百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は乗収利息 見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同可第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払 を猶予した貸出金以外の貸出金で あります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は1,854百万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が約定支払日 の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権 に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は50,350百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は156,440百 万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として起ります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,233百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

※1

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,007百万円、延滞債権額は94,399 百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は和別の 見込みがないものとして未収利息 を計上しなかった貸出金(貸町(本) を行った部分を除く。以下「未りの 利息不計上貸出金」という。)のう ち、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイか られまでに掲げる事由又は同項第 4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払 を猶予した貸出金以外の貸出金で あります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は2,761百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が約定支払日 の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権 に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は16,151百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は120,320百 万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引としております。これにより手形、商付為替手形及び買入外国の大力に銀行引受手形、商業手為は、売却又は(再)担保という方は、売却又は(再)担保という方は、で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,466百万円であります。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社の出 資金31百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は 9,171百万円、延滞債権額は 96,420百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払 を猶予した貸出金以外の貸出金で あります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は2,437百万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支払 日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は16,474百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は124,504百万円 であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会を報告第24号)に基づき金融取引とし受け、基づき金融取引とし受け、大れた銀行引受手形、商業手為という。 一次があります。これにより形、荷付為替手形及び買入外国の手為替手形及び買入外国の方であります。 は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,744百万円であります。 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)

担保に供している資産は次のとお りであります。

担保に供している資産

有価証券 388,823百万円 担保資産に対応する債務

預金 23,935百万円 コールマネー 89,867百万円 債券貸借取引

受入担保金 101,450百万円

上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の 代用として、有価証券102,105百 万円を差し入れております。

また、連結子会社のうち1社は、 借用金3,777百万円に対して、未経 過リース期間に係るリース契約債 権4,854百万円を差し入れておりま す。

なお、その他資産のうち先物取引 差入証拠金は160百万円、保証金・ 敷金は1,441百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係る コミットメントライン契約は、顧 客からの融資実行の申し出を受け た場合に、契約上規定された条件 について違反がない限り、一定の 限度額まで資金を貸付けることを 約する契約であります。これらの 契約に係る融資未実行残高は、 1,439,245百万円であります。この うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なものが1,347,040百万円ありま

> なお、これらの契約の多くは、 融資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当行及び連結子会社 の将来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情 勢の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行及 び連結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度額の 減額をすることができる旨の条項 が付けられております。

> また、契約時において必要に応 じて不動産・有価証券等の担保を 徴求するほか、契約後も定期的に 予め定めている行内(社内)手続に 基づき顧客の業況等を把握し、必 要に応じて契約の見直し、与信保 全上の措置等を講じております。

当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

担保に供している資産は次のとお りであります。

担保に供している資産

有価証券 307,591百万円 担保資産に対応する債務

預金

債券貸借取引

15,533百万円

受入担保金 109,344百万円 借用金 17,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の 代用として、有価証券100,800百 万円を差し入れております。

また、連結子会社のうち1社は、 借用金3,475百万円に対して、未経 過リース期間に係るリース契約債 権4,472百万円を差し入れておりま す

なお、その他資産のうち先物取引 差入証拠金は160百万円、保証金・ 敷金は1,448百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコ ミットメントライン契約は、顧客 からの融資実行の申し出を受けた 場合に、契約上規定された条件に ついて違反がない限り、一定の限 度額まで資金を貸付けることを約 する契約であります。これらの契 約に係る融資未実行残高は、 1,426,746百万円であります。この うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なものが927,778百万円ありま

> なお、これらの契約の多くは、 融資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当行及び連結子会社 の将来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情 勢の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行及 び連結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度額の 減額をすることができる旨の条項 が付けられております。

また、契約時において必要に応 じて不動産・有価証券等の担保を 徴求するほか、契約後も定期的に 予め定めている行内(社内)手続に 基づき顧客の業況等を把握し、必 要に応じて契約の見直し、与信保 全上の措置等を講じております。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

※ 7 担保に供している資産は次のとお りであります。

担保に供している資産

有価証券 310,042百万円 担保資産に対応する債務

21,850百万円 預金 コールマネー 35,000百万円 債券貸借取引

受入担保金 73,649百万円 借用金 10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の 代用として、有価証券100,091百 万円を差し入れております。

また、連結子会社のうち1社は、 借用金4,235百万円に対して、未経 過リース期間に係るリース契約債 権5,000百万円を差し入れておりま

また、その他資産のうち先物取引 差入証拠金は160百万円、保証金・ 敷金は1,432百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係る コミットメントライン契約は、顧 客からの融資実行の申し出を受け た場合に、契約上規定された条件 について違反がない限り、一定の 限度額まで資金を貸付けることを 約する契約であります。これらの 契約に係る融資未実行残高は、 1,441,272百万円であります。この うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なものが1,300,738百万円ありま

> なお、これらの契約の多くは、 融資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当行及び連結子会社 の将来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融情 勢の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行及 び連結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度額の 減額をすることができる旨の条項 が付けられております。

> また、契約時において必要に応 じて不動産・有価証券等の担保を 徴求するほか、契約後も定期的に 予め定めている行内(社内)手続に 基づき顧客の業況等を把握し、必 要に応じて契約の見直し、与信保 全上の措置等を講じております。

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) 前連結会計年度末 (平成21年3月31日)

※9 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基 づき、当行の事業用土地の再評価 を行い、評価差額については、当 該評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」と して負債の部に計上し、これを控 除した金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上して おります。

> 再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評 価の方法

土地の再評価に関する法律施行 令(平成10年3月31日公布政令 第119号)第2条第4号に定め る地価税の課税価格計算の方 法に基づいて、1画地毎に、 財産評価基本通達を基準に奥 行価格補正、側方路線影響加 算、不整形地補正等を行って 算出。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基 づき、当行の事業用土地の再評価 を行い、評価差額に何いては、当 該評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」と して負債の部に計上し、これを控 除した金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上して おります。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評 価の方法

土地の再評価に関する法律施行 令(平成10年3月31日公布政令 第119号)第2条第4号に定め る地価税の課税価格計算の方 法に基づいて、1画地毎に、 財産評価基本通達を基準に奥 行価格補正、側方路線影響加 算、不整形地補正等を行って 算出。 ※9 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基 づき、当行の事業用土地の再評価 を行い、評価差額については、当 該評価差額に係る税金相当額を 「再評価に係る繰延税金負債」と して負債の部に計上し、これを控 除した金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上して おります。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評 価の方法

土地の再評価に関する法律施行 令(平成10年3月31日公布政令 第119号)第2条第4号に定め る地価税の課税価格計算の方 法に基づいて、1画地毎に、 財産評価基本通達を基準に奥 行価格補正、側方路線影響加 算、不整形地補正等を行って 算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額24,031百万円

※10 有形固定資産の減価償却累計額106,974百万円

- ※11 借用金には、他の債務よりも債務 の履行が後順位である旨の特約が 付された劣後特約付借入金35,000 百万円が含まれております。
- ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は22,102百万円であります

※10 有形固定資産の減価償却累計額101,790百万円

- ※11 借用金には、他の債務よりも債務 の履行が後順位である旨の特約が 付された劣後特約付借入金35,000 百万円が含まれております。
- ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は20,481百万円であります

※10 有形固定資産の減価償却累計額

103,618百万円

- ※11 借用金には、他の債務よりも債務 の履行が後順位である旨の特約が 付された劣後特約付借入金35,000 百万円が含まれております。
- ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は21,766百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金償却 6,956百万円、貸倒引当金繰入額 1,334百万円及び株式等償却1,430 百万円を含んでおります。
- ※2 「減損損失」は、投資額の回収が 見込めなくなったことに伴い、主 に茨城県内にある遊休資産等につ いて計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地は20百万円、 建物は3百万円であります。

当行の稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費 用見込額を控除して算定しております。

※3 その他の特別損失は、時間外割増 賃金等の遡及支払額であります。 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金償却 4,885百万円、貸倒引当金繰入額 5,574百万円及び株式等償却367百 万円を含んでおります。
- ※2 「減損損失」は、投資額の回収 が見込めなくなったことに伴い、主 に茨城県内にある遊休資産等の土地 について24百万円計上しておりま

当行の稼動資産については、営業 用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の 地域等をグルーピングの単位として おります。遊休資産等については、 各々独立した単位として取扱ってして ります。また、本部、事務センター、 寮、社宅、厚生施設等については、出さ 立したキャッシュ・フローを生みります。 ないことから共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- ※1 その他の経常費用には、貸出金償 却13,500百万円、株式等償却6,187 百万円及び債権売却損478百万円を 含んでおります。
- ※2 「減損損失」は、投資額の回収が 見込めなくなったことに伴い、主 に茨城県内にある遊休資産等につ いて計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ご との内訳は、土地は20百万円、建 物は3百万円であります。

当行の稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産として取扱っております。また、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見 込額を控除して算定しております。

※3 その他の特別損失は、時間外割増 賃金等の遡及支払額であります。

※ 3

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

T 701110111111 (1.2 12794)	XO MOXILO (CID CIVI)	4 -> 1 ± /9(/) C O	747 9 1 7 1	PIZ • 1 7K/	
	前連結会計年度	当中間連結会計	当中間連結会計	当中間連結会計	摘要
	末株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期間末株式数	
発行済株式					
普通株式	822, 231			822, 231	
合計	822, 231			822, 231	
自己株式					
普通株式	38, 032	3, 335	529	40, 837	(注)
合計	38, 032	3, 335	529	40, 837	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加1,335千株、自己株式の買付による増加2,000千株。 単元未満株の買増請求による減少529千株。

2 配当に関する事項

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	3, 136	4	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	3, 125	その他利益 剰余金	4	平成20年9月30日	平成20年12月8日

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

エープロリコカイルという「生力		アイ・フィーエアスノス・ローフトアイダストロー	M / D F M	PIL . 1 VK/	
	前連結会計年度	当中間連結会計	当中間連結会計	当中間連結会計	摘要
	末株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期間末株式数	
発行済株式					
普通株式	822, 231	_	_	822, 231	
合計	822, 231			822, 231	
自己株式					
普通株式	49, 254	88	19	49, 323	(注)
合計	49, 254	88	19	49, 323	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加88千株、単元未満株の買増請求による減少19千株。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

_									
			新株予約権の目的	新株予約権の目的	りとなるホ	朱式の数	(株)	当中間連結	摘要
	区分	新株予約権の内	となる株式の種類	前連結会計年度	当中間連	植会計	当中間連結会計	会計期間末	
		訳		末	期間			残高(百万	
					増加	減少		円)	
	N/4 &=	ストック・オフ゜ションとし		•	1.**	r ·	I .	5	
	当行	ての新株予約権		_					
		合計						5	

3 配当に関する事項

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3, 091	4	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(=) <u>H</u> 1111 1114K		W1 / DED - / /	(HO - 17747 4 7 C			0. 2 0 .
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	3, 091	その他利益 剰余金	4	平成21年9月30日	平成21年12月7日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

					(=== 1
	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	822, 231	_		822, 231	
合計	822, 231	_		822, 231	
自己株式					
普通株式	38, 032	12,006	784	49, 254	(注)
合計	38, 032	12,006	784	49, 254	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加1,806千株、自己株式の買付による増加10,200千株。 単元未満株の買増請求による減少784千株。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	3, 136	4	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	3, 125	4	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3, 091	利益剰余金	4	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間	当中間連結	i会計期間	前連結会	計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年	丰4月1日	(自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日)	至 平成21年	年9月30日)	至 平成21年	₣3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残	Rと 現金及び現金同等物	物の中間期末残高と	現金及び現金同等物	めの期末残高と連結
中間連結貸借対照表に掲記されてい	中間連結貸借対照表	こ掲記されている科	貸借対照表に掲記され	1ている科目の金額
目の金額との関係	目の金額との関係		との関係	
(単位:百万])	(単位:百万円)		(単位:百万円)
平成20年9月30日現在	平成21年9月30日	見在	平成21年3月31日5	見在
現金預け金勘定 120,022	現金預け金勘定	152, 953	現金預け金勘定	179, 030
当行における日本	当行における日本		当行における日本	
銀行以外の他の金	銀行以外の他の金		銀行以外の他の金	
融機関への預け金 △3,527	融機関への預け金	$\triangle 39,372$	融機関への預け金	$\triangle 25,479$
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物	113, 580	現金及び現金同等物	<u>153, 550</u>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 平成20年9月30日)

- ファイナンス・リース取引
- ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じ て会計処理を行っている所有権移転外 ファイナンス・リース取引(新リース 会計基準適用開始前の通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によっ ているもの)

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額

取得価額相当額

25百万円 有形固定資産 無形固定資産 -百万円 合計 25百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 13百万円 一百万円 無形固定資産 合計 13百万円

中間連結会計期間末残高相当額

有形固定資産 11百万円 無形固定資産 一百万円 合計 11百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース 料中間連結会計期間末残高が有形固 定資産の中間連結会計期間末残高等 に占める割合が低いため、支払利子 込み法によっております。
 - ・未経過リース料中間連結会計期間末 残高相当額

1 年内 4百万円 1年超 7百万円 合計 11百万円

- 未経過リース料中間連結会計期 (注) 間末残高相当額は、未経過リース料 中間連結会計期間末残高が有形固定 資産の中間連結会計期間末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込 み法によっております。
- ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 3百万円 減価償却費相当額 3百万円
 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。
- 2 オペレーティング・リース取引 (借手側)
- オペレーティング・リース取引のう ち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 42百万円 1年超 446百万円 合計 488百万円

(貸手側)

該当ありません。

リース資産に配分された減損損失はあ りませんので、項目等の記載は省略して おります。

当中間連結会計期間

(自 平成21年4月1日 平成21年9月30日)

- ファイナンス・リース取引
- ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じ て会計処理を行っている所有権移転外 ファイナンス・リース取引(新リース 会計基準適用開始前の通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によっ ているもの)

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額

取得価額相当額

20百万円 有形固定資産 無形固定資産 -百万円 合計 20百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 13百万円 無形固定資産 —百万円 合計 13百万円

中間連結会計期間末残高相当額

有形固定資産 7百万円 無形固定資産 一百万円 合計 7百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース 料中間連結会計期間末残高が有形固 定資産の中間連結会計期間末残高等 に占める割合が低いため、支払利子 込み法によっております。
 - ・未経過リース料中間連結会計期間末 残高相当額

1年内 2百万円 1年超 4百万円 合計 7百万円

- (注) 未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額は、未経過リース料 中間連結会計期間末残高が有形固定 資産の中間連結会計期間末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込 み法によっております。
- ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円
 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。
- 2 オペレーティング・リース取引 (借手側)
- オペレーティング・リース取引のう

ち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 39百万円 1年超 406百万円 合計 445百万円

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のう

ち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 8百万円 1年超 34百万円 合計 42百万円

リース資産に配分された減損損失はあ りませんので、項目等の記載は省略して おります。

前連結会計年度

(自 平成20年4月1日 平成21年3月31日)

- ファイナンス・リース取引
- ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じ て会計処理を行っている所有権移転外 ファイナンス・リース取引(新リース 会計基準適用開始前の通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によっ ているもの)

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び年度末残高 相当額

取得価額相当額

25百万円 有形固定資産 無形固定資産 -百万円 合計 25百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 16百万円 無形固定資産 一百万円 合計 16百万円

年度末残高相当額

有形固定資産 9百万円 無形固定資産 一百万円 合計 9百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース 料年度末残高が有形固定資産の年度 末残高等に占める割合が低いため、 支払利子込み法によっております。
 - ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内

4百万円 1 年超 5百万円 合計 9百万円

- (注) 未経過リース料年度末残高相当 額は、未経過リース料年度末残高が 有形固定資産の年度末残高等に占め る割合が低いため、支払利子込み法 によっております。
- ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 5百万円
 - 減価償却費相当額 5百万円 減価償却費相当額の算定方法
 - リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。
- 2 オペレーティング・リース取引 (借手側)
- オペレーティング・リース取引のう ち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 42百万円 1年超 425百万円 合計 467百万円

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のう ち解約不能のものに係る未経過リース料

> 1年内 8百万円 1年超 38百万円 合計 47百万円

リース資産に配分された減損損失はあ りませんので、項目等の記載は省略して おります。

(有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※3 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	29, 702	29, 340	△362
国債	_	l	
地方債	1, 100	1, 121	21
社債	28, 602	28, 218	△383
その他	10,630	10, 325	△305
外国債券	2,000	1, 736	△263
その他	8,630	8, 589	△41
合計	40, 333	39, 665	△667

- (注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	126, 882	180, 050	53, 168
債券	1, 616, 392	1, 604, 068	△12, 323
国債	880, 015	867, 937	△12, 077
地方債	351, 757	352, 820	1,062
社債	384, 619	383, 311	△1, 307
その他	427, 939	400, 840	△27, 098
外国債券	357, 999	335, 038	△22, 960
その他	69, 940	65, 802	△4, 137
合計	2, 171, 213	2, 184, 959	13, 746

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります
 - 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、16,614百万円(うち、債券15,189百万円、株式1,425百万円)であります。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)の趣旨に基づき、中間連結決算日の時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)	
その他有価証券		
非上場株式	3, 666	
投資事業組合出資金	1, 686	

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	27, 172	27, 081	△91
国債	_	_	-
地方債	190	193	2
社債	26, 981	26, 887	△93
その他	6,810	6, 743	△66
外国債券	_	l	_
その他	6,810	6, 743	△66
合計	33, 982	33, 825	△157

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	143, 865	177, 805	33, 939
債券	1, 719, 917	1, 746, 943	27, 026
国債	931, 555	945, 274	13, 719
地方債	416, 537	425, 604	9,066
社債	371, 824	376, 064	4, 240
その他	229, 085	220, 780	△8, 305
外国債券	167, 610	163, 914	△3, 695
その他	61, 475	56, 866	△4, 609
	2, 092, 868	2, 145, 529	52, 661

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式及び国内投資信託については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前連結会計年度末より連結決算日の市場価格等に基づき評価する方法から連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。そのため、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前中間連結会計期間と当中間連結会計期間で評価方法が異なっております。

なお、前中間連結会計期間に変更後の評価方法を適用した場合、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主持分」は1百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は5,842百万円減少します。その他経常費用は204百万円減少し、経常利益および税金等調整前中間純利益は204百万円それぞれ増加します。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、株式348百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)の趣旨に基づき、国内株式及び国内投資信託については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

(追加情報)

変動利付国債については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3, 711
投資事業組合出資金	4, 095

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	9, 100	59

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
債券	28, 747	26, 777	△1, 969	7	1, 977
国債	_	_	_		_
地方債	481	488	7	7	_
社債	28, 266	26, 288	△1, 977	0	1, 977
その他	8, 763	8, 398	△365	0	365
外国債券	1,000	718	△281		281
その他	7, 763	7, 679	△84	0	84
合計	37, 510	35, 175	$\triangle 2,335$	8	2, 343

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	145, 511	141, 934	△3, 576	16, 788	20, 364
債券	1, 547, 609	1, 557, 578	9, 968	11, 368	1, 400
国債	783, 247	788, 617	5, 369	5, 770	400
地方債	392, 827	396, 845	4, 017	4, 025	8
社債	371, 534	372, 115	581	1,573	991
その他	290, 239	271, 158	△19,081	1, 454	20, 536
外国債券	222, 859	212, 339	△10,520	616	11, 137
その他	67, 379	58, 819	△8, 560	837	9, 398
合計	1, 983, 360	1, 970, 671	△12,689	29, 612	42, 301

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、国内株式及び国内投資信託については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、従来、連結決算日の市場価格等に基づく価額により評価する方法によっておりました。しかしながら、国内株式価格等が日々著しく変動しており、今後もそうしたことが想定されるため、その他有価証券に区分されている中長期の運用を目的としている時価のある国内株式及び国内投資信託は、当連結会計年度末から、市場価格の日々の著しい変動の影響が及ばないようにするため、連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。

この変更により、「有価証券」は3,317百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,558百万円それぞれ減少し、「繰延税金資産」は941百万円増加しております。当連結会計年度のその他経常費用は817百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は817百万円それぞれ減少しております。

- 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、39,687百万円(うち、債券33,508百万円、株式6,178百万円)であります。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士 協会会計制度委員会報告第14号)の趣旨に基づき、国内株式及び国内投資信託については当連結会計年度末前1ヵ月 の市場価格等の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当連結会計年度末における市場価格等に 基づく時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は9,497百万円増加、「繰延税金資産」は3,829百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,668百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、ディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

証券化商品については、従来、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価額等を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額であると判断し、当該価額をもって時価としておりましたが、一部の銘柄について、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価額等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。 これにより、「有価証券」が4,018百万円、「その他有価証券評価差額金」が15百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」が10百万円減少しております。また、その他業務費用が3,993百万円減少し、経常利益および税金等調整前当期純利益が3,993百万円増加しております。なお、対象となる有価証券はローン担保証券等のうち減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず担保資産の健全性が保たれており、今後も継続して保有する銘柄であります。合理的に算定された価額は、ディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	368, 987	18, 172	8, 957

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3, 718
投資事業組合出資金	1,834

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	147, 110	899, 249	486, 297	53, 667
国債	68, 505	502, 001	218, 111	_
地方債	25, 984	160, 006	211, 335	_
社債	52, 620	237, 242	56, 851	53, 667
その他	44, 444	103, 219	33, 437	81, 439
外国債券	44, 444	93, 673	25, 776	49, 445
その他	_	9, 546	7,660	31, 994
合計	191, 554	1, 002, 469	519, 734	135, 106

(金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末
 - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在) 該当ありません。
 - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	24, 078	23, 324	△754

- (注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- Ⅱ 当中間連結会計期間末
 - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在) 該当ありません。
 - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在) 該当ありません
- Ⅲ 前連結会計年度末
 - 1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在) 該当ありません。
 - 2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在) 該当ありません。
 - 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

- I 前中間連結会計期間末
 - その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在) 中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)		
評価差額	12, 991		
その他有価証券	13, 746		
その他の金銭の信託	△754		
(△)繰延税金負債	3, 723		
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9, 268		
(△)少数株主持分相当額	1		
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	_		
その他有価証券評価差額金	9, 266		

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在) 中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	53, 544
その他有価証券	53, 544
その他の金銭の信託	_
(△)繰延税金負債	19, 898
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	33, 645
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	
評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	33, 646

(注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額883百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在) 連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△12, 679
その他有価証券	△12, 679
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	6, 279
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△6, 400
(△)少数株主持分相当額	$\triangle 2$
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	
評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	△6, 397

⁽注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
 - (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	金利先物	_	_	_
取引所	金利オプション		_	
	金利先渡契約	_	_	_
	金利スワップ	232, 886	200	200
けに言ぎ	金利オプション	_	_	_
店頭	キャップ	7, 501	$\triangle 0$	53
	スワップション	79, 354	$\triangle 0$	215
	その他	_	_	_
	合計		200	469

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物			_
取引所	通貨オプション			_
	通貨スワップ	682, 369	1, 257	1, 257
店頭	為替予約	27, 598	113	113
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	通貨オプション	14, 268	0	60
	その他	_	_	_
	合計		1, 371	1, 431

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	債券先物	274	$\triangle 0$	$\triangle 0$
取引所	債券先物オプション	_		_
	債券店頭オプション	_		_
店頭	その他	_		_
	合計		△0	△0

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅱ 当中間連結会計期間末
 - (1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	金利先物			_
取引所	金利オプション			
	金利先渡契約	_	_	_
	金利スワップ	222, 588	216	216
店頭	金利オプション	_	_	_
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	キャップ	6, 615	$\triangle 0$	55
	スワップション	83, 802	$\triangle 0$	181
	その他			
	合計		216	453

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	_	_	_
取引所	通貨オプション	_		_
	通貨スワップ	811, 112	1,021	1, 021
店頭	為替予約	6,910	49	49
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	通貨オプション	6, 745	0	57
	その他	_	_	_
	合計		1,071	1, 128

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	債券先物	277	△1	△1
取引所	債券先物オプション	_		
店頭	債券店頭オプション	_	_	_
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他	_	_	_
	合計		△1	△1

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在) 該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

- 1 取引の状況に関する事項
 - (1) 取引の内容

当行では、金利関連、通貨関連、債券関連のデリバティブ取引を行っており、ヘッジ目的の取引とヘッジ目的以外の取引に分かれます。

また、連結子会社1社はヘッジ目的の取引で金利関連デリバティブ取引を行っております。

(2) 取組方針

デリバティブ取引につきましては、お客様の為替や金利に係るリスクヘッジニーズに対応するため、当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、資産及び負債の総合管理(ALM)の効率的な運営のため、また、個別取引ヘッジに活用するために利用しております。さらに、短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定のポジション限度や損失限度等を設定しております。

連結子会社のデリバティブ取引に対する取組方針は当行に準じております。

(3) 利用目的

上記(2)取組方針に基づき、デリバティブ取引を行っております。

なお、一部取引につきましては、デリバティブ取引を利用して以下のとおりヘッジ会計を行っております。

① ヘッジ会計の方法

「繰延ヘッジ処理」及び「金利スワップの特例処理」によっております。

② ヘッジ取引の方針・実行

「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する「ヘッジ会計適用に関する規程」(内規)に基づき、金利リスク・為替変動リスク・株価変動リスク及び信用リスクをヘッジ取引の対象としております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ、為替スワップ
- ・ヘッジ対象…円貨……貸出金、預金、及び借入金等

外貨……債券、及び預金等

③ ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジの有効性の評価は、「ヘッジ会計適用に関する規程」に基づき行っております。金利リスクに対するヘッジのうち、相場変動を相殺するヘッジにつきましては、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジにつきましては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。また、為替変動リスクに対するヘッジにつきましては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。

「金利スワップの特例処理」につきましては、「事後テスト」において引き続き特例の要件を満たしていることを確認しております。

(4) リスクの内容

デリバティブ取引は、金利・為替などの市場の変動により損失が発生する市場リスクを有しております。また、この他に、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスクを有しております。

(5) リスク管理体制

当行では、リスク管理規程に基づき、デリバティブ取引の取組方針、取扱限度、損失限度等のリスク許容限度額を取締役会で決定し、取引状況については定期的に取締役会に報告しております。また、信用リスクについては、カウンターパーティー別のクレジットラインを設定し、カレントエクスポージャー方式によるリスク量の管理を行っております。組織面ではフロントオフィスとバックオフィスを分離するとともに、ミドルオフィスを設置し相互牽制が機能する体制としております。

(6) 定量的情報に関する補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建		l	_	_
	金利先渡契約				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	116, 419	37, 752	343	343
	受取変動・支払固定	116, 419	37, 752	△137	△137
	受取変動・支払変動	_	_	_	_
	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
店頭	買建	_	_	_	_
	キャップ				
	売建	3, 734	2, 946	$\triangle 5$	115
	買建	3, 734	2, 946	5	△59
	スワップション				
	売建	40, 700	3, 770	△115	87
	買建	40, 700	3, 770	115	115
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合計			205	465

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。 (2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	通貨オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	774, 202	635, 443	1, 188	1, 188
	為替予約				
	売建	6, 367	1,805	576	576
	買建	6, 581	1, 739	$\triangle 476$	△476
店頭	通貨オプション				
卢與	売建	3, 161	1,918	△188	△100
	買建	3, 161	1, 918	189	154
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_			_
	合計			1, 287	1, 341

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いてお ります。
 - 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在) 該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	債券先物				
	売建	277		1	1
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	債券先物オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建				_
	債券店頭オプション				
	売建	_	_	_	_
店頭	買建	_	_	_	_
卢與	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建				_
	合計	<u> </u>		1	1

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- (5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在) 該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
 - 1. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容 該当ありません。
 - 2. 当中間連結会計期間より前に付与したストック・オプションの内容 該当ありません。
- Ⅱ 当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
 - 1. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
 - (1)ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 5百万円

(2) 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

		平成21年スト	ック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名		当行の執行役員12名	
株式の種類別のストック・オプシ				
ョンの付与数(注1)	普通株式	56,698株	普通株式	41,546株
付与日	平成21年8月24日		平成21年8月24日	
権利確定条件	権利確定条件は付	されていない	権利確定条件は付されていない	
対象勤務期間	対象勤務期間の定	めはない	対象勤務期間の定めはない	
権利行使期間	平成21年8月25日カ	平成21年8月25日から平成51年8月24日まで		ら平成51年8月24日まで
権利行使価格(注2)	1円		1円	
付与日における公正な評価単価				
(注2)		417円		439円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 - 2. 1株あたりに換算して記載しております。
- 2. 当中間連結会計期間より前に付与したストック・オプションの内容 該当ありません
- Ⅲ 前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
 - 1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名 該当ありません。
 - 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益 (1) 外部顧客に対する 経常収益 (2) セグメント間の内部 経常収益	91, 420	8, 642 940	2, 276 2, 879	102, 339 4, 128	(4, 128)	102, 339
計	91, 728	9, 583	5, 155	106, 467	(4, 128)	102, 339
経常費用	81, 874	9, 277	5, 246	96, 398	(4, 160)	92, 238
経常利益	9,854	305	△90	10,069	31	10, 101

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益 (1) 外部顧客に対する 経常収益 (2) セグメント間の内部 経常収益	70, 987 474	8, 001 751	2, 200 2, 282	81, 188 3, 507	(3, 507)	81, 188
計	71, 461	8, 752	4, 482	84, 696	(3, 507)	81, 188
経常費用	62, 248	8, 470	4, 251	74, 970	(3, 394)	71, 576
経常利益	9, 212	282	231	9,726	(113)	9, 612

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	172, 093	16, 774	4, 525	193, 394	_	193, 394
(2) セグメント間の内部 経常収益	845	1, 753	5, 231	7,830	(7, 830)	_
111111	172, 939	18, 528	9, 756	201, 224	(7,830)	193, 394
経常費用	171, 501	18, 210	9, 477	199, 189	(7,791)	191, 398
経常利益	1, 437	317	279	2,034	(39)	1, 995
Ⅲ 資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出						
資産	7, 404, 663	46, 075	36, 298	7, 487, 037	(72, 751)	7, 414, 285
減価償却費	4,821	53	179	5, 054	75	5, 129
減損損失	23	_	_	23	_	23
資本的支出	7, 448	124	2, 038	9, 611	_	9, 611

- (注) 1 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」は保証業務等であります。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

		金額(百万円)
I	国際業務経常収益	8, 064
II	連結経常収益	102, 339
III	国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.88

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
 - 2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定に おける諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	507. 35	540. 75	483. 21
1株当たり中間(当期) 純利益	円	5. 50	9. 59	6. 62
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円		9. 59	

(注)1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成20年9月30日	当中間連結会計期間末 平成21年9月30日	前連結会計年度末 平成21年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	397, 740	419, 438	374, 881
純資産の部の合計額から控除する金 額(百万円)	1, 296	1, 483	1, 369
(うち新株予約権)	_	5	_
(うち少数株主持分)	1, 296	1, 478	1, 369
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額(百万円)	396, 443	417, 954	373, 511
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	781, 393	772, 908	772, 977

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

6.70				
		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
		至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	4, 313	7, 419	5, 178
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_	_
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	4, 313	7, 419	5, 178
普通株式の(中間)期中平均株 式数	千株	783, 763	772, 947	781, 137
潜在株式調整後				
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	_	_	_
普通株式増加数	千株	_	20	_
うち新株予約権	千株		20	
希薄化効果を有しないため、				
潜在株式調整後1株当たり中				
間(当期)純利益の算定に含め				
なかった潜在株式の概要				

(注)3. 前中間連結会計期間及び前連結会計年度は潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は 記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当ありません

2 【その他】 (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

		(単位:百万円)
	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間
	(自 平成20年7月1日	(自 平成21年7月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)
経常収益	55, 452	39, 409
資金運用収益	32, 986	28, 658
(うち貸出金利息)	24, 429	22, 995
(うち有価証券利息配当金)	8,036	5, 319
役務取引等収益	6,030	5, 386
特定取引収益	117	139
その他業務収益	827	367
その他経常収益	15, 490	4, 858
経常費用	52, 360	33, 146
資金調達費用	7, 438	3, 213
(うち預金利息)	4, 750	2, 501
役務取引等費用	1,735	1,733
その他業務費用	13, 861	158
営業経費	19, 029	18, 103
その他経常費用	<u>*</u> 1 10, 294	※ 1 9,936
経常利益	3, 092	6, 263
特別利益	※ 2 739	※ 2 712
特別損失	※ 3 1,010	※ 3 65
税金等調整前四半期純利益	2, 821	6, 910
法人税、住民税及び事業税	4, 275	442
法人税等還付税額	_	△88
法人税等調整額	458	2, 248
法人税等合計	4, 733	2,601
少数株主利益	49	120
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1, 961	4, 188

前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日	(自 平成21年7月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸出金	※1 その他経常費用には、貸出金
償却3,494百万円、貸倒引当金繰	償却1,717百万円、貸倒引当金繰
入額1,121百万円及び株式等償却	入額2,957百万円及び株式等償却
729百万円を含んでおります。	340百万円を含んでおります。
※2 特別利益は、償却債権取立益	※2 特別利益は、償却債権取立益
であります。	であります。
※3 特別損失は、時間外割増賃金	※3 特別損失は、固定資産処分損
等の遡及支払額778百万円及び固	65百万円を含んでおります。
定資産処分損231百万円でありま	
す。	

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
予産の部			
現金預け金	119, 866	152, 828	178, 90
コールローン	7, 459	19, 395	26, 72
買入金銭債権	56, 815	53, 858	54, 06
特定取引資産	24, 765	2, 989	9, 57
金銭の信託	23, 324	_	
有価証券	%1, %7, %12 2, 194, 050	%1, %7, %12 2, 158, 164	%1, %7, %12 1, 980, 90
貸出金	%2, %3, %4, %5, %6,	%2, %3, %4, %5, %6, %8 4, 819, 016	%2, %3, %4, %5, % %8 4, 945, 90
外国為替	1, 521	1, 946	1, 31
その他資産	%7 123, 076	%7 61, 855	%7 59, 88
有形固定資産	※ 9, ※ 11 83 , 310	* 9, * 11 86 , 102	* 9, * 11 86, 1
無形固定資産	7, 506	7, 334	6, 8
繰延税金資産	37, 048	24, 355	53, 3
支払承諾見返	28, 822	25, 053	28, 5
貸倒引当金	△33, 709	△33, 592	△30, 4
投資損失引当金	△48	△48	Δ
資産の部合計	7, 404, 753	7, 379, 258	7, 401, 8
債の部			
預金	※ 7 6, 412, 407	※ 7 6, 554, 982	※ 7 6, 562, 7
譲渡性預金	80, 951	58, 864	104,0
コールマネー	※ 7 208, 631	45,000	※ 7 111, 9
債券貸借取引受入担保金	% 7 101, 450	% 7 109, 344	※ 7 73, 6
特定取引負債	106	356	2
借用金	% 10 64,000	※ 7, ※ 10 81,000	※ 7, ※ 10 74, 0
外国為替	331	283	1
社債	15,000	15,000	15, 0
信託勘定借	16	16	
その他負債	79, 364	54, 488	40,6
未払法人税等	7, 051	139	1
リース債務	576	2, 321	1, 1
その他の負債	71, 736	52, 027	39, 3
退職給付引当金	3, 858	4,095	3,8
役員退職慰労引当金	650	_	7
睡眠預金払戻損失引当金	1, 194	1,300	1,3
ポイント引当金	58	103	
偶発損失引当金	1,720	2,060	1,6
再評価に係る繰延税金負債	% 11 12, 899	※ 11 12,857	※ 11 12, 8
支払承諾	28, 822	25, 053	28, 5
負債の部合計	7, 011, 465	6, 964, 808	7, 031, 5

			(平位・日//11/
	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	85, 113	85, 113	85, 113
資本剰余金	58, 574	58, 574	58, 574
資本準備金	58, 574	58, 574	58, 574
利益剰余金	256, 291	258, 014	253, 940
利益準備金	55, 317	55, 317	55, 317
その他利益剰余金	200, 974	202, 697	198, 623
固定資産圧縮積立金	115	252	254
固定資産圧縮特別勘定積立金	140	_	_
別途積立金	188, 432	190, 432	188, 432
繰越利益剰余金	12, 286	12, 012	9, 936
自己株式	△24, 241	△28, 063	△28, 032
株主資本合計	375, 737	373, 638	369, 595
その他有価証券評価差額金	9, 142	33, 531	△6, 500
繰延ヘッジ損益	△691	△1, 763	△1,868
土地再評価差額金	* 11 9,099	% 11 9, 037	※ 11 9,052
評価・換算差額等合計	17, 551	40, 805	684
新株予約権		5	_
純資産の部合計	393, 288	414, 450	370, 279
負債及び純資産の部合計	7, 404, 753	7, 379, 258	7, 401, 837

(単位:百万円)

			(単位:日刀円)
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	91, 728	71, 461	172, 939
資金運用収益	67, 119	58, 924	130, 649
(うち貸出金利息)	48, 384	46, 079	97, 311
(うち有価証券利息配当金)	17, 646	12, 147	31, 470
信託報酬	11	9	22
役務取引等収益	10, 786	9, 878	20, 297
特定取引収益	221	187	558
その他業務収益	1, 477	665	3, 913
その他経常収益	12, 112	1, 795	17, 498
経常費用	81, 874	62, 248	171,501
資金調達費用	14, 723	6, 672	25, 076
(うち預金利息)	9, 278	5, 182	16, 045
役務取引等費用	3, 806	3, 779	7,606
その他業務費用	15, 752	3, 233	42, 631
営業経費	% 1 37, 979	% 1 37, 202	% 1 74, 033
その他経常費用	<u>*2</u> 9,612	* 2 11, 360	* 2 22, 154
経常利益	9,854	9, 212	1, 437
特別利益	* 3 1, 225	% 3 900	% 3 2,083
特別損失	<u>**4</u> 1, 103	※ 4 209	※ 4 1,453
税引前中間純利益	9, 976	9, 903	2,067
法人税、住民税及び事業税	5, 229	50	2, 142
法人税等還付税額	_	△88	_
法人税等調整額	463	2, 789	△5, 127
法人税等合計	5, 692	2,750	△2, 984
中間純利益	4, 284	7, 152	5, 051

			(単位:日万円)
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	85, 113	85, 113	85, 113
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	85, 113	85, 113	85, 113
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	58, 574	58, 574	58, 574
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	58, 574	58, 574	58, 574
資本剰余金合計			
前期末残高	58, 574	58, 574	58, 574
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	58, 574	58, 574	58, 574
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	55, 317	55, 317	55, 317
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			<u> </u>
当中間期末残高	55, 317	55, 317	55, 317
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	115	254	115
当中間期変動額	_	_	1.40
固定資産圧縮積立金の積立 固定資産圧縮積立金の取崩			140 △1
		<u>△1</u>	
当中間期変動額合計		Δ1	139
当中間期末残高	115	252	254
固定資産圧縮特別勘定積立金			
前期末残高	140	_	140
当中間期変動額			A - 40
固定資産圧縮積立金の積立	_ _	_	△140
当中間期変動額合計		_	△140
当中間期末残高	140	_	_
別途積立金			
前期末残高	185, 432	188, 432	185, 432
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,000	2, 000	3,000
当中間期変動額合計	3,000	2,000	3,000
当中間期末残高	188, 432	190, 432	188, 432
繰越利益剰余金	_		

			(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3, 136	△3, 091	$\triangle 6,262$
中間純利益	4, 284	7, 152	5, 051
固定資産圧縮積立金の取崩	_	1	1
別途積立金の積立	△3, 000	△2,000	△3,000
自己株式の処分	△57	$\triangle 2$	△96
土地再評価差額金の取崩	32	15	79
当中間期変動額合計	△1,877	2,075	△4, 226
当中間期末残高	12, 286	12, 012	9, 936
利益剰余金合計			
前期末残高	255, 169	253, 940	255, 169
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3, 136	△3, 091	$\triangle 6,262$
中間純利益	4, 284	7, 152	5, 051
固定資産圧縮積立金の積立	_	_	-
固定資産圧縮積立金の取崩	_	_	_
別途積立金の積立	_	_	-
自己株式の処分	△57	$\triangle 2$	△96
土地再評価差額金の取崩	32	15	79
当中間期変動額合計	1, 122	4, 073	△1, 228
当中間期末残高	256, 291	258, 014	253, 940
自己株式			
前期末残高	△22, 899	△28, 032	△22, 899
当中間期変動額			
自己株式の取得	$\triangle 1,659$	$\triangle 40$	$\triangle 5,602$
自己株式の処分	318	10	468
当中間期変動額合計	△1, 341	△30	△5, 133
当中間期末残高	△24, 241	△28, 063	△28, 032
朱主資本合計			
前期末残高	375, 957	369, 595	375, 957
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3, 136	△3, 091	$\triangle 6,262$
中間純利益	4, 284	7, 152	5, 051
自己株式の取得	△1,659	$\triangle 40$	$\triangle 5,602$
自己株式の処分	260	8	371
土地再評価差額金の取崩	32	15	79
当中間期変動額合計	△219	4, 043	△6, 362
当中間期末残高	375, 737	373, 638	369, 595
	-		

			(手匠・日刀口)
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	43, 704	△6, 500	43, 70
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△34, 561	40, 032	△50, 20
当中間期変動額合計	△34, 561	40, 032	△50, 204
当中間期末残高	9, 142	33, 531	△6, 50
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△1, 130	△1, 868	△1, 130
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	439	104	△73
当中間期変動額合計	439	104	△73
当中間期末残高	△691	△1,763	△1,86
土地再評価差額金			
前期末残高	9, 132	9, 052	9, 13
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△32	△15	△7
当中間期変動額合計	△32	△15	△7
当中間期末残高	9, 099	9, 037	9,05
評価・換算差額等合計			
前期末残高	51, 705	684	51,70
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△34, 154	40, 121	△51,02
当中間期変動額合計	△34, 154	40, 121	△51, 02
当中間期末残高	17, 551	40, 805	68
新株予約権			
前期末残高	_	_	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		5	
当中間期変動額合計	_	5	-
当中間期末残高	_	5	-
純資産合計			
前期末残高	427, 662	370, 279	427, 66
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3, 136	△3, 091	△6, 26
中間純利益	4, 284	7, 152	5, 05
自己株式の取得	△1,659	△40	$\triangle 5,60$
自己株式の処分	260	8	37
土地再評価差額金の取崩	32	15	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△34, 154	40, 126	△51,02
当中間期変動額合計	△34, 373	44, 170	△57, 38
当中間期末残高	393, 288	414, 450	370, 279

	V. 1 PP A 21 Happy	VA 1 PP A 21 (EPP	V
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日	前事業年度 (自 平成20年4月1日
	至 平成20年4月1日	至 平成21年4月1日	至 平成21年3月31日)
1. 特定取引資	金利、通貨の価格、金融商品市場		金利、通貨の価格、有価証券市
	における相場その他の指標に係る短	同左	場における相場その他の指標に係
価基準及び収			る短期的な変動、市場間の格差等
益・費用の計	して利益を得る等の目的(以下「特		を利用して利益を得る等の目的(以
上基準	定取引目的」という。) の取引については、取引の約定時点を基準と		下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準と
	し、中間貸借対照表上「特定取引資		し、貸借対照表上「特定取引資
	産」及び「特定取引負債」に計上す		産」及び「特定取引負債」に計上
	るとともに、当該取引からの損益を		するとともに、当該取引からの損
	中間損益計算書上「特定取引収益」 及び「特定取引費用」に計上してお		益を損益計算書上「特定取引収 益」及び「特定取引費用」に計上
	ります。		位」及び「特定取引負用」に引工 しております。
	特定取引資産及び特定取引負債の		特定取引資産及び特定取引負債
	評価は、有価証券及び金銭債権等に		の評価は、有価証券及び金銭債権
	ついては中間決算日の時価により、 スワップ・先物・オプション取引等		等については決算日の時価により、スロップ・生物・オプシスト
	の派生商品については中間決算日に		り、スワップ・先物・オプション 取引等の派生商品については決算
	おいて決済したものとみなした額に		日において決済したものとみなし
	より行っております。		た額により行っております。
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受		また、特定取引収益及び特定取引費用の提供された。
	質用の損益計上は、ヨ中間期中の 払利息等に、有価証券、金銭債権等		引費用の損益計上は、当事業年度 中の受払利息等に、有価証券、金
	については前事業年度末と当中間会		銭債権等については前事業年度末
	計期間末における評価損益の増減額		と当事業年度末における評価損益
	を、派生商品については前事業年度		の増減額を、派生商品については
	末と当中間会計期間末におけるみな し決済からの損益相当額の増減額を		前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額
	加えております。		の増減額を加えております。
2. 有価証券の	(1) 有価証券の評価は、満期保有目	(1) 有価証券の評価は、満期保有	(1) 有価証券の評価は、満期保有
評価基準及び 評価方法	的の債券については移動平均法に よる償却原価法(定額法)、子会社	目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子	目的の債券については移動平均法 による償却原価法(定額法)、子
計画が伝	株式については移動平均法による	会社・子法人等株式については移	会社株式については移動平均法に
	原価法、その他有価証券のうち時	動平均法による原価法、その他有	よる原価法、その他有価証券のう
	価のあるものについては、中間決	価証券のうち時価のある国内株式	ち時価のある国内株式及び国内投
	算日の市場価格等に基づく時価法(売 却原価は主として移動平均法により	及び国内投資信託については中間 決算期末前1ヶ月の市場価格等の	資信託については決算期末前1ヶ 月の市場価格等の平均に基づく時
	算定)、時価のないものについて	平均に基づく時価法(売却原価は	価法(売却原価は主として移動平
	は、移動平均法による原価法又は	主として移動平均法により算	均法により算定)、国内株式及び
	償却原価法により行っておりま	定)、国内株式及び国内投資信託	国内投資信託以外で時価のあるも
	す。 なお、その他有価証券の評価差額	以外で時価のあるものについて は、中間決算日の市場価格等に基	のについては、決算日の市場価格 等に基づく時価法(売却原価は主
	については、全部純資産直入法によ	づく時価法(売却原価は主として	として移動平均法により算定)、
	り処理しております。	移動平均法により算定)、時価の	時価のないものについては移動平
		ないものについては移動平均法に	均法による原価法又は償却原価法
		よる原価法又は償却原価法により 行っております。	により行っております。なお、そ の他有価証券の評価差額について
		なお、その他有価証券の評価差	は、全部純資産直入法により処理
		額については、全部純資産直入法	しております。
		により処理しております。	
		(追加情報) その他有価証券のうち時価のあ	
		る国内株式及び国内投資信託の期	
		末時価については、前事業年度末	
		より決算日の市場価格等に基づき	
		評価する方法から決算期末前1ヶ	
		月の市場価格等の平均に基づき評 価する方法に変更しております。	
		そのため、その他有価証券のうち	
		時価のある国内株式及び国内投資	
		信託の期末時価については、前中	
		間期と当中間期で評価方法が異なっております。	
		つくわりより。	

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		なお、前中間期に変更後の評価 方法を適用した場合、「有価証 券」は15,468百万円、および「そ の他有価証券評価差額金」は 9,423百万円それぞれ増加し、 「繰延税金資産」は5,839百万円 減少します。その他経常費用は 204百万円減少し、経常利益およ び税引前中間純利益は204百万円 それぞれ増加します。	
	(2) 有価証券運用を主目的とする 単独運用の金銭の信託において信 託財産として運用されている有価 証券の評価は、時価法により行っ ております。	(2)	(2)
3. デリバティブ 取引の評価基準 及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の 取引を除く)の評価は、時価法により 行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減 価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く)	(1)有形固定資産(リース資産を除 く)	(1)有形固定資産(リース資産を除く)
	有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。建物:6年~50年動産:3年~20年	同左	有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物:6年~50年 動産:3年~20年
	(2)無形固定資産(リース資産を除く)	(2)無形固定資産(リース資産を除く)	(2)無形固定資産(リース資産を除 く)
	無形固定資産は、定額法により 償却しております。なお、自社利 用のソフトウェアについては、行 内における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。	同左	同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リ	(3) リース資産	(3) リース資産
	一ス取引に係る「有形固定資産」 及び「無形固定資産」中のリース 資産は、リース期間を耐用年数と した定額法によっております。な お、残存価額については、リース 契約上に残価保証の取決めがある ものは当該残価保証額とし、それ 以外のものは零としております。	同左	同左
5. 引当金の計上 基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている 償却・引当基準に則り、次のとお り計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻 の事実が発生している債務者(以下 「破綻先」という。)に係る債権及 びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という。)に係 る債権については、以下のなお書き に記載されている直接減額後の帳簿 価額から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を控除 し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻 の事実が発生している債務者(以下 「破綻先」という。)に係る債権及 びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という。)に係 る債権については、以下のなお書き に記載されている直接減額後の帳簿 価額から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を控除 し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
また、現在は経営破綻の状況にな	また、現在は経営破綻の状況にな	また、現在は経営破綻の状況にな
いが、今後経営破綻に陥る可能性が	いが、今後経営破綻に陥る可能性が	いが、今後経営破綻に陥る可能性が
大きいと認められる債務者に係る債	大きいと認められる債務者に係る債	大きいと認められる債務者に係る債
権については、債権額から、担保の	権については、債権額から、担保の	権については、債権額から、担保の
処分可能見込額及び保証による回収	処分可能見込額及び保証による回収	処分可能見込額及び保証による回収
可能見込額を控除し、その残額のう	可能見込額を控除し、その残額のう	可能見込額を控除し、その残額のう
ち、債務者の支払能力を総合的に判	ち、債務者の支払能力を総合的に判	ち、債務者の支払能力を総合的に判
断し必要と認める額を計上しており	断し必要と認める額を計上しており	断し必要と認める額を計上しており
ます。	ます。	ます。
上記以外の債権については、過	上記以外の債権については、過	上記以外の債権については、過
去の一定期間における貸倒実績か	去の一定期間における貸倒実績か	去の一定期間における貸倒実績か
ら算出した貸倒実績率等に基づき	ら算出した貸倒実績率等に基づき	ら算出した貸倒実績率等に基づき
計上しております。	計上しております。	計上しております。
また、自らの保証を付した私	また、自らの保証を付した私	また、自らの保証を付した私
募債を引き受けたものについて	募債を引き受けたものについて	募債を引き受けたものについて
は、私募債の発行会社の信用リス	は、私募債の発行会社の信用リス	は、私募債の発行会社の信用リス
クに応じて、上記債権と一体の方	クに応じて、上記債権と一体の方	クに応じて、上記債権と一体の方
法により引き当てております。	法により引き当てております。	法により引き当てております。
すべての債権は、資産の自己	すべての債権は、資産の自己	すべての債権は、資産の自己
査定基準に基づき、営業関連部署	査定基準に基づき、営業関連部署	査定基準に基づき、営業関連部署
が資産査定を実施し、当該部署か	が資産査定を実施し、当該部署か	が資産査定を実施し、当該部署か
ら独立した資産監査部署が査定結	ら独立した資産監査部署が査定結	ら独立した資産監査部署が査定結
果を監査しており、その査定結果	果を監査しており、その査定結果	果を監査しており、その査定結果
に基づいて上記の引当を行っており	に基づいて上記の引当を行っており	に基づいて上記の引当を行っており
ます。	ます。	ます。
なお、破綻先及び実質破綻先に	なお、破綻先及び実質破綻先に	なお、破綻先及び実質破綻先に
対する担保・保証付債権等につい	対する担保・保証付債権等につい	対する担保・保証付債権等につい
ては、債権額から担保の評価額及	ては、債権額から担保の評価額及	ては、債権額から担保の評価額及
び保証による回収が可能と認めら	び保証による回収が可能と認めら	び保証による回収が可能と認めら
れる額を控除した残額を取立不能	れる額を控除した残額を取立不能	れる額を控除した残額を取立不能
見込額として債権額から直接減額	見込額として債権額から直接減額	見込額として債権額から直接減額
しており、その金額は42,109百万	しており、その金額は43,750百万	しており、その金額は43,319百万
円であります。	円であります。	円であります。
(2) 投資損失引当金	(2) 投資損失引当金	(2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資等に		
対する損失に備えるため、将来発	同左	同左
生する可能性のある損失を見積も		
り、必要と認められる額を計上し		
ております。		
(3) 役員賞与引当金	(3) 役員賞与引当金	
役員賞与引当金は、役員への		
賞与の支払に備えるため、役員に	同左	
対する賞与の支給見込額のうち、		
当中間期に帰属する額を計上する		
こととしております。ただし、当		
中間会計期間は役員への支給額を		
合理的に見積ることが困難である		
ため引当計上しておりません。		
(4) 退職給付引当金	(4) 退職給付引当金	(4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退		退職給付引当金は、従業員の退
職給付に備えるため、当事業年度	同左	職給付に備えるため、当事業年度
末における退職給付債務及び年金		末における退職給付債務及び年金
資産の見込額に基づき、当中間会		資産の見込額に基づき、必要額を
計期間末において発生していると		計上しております。また、過去勤
認められる額を計上しておりま		務債務及び数理計算上の差異の費
す。また、過去勤務債務及び数理		用処理方法は以下のとおりであり
計算上の差異の費用処理方法は以		ます。
下のとおりであります。		5. 7.0
1 27 C 40 7 C 60 7 A 7 o		

	<u></u>		
	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の		過去勤務債務:その発生年度の 従業員の平均残存勤務期間内 の一定の年数(10年)による定 額法により費用処理 数理計算上の差異:各発生年度の 従業員の平均残存勤務期間内
	一定の年数(10年)による定額法 により按分した額を、それぞれ 発生の翌事業年度から費用処理		の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員 への退職慰労金の支払に備えるた め、役員に対する退職慰労金の支 給見積額のうち、当中間会計期間 末までに発生していると認められ る額を計上しております。		(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員へ の退職慰労金の支払いに備えるた め、役員に対する退職慰労金の支 給見積額のうち、当事業年度末ま でに発生していると認められる額 を計上しております。
	(6) 休眠預金払戻損失引当金 休眠預金払戻損失引当金は利 益計上した休眠預金の預金者への 払戻損失に備えるため、過去の払 戻実績に基づく将来の払戻損失見 込額を計上しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、 利益計上した睡眠預金の預金者へ の払戻損失に備えるため、過去の 払戻実績に基づく将来の払戻損失 見込額を計上しております。	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(7) ポイント引当金 ポイント引当金は、当行が発 行するクレジットカードの利用に より付与したポイントが、将来使 用された場合の負担に備え、将来 利用される見込額を合理的に見積 り、必要と認められる額を計上し	(7) ポイント引当金 同左	(7) ポイント引当金 同左
	ております。 (8) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、信 用保証協会保証付き融資の負担金 支払いに備えるため、過去の代位 弁済の実績率に基づく将来の負担 金支払見込額及び他の引当金で引 当対象とした事象以外の偶発事象 に対し、将来発生する可能性のあ る損失を見積もり、必要と認めら れる額をそれぞれ計上しておりま す。	(8) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。	(8) 偶発損失引当金 同左
6. 外貨建て資産 及び負債の本 邦通貨への換 算基準	外貨建資産・負債については、 中間決算日の為替相場による円換 算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、 決算日の為替相場による円換算額 を付しております。
7. リース取引の 処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の 方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
	一定の残存期間毎にグルーピング	一定の残存期間毎にグルーピングの	一定の残存期間毎にグルーピング
	のうえ特定し評価しております。	うえ特定し評価しております。ま	のうえ特定し評価しております。
	また、キャッシュ・フローを固定す	た、キャッシュ・フローを固定する	また、キャッシュ・フローを固定す
	るヘッジについては、ヘッジ対象	ヘッジについては、ヘッジ対象とヘ	るヘッジについては、ヘッジ対象
	とヘッジ手段の金利変動要素の相	ッジ手段の金利変動要素の相関関係	とヘッジ手段の金利変動要素の相
	関関係の検証により有効性の評価	の検証により有効性の評価をしてお	関関係の検証により有効性の評価
	をしております。	ります。	をしております。
	また、当中間会計期間末の中間	7 54 7 8	また、当事業年度末の貸借対照表
	貸借対照表に計上している繰延へ		に計上している繰延ヘッジ損益のう
	ッジ損益のうち、「銀行業におけ		ち、「銀行業における金融商品会
	る金融商品会計基準適用に関する		計基準適用に関する当面の会計上
	当面の会計上及び監査上の取扱		及び監査上の取扱い」(日本公認
	い」(日本公認会計士協会業種別		会計士協会業種別監査委員会報告
	監査委員会報告第15号)を適用し		第15号)を適用して実施しており
	て実施しておりました多数の貸出		ました多数の貸出金・預金等から
	金・預金等から生じる金利リスク		生じる金利リスクをデリバティブ
	をデリバティブ取引を用いて総体		取引を用いて総体で管理する従来
	で管理する従来の「マクロヘッ		の「マクロヘッジ」に基づく繰延
	ジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、		ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」
	「マクロヘッジ」で指定したそれ		で指定したそれぞれのヘッジ手段
	ぞれのヘッジ手段の残存期間・想		の残存期間・想定元本金額に応じ
	定元本金額に応じ平成15年度から		平成15年度から資金調達費用とし
	資金調達費用として期間配分して		十成13年及から真霊調建賃用とし て期間配分しております。
	貴 立		なお、当事業年度末における
	なお、当中間会計期間末における		「マクロヘッジ」に基づく繰延へ
	「マクロヘッジ」に基づく繰延へ		ッジ損失は73百万円(税効果額控
	ッジ損失は433百万円(税効果額		除前)であります。
	控除前)であります。		print carry ary o
		/ \ \ \ / ++-+-== \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業種別	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業種別 監査委員会報告第25号」とい	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業種別 監査委員会報告第25号」とい う。)に規定する繰延ヘッジによ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業種別 監査委員会報告第25号」とい う。)に規定する繰延ヘッジによ っております。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業種別 監査委員会報告第25号」とい う。)に規定する繰延ヘッジによ っております。 ヘッジ有効性評価の方法につい	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業種別 監査委員会報告第25号」とい う。)に規定する繰延ヘッジによ っております。 ヘッジ有効性評価の方法につい ては、外貨建金銭債権債務等の為	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業種別 監査委員会報告第25号」とい う。)に規定する繰延ヘッジによ っております。 ヘッジ有効性評価の方法につい ては、外貨建金銭債権債務等の為 替変動リスクを減殺する目的で行	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するへおけ る会計の方法は、「銀行業におけ る外貨建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号。以下「業を別 監査委員会報告第25号」とい う。)に規定する繰延ヘッジによ っております。 ヘッジ有効性評価の方法につい ては、外貨建金銭債権債務等の為 替変動リスクを減殺する目的で行 う通貨スワップ取引及び為替スワ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するのに対するの方法は、「銀行業に対するの方法は、「銀行業理の会計処理に対する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等のでいるがります。 「、外貨建金銭債権債務等のでいては、外貨建金銭債権での為替変動リスクを減殺する目的でフップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 じる為替変動リスクに対するのに対するの方法は、「銀行業に対するの方法は、「銀行業理して る会計の方法は、「銀行理理して る会計と及び監査上の取租扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査 会員会報告第25号。以下「業として 委員会報告第25号。以下「業という。) に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、かります。 では、外貨建金銭債権でのあってフップ取引及びとして でしている。 では、かりますのでは、かります。 では、かり。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生 り、人力では対するのに対するのに対するのに対するのに対するのでは対するのでは対するのでは対するのでは対するのでは対するのでは対するのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債からへ が貨建金融資産・負債からへ が大きないた。 が会計の方法は、「銀子理して が会計の方法は、「銀子理して が会計があり等の会計処理が る会計が表す。 の会計と及び監査上の取種別と を計して を発音を発生の表す「業 を計した。 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ロ対する 記さ会計の方法は、「銀子型で 記さ会計の方法は等の会計処取種別 る会計が表現の で監査上の 報理が る会計と及び監査上の 報理が る会計と表で 会計の を計算を る会計と の で監査と 会業 に の を 計算を の を 計算を の を 計算を の を 計算を の に の に に の に の に の に の に の に の に の に	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債からへ対する 記さ会計の方法は、「銀型で 記を計り等の会計処理で る会計の取引等の会計処理を が会計上及び監査上の報種別と る会計上及び監査上の業種で の会計と認会業下 の会計上及び監査と業 を責査を のまりまりを を表しまります。 のています。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ラ質情からへお関する 高力を高いた。 シ会計の大きには行っています。 シ会計の大きには、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、ないます。」 の会計の大きに、「銀子型では、大きな、「は、大きな、「は、大きな、「ない。」 では、まず、「ない、は、から、「ない、ない、ない。」 では、まず、「ない、は、ない、ない、ない、ない、ない、ない。 では、まず、「ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、な	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ラ質情からへお関する 高大学では大きないでは、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、「銀子型では、大きな、「銀子型では、大きな、「大きな、「ないない。」では、大きな、「ないないない。」では、大きな、「ないないない。」では、大きな、「ないないないないない。」では、大きないないない。「ないないないないないないないないないないないないないないないない	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金動リスク・・負債するに対する会計のでは、 の会計のでは、「銀計のでは、 の会計のでは、「銀計のでは、 の会計のでは、「銀計のでは、 の会計のでは、「銀計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 のので。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のので。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 の。 のので、 のので。 のので、 のので。 のので、 のので、 のので、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	同左
9. 消費税等の会	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ヘッジ 外貨建金融リスク・ラ質するに 受産・負責するに が表替変動リスク・に が表計で が表計で が表計で が表計で が表計で が表計で が表計で が表計で	同左	同左 消費税及び地方消費税(以下、
9. 消費税等の会 計処理	(ロ)為替変動リスク・へ、対している。 (ロ)為替変動リスク・へ、負債するに を動りスク・の人の対している。 が大きないのでは、 の会計のでは、「会計のでは、 の会計のでは、「会計ののでは、 の会計のでは、「会計ののでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 の会計のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	同左 消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。) の会計処理
	(ロ)為替変動リスク・へ、対している。 (ロ)為替変動リスク・・負債するに対する。 がよいる。 があいる。 が会計では、「銀計処理、 が会計では、「銀計処理を変動はは、「銀計処理を変動とは、「銀計処理を変更をできた。」のでは、 を会して、のでは、 を会して、 を会して、 を会して、 を会して、 を会して、 を要には、 のでは、 のがいまして、 のがいまで、 のでは、 ので	同左	同左 消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。)の会計処理 は、税抜方式によっております。
	(ロ)為替変動リスク・へ、資産を 外の大きな がして、で、のでは、 のでは	同左	同左 消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。)の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除
	(ロ)為替変動リスク・・・ (ロ)為替変動リスク・・・ (ロ)為替変動リスク・・・ (自) (対) (同左	間左 消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。)の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除 対象外消費税等は当事業年度の費
	(ロ)為替変動リスク・へ、資産を 外の大きな がして、で、のでは、 のでは	同左	同左 消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。)の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除

【中間財務諸表作成のための基本と力	なる重要な事項の変更】	
前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
(リース取引に関する会計基準)		(リース取引に関する会計基準)
所有権移転外ファイナンス・リース取引		所有権移転外ファイナンス・リース取引
については、従来、賃貸借取引に係る方法		については、従来、賃貸借取引に係る方法
に準じた会計処理によっておりましたが、		に準じた会計処理によっておりましたが、
「リース取引に関する会計基準」(企業会		「リース取引に関する会計基準」(企業会
計基準第13号平成19年3月30日)及び「リ		計基準第13号平成19年3月30日)及び「リ
一ス取引に関する会計基準の適用指針」		ース取引に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第16号同前)が平
(企業会計基準適用指針第16号同前) が平		成20年4月1日以後開始する事業年度から
成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中		適用されることになったことに伴い、当事
間会計期間から同会計基準及び適用指針を		業年度から同会計基準及び適用指針を適用
適用しております。		しております。
これにより、従来の方法に比べ、「有形		これにより、従来の方法に比べ、「有形固
固定資産 中のリース資産は465百万円、		定資産」中のリース資産は987百万円、「無形
「無形固定資産」中のリース資産は106百		固定資産」中のリース資産は189百万円、「そ
万円、「その他負債」中のリース債務は		の他負債」中のリース債務は1,181百万円増加
576百万円増加しております。なお、営業		しております。なお、営業経費、経常利益及
経費、経常利益及び税引前中間純利益に与		び税引前当期純利益に与える影響は軽微であ
える影響は軽微であります。		ります。
		(有価証券の評価基準及び評価方法)
		その他有価証券のうち時価のある国内株 式及び国内投資信託の期末時価について
		は、従来、決算日の市場価格等に基づき評
		価する方法によっておりました。しかしな
		がら、国内株式価格等が日々著しく変動し
		ており、今後もそうしたことが想定される
		ため、その他有価証券に区分されている中
		長期の運用を目的としている時価のある国
		内株式及び国内投資信託は、当事業年度末
		から、市場価格の日々の著しい変動の影響
		が及ばないようにするため、決算期末前1
		ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する
		方法に変更しております。 この変更により、当事業年度の「有価証
		より、ヨ事業中度の「有価証 券 は3,320百万円、「その他有価証券評価
		差額金 は1,561百万円それぞれ減少し、
		「繰延税金資産」は942百万円増加しており
		ます。また、その他経常費用は817百万円増
		加し、経常利益および税引前当期純利益は
		817百万円それぞれ減少しております。
		なお、中間期末後、特に第3四半期末後の
		経営環境等を検討した結果、国内株式価格等
		が日々著しく変動する状況が当面の間継続す
		る可能性が高いとの判断に至ったため、中間
		期においては従来の方法によっております。
		したがって、中間期は、変更後の方法によった場合に比べ、「有価証券」は15,468百万
		つた場合に比べ、「有価証券」は15,408日カー 円、および「その他有価証券評価差額金」は
		9,423百万円それぞれ減少し、「繰延税金資
		産」は5,839百万円増加しております。その他
		経常費用は204百万円増加し、経常利益および
		税引前中間純利益は204百万円それぞれ減少し
		ております。

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以 後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、 当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース 債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。	

債務」及び「その他の負債」を内訳表示し	ております。		
【追加情報】			
前中間会計期間	当中間会計	-期間	前事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年		(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年		至 平成21年3月31日)
工 7次20 37,100 日7	(その他有価証券に係		(その他有価証券に係る時価の算定方法の
	法)	いるが個の弁だが	一部変更)
	変動利付国債につい	てけ合理的に質	変動利付国債の時価については、従
	定された価額を時価と		来、市場価格をもって貸借対照表計上額
	合理的に算定された個		としておりましたが、昨今の市場環境を
	ント・キャッシュフロ		踏まえた検討の結果、市場価格を時価と
	定しており、国債の利		みなせない状態にあると判断し、当事業
	プションのボラティリ	ティが主な価格	年度末においては、合理的に算定された
	決定変数であります。		価額をもって貸借対照表計上額としてお
	証券化商品であるロ	ーン担保証券等	ります。これにより、市場価格をもって
	のうち、減損処理を実	薬施したものを除	貸借対照表計上額とした場合に比べ、
	き、外部格付の低下が	『認められず、担	「有価証券」は9,497百万円増加、「繰
	保資産の健全性が保た		延税金資産」は3,829百万円減少、「そ
	継続して保有する銘材	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	の他有価証券評価差額金」は5,668百万
	的に算定された価額を		円増加しております。
	ます。合理的に算定さ		なお、変動利付国債の合理的に算定さ
	スカウント・キャッシ		れた価額は、ディスカウント・キャッシ
	より算定しており、テ		ュフロー法等により算定しており、国債
	収率、プリペイメント		の利回り及びスワップションのボラティ
	主な価格決定変数であ	りよす。	リティが主な価格決定変数であります。 証券化商品については、従来、ブロー
			初一又は情報ペンターから八子 f る評価 額等を市場価格に準じるものとして合理
			的に算定された価額であると判断し、当
			該価額をもって時価としておりました
			が、一部の銘柄について、実際の売買事
			例が極めて少なく、売手と買手の希望す
			る価格差が著しく大きいため、ブローカ
			ー又は情報ベンダーから入手する評価額
			等が時価とみなせない状況であると判断
			し、経営陣の合理的な見積りによる合理
			的に算定された価額をもって時価として
			おります。これにより、「有価証券」が
			4,018百万円、「その他有価証券評価差
			額金」が15百万円それぞれ増加し、「繰
			延税金資産」が10百万円減少しておりま
			す。また、その他業務費用が3,993百万
			円減少し、経常利益および税引前当期純
			利益が3,993百万円増加しております。
			なお、対象となる有価証券はローン担保証券等のうち減損処理を実施したもの
			保証券等のすら極損処理を美麗したものを除き、外部格付の低下が認められず担
			保資産の健全性が保たれており、今後も
			継続して保有する銘柄であります。合理
			的に算定された価額は、ディスカウン
			ト・キャッシュフロー法等により算定し
			ており、デフォルト率、回収率、プリペ
			イメント率、割引率等が主な価格決定変
			数であります。
	1		

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)

1 関係会社の株式及び出資額総額 6.320百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,186百万円、延滞債権額は 95,727百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁りの 見込みがないものとして未収負償出金(貸田) を行った部分を除く。以下「の 利息不計上貸出金」という。)の ち、法人税法施行令(昭和40年政う 第97号)第96条第1項第3号のイか られまでに掲げる事由又は同い第 4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は1,638百万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支払 日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は50,278百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は 154,830百 万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員とりに基づき金融取引よりで担しております。これに職行引受手形、荷付為替手形及び関手形、荷付為替手形及び関係という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,233百万円であります。

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)

※1 関係会社の株式及び出資額総額6.267百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,514百万円、延滞債権額は 92,325百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は来収利 見込みがないものとして未収利信 を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「のう も、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイか らホまでに掲げる事由又は同び第 4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払 を猶予した貸出金以外の貸出金で あります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は1,655百万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支払 日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は16,151百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は116,647百万円 であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本会計出協会業種別監査委員とといる。これに基づき金融取引に基づき金融を明りにおります。これに、受け入れた銀行引受手形、、商付為替手形及び買入外との業が、、売却又は、再り出くとのできる権利をおりますが、その額面は、21,466百万円であります。

前事業年度末 (平成21年3月31日)

※1 関係会社の株式及び出資額総額

6,299百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,408百万円、延滞債権額は 94,172百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は宋収利息 見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は1,875百万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支払 日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は16,474百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は120,930百万円 であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員とはます。これに基づき金融取引に基づき金融を明りにあります。これに戦行引受手形、商付為替手形及び買入外に、高力には、売却又は(再)担保とからない。 をは、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利金額によりますが、その額面金額は、33,744百万円であります。 前中間会計期間末 (平成20年9月30日)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日) 前事業年度末 (平成21年3月31日)

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 388,823百万円 担保資産に対応する債務

預金 23,935百万円 コールマネー 89,867百万円 債券貸借取引

受入担保金 101,450百万円 上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の 代用として、有価証券 102,105百 万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引 差入証拠金は160百万円、保証金・ 敷金は3,124百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧まットメントライン契約は、顧からの融資実行の申し出を受件たいて違反がない限り、一定を集まで資金を貸付けることをのする契約に係る融資未実行残高に係る融資未実行残高。このうち原契約期間が1年以内の取代任意の時期に無条件で取消ませ、

なお、これらの契約の多くは、 融資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当行の将来のキャッ シュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約の 多くには、金融情勢の変化、債権 の保全及びその他相当の事由があ るときは、当行が実行申し込みを 受けた融資の拒絶又は契約極度額 の減額をすることができる旨の条 項が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求する ほか、契約後も定期的に予め定め ている行内手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等を 講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額 72,565百万円

※10 借用金には、他の債務よりも債務 の履行が後順位である旨の特約が 付された劣後特約付借入金35,000 百万円が含まれております。

※11 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基 づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評 価差額に係る税金相当額を「再評 価に係る繰延税金負債」として負 債の部に計上し、これを控除した 金額を「土地再評価差額金」とし て純資産の部に計上しておりま ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 307,591百万円 担保資産に対応する債務

預金 15,533百万円 債券貸借取引

受入担保金 109,344百万円 借用金 17,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の 代用として、有価証券100,800百万 円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引 差入証拠金は160百万円、保証金・ 敷金は3,202百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧れたの融資実行の申し出を条件についる違反がない限り、一定を経済を登ります。これらに、要額まで資金を貸付けることをのする契約であります。これらは、1,398,024百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のも可に任意の時期に無条件で取消ます。

なお、これらの契約の多くは、 融資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当行の将来のキャッ シュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約の 多くには、金融情勢の変化、債権 の保全及びその他相当の事由があ るときは、当行が実行申し込みを 受けた融資の拒絶又は契約極度額 の減額をすることができる旨の条 項が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求する ほか、契約後も定期的に予め定め ている行内手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等を 講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額 74,360百万円

※10 借用金には、他の債務よりも債務 の履行が後順位である旨の特約が 付された劣後特約付借入金35,000 百万円が含まれております。

※11 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基 づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評 価差額に係る税金相当額を「再評 価に係る繰延税金負債」として負 債の部に計上し、これを控除した 金額を「土地再評価差額金」とし て純資産の部に計上しておりま ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 310,042百万円 担保資産に対応する債務

預金 21,850百万円 コールマネー 35,000百万円 債券貸借取引

受入担保金 73,649百万円 借用金 10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の 代用として、有価証券100,091百万 円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証 金・敷金は3,123百万円でありま

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧れた、顧うというの融資実行の申し出を条件について違反がない限り、一定を発する契約であります。これらは、1,409,581百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のも可とは任意の時期に無条件で取消能なものが1,308,219百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、 融資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当行の将来のキャッ シュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約の 多くには、金融情勢の変化、債権 の保全及びその他相当の事由があ るときは、当行が実行申し込みを 受けた融資の拒絶又は契約極度額 の減額をすることができる旨の条 項が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求する ほか、契約後も定期的に予め定め ている行内手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等を 講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額 73,346百万円

※10 借入金には、他の債務よりも債務 の履行が後順位である旨の特約が 付された劣後特約付借入金35,000 百万円が含まれております。

※11 土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基 づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評 価差額に係る税金相当額を「再評 価に係る繰延税金負債」として負 債の部に計上し、これを控除した 金額を「土地再評価差額金」とし て純資産の部に計上しておりま

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行 令(平成10年3月31日公布政令第 119号)第2条第4号に定める地 価税の課税価格計算の方法に基 づいて、1画地毎に、財産評価 基本通達を基準に奥行価格補 正、側方路線影響加算、不整形 地補正等を行って算出。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証 券の私募(金融商品取引法第2条第 3項) による社債に対する当行の保 証債務の額は22,102百万円であり ます。

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)

評価の方法

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再

土地の再評価に関する法律施行 令(平成10年3月31日公布政令第 119号)第2条第4号に定める地 価税の課税価格計算の方法に基 づいて、1画地毎に、財産評価 基本通達を基準に奥行価格補 正、側方路線影響加算、不整形 地補正等を行って算出。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証 券の私募(金融商品取引法第2条第 3項) による社債に対する当行の保 証債務の額は20,481百万円であり ます

前事業年度末 (平成21年3月31日)

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評 価の方法

土地の再評価に関する法律施行 令(平成10年3月31日公布政令 第119号)第2条第4号に定める 地価税の課税価格計算の方法に 基づいて、1画地毎に、財産評 価基本通達を基準に奥行価格補 正、側方路線影響加算、不整形 地補正等を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用土地の当事業年度 末における時価の合計額と当該 事業用土地の再評価後の帳簿価 額の合計額との差額

24.901百万円

※12 有価証券中の社債のうち、有価証 券の私募(金融商品取引法第2条第3 項)による社債に対する当行の保証債 務の額は21,766百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 平成20年4月1日 平成20年9月30日)

減価償却実施額は下記のとおりで あります。

有形固定資産 1,382百万円 757百万円 無形固定資産

※2 その他経常費用には、貸出金償却 5,988百万円、貸倒引当金繰入額 1,178百万円及び株式等償却1,430百 万円を含んでおります。

- 特別利益には、償却債権取立益 1,224百万円を含んでおります。
- ※4 特別損失には、時間外割増賃金等 の遡及支払額778百万円及び固定資 産処分損300百万円を含んでおりま す。また、投資額の回収が見込め なくなったことに伴い、主に茨城 県内にある遊休資産等について23 百万円の減損損失を計上しており ます。上記減損損失の固定資産の 種類ごとの内訳は、土地は20百万 円、建物は3百万円であります。

稼動資産については、営業用店 舗を基礎とし、キャッシュ・フロ ーの相互補完性に基づいた一定の 地域等をグルーピングの単位とし ております。遊休資産等について は、各々独立した単位として取扱 っております。また、本部、事務セ ンター、寮、社宅、厚生施設等につ いては、独立したキャッシュ・フロ ーを生み出さないことから、共用 資産としております。

回収可能価額の算定は、原則と して正味売却価額によっており、 主として不動産鑑定評価額から処分 費用見込額を控除して算定しており

当中間会計期間

(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

減価償却実施額は下記のとおりで あります

> 有形固定資産 1,815百万円 無形固定資産 804百万円

- ※2 その他経常費用には、貸出金償却 4,121百万円、貸倒引当金繰入額 5,274百万円及び株式等償却367百万 円を含んでおります。
- 特別利益には、償却債権取立益 900百万円であります。
- ※4 特別損失には、固定資産処分損185 ※4 百万円を含んでおります。また、投 資額の回収が見込めなくなったこと に伴い、主に茨城県内にある遊休資 産等の土地について24百万円の減損 損失を計上しております。

稼動資産については、営業用店舗 を基礎とし、キャッシュ・フローの 相互補完性に基づいた一定の地域等 をグルーピングの単位としておりま す。遊休資産等については、各々独 立した単位として取扱っておりま す。また、本部、事務センター、 寮、社宅、厚生施設等については、 独立したキャッシュ・フローを生み 出さないことから、共用資産として おります。

回収可能価額の算定は、原則とし て正味売却価額によっており、主と して不動産鑑定評価額から処分費用 見込額を控除して算定しておりま す。

前事業年度

- (自 平成20年4月1日
- 至 平成21年3月31日)

減価償却実施額は下記のとおりで あります。

> 有形固定資産 3,297百万円 無形固定資産 1,523百万円

- その他経常費用には、貸出金償却 11,904百万円、貸倒引当金繰入額 1,671百万円及び株式等償却6,183百 万円を含んでおります。
- 特別利益には、償却債権取立益 2,036百万円を含んでおります。
- 特別損失には、時間外割増賃金等 の遡及支払額779百万円及び固定資 産処分損650百万円を含んでおりま す。また、投資額の回収が見込めな くなったことに伴い、主に茨城県内 にある遊休資産等について23百万円 の減損損失を計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類こ との内訳は、土地20百万円、建物は 3百万円であります。 稼動資産につ いては、営業用店舗を基礎とし、キ ャッシュ・フローの相互補完性に基 づいた一定の地域等をグルーピング の単位としております。遊休資産等 については、各々独立した単位とし て取扱っております。また、本部、 事務センター、寮、社宅、厚生施設 等については、独立したキャッシ ュ・フローを生み出さないことか ら、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則とし て正味売却価額によっており、主と して不動産鑑定評価額から処分費用 見込額を控除して算定しておりま す。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	71/2 C 0 11 11 12/11 12 1			(=== 1	
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	38, 032	3, 335	529	40, 837	(注)
合計	38, 032	3, 335	529	40, 837	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加 1,335 千株、自己株式の買付による増加 2,000 千株。 単元未満株の買増請求による減少529千株。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	49, 254	88	19	49, 323	(注)
合計	49, 254	88	19	49, 323	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加88千株、単元未満株の買増請求による減少19千株。

Ⅲ前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	38, 032	12, 006	784	49, 254	(注)
合計	38, 032	12, 006	784	49, 254	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加 1,806 千株、自己株式の買付による増加 10,200 千株。 単元未満株の買増請求による減少 784 千株。

(リース取引関係)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年 3 月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として事務機械であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ②リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース 取引 ①リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左 ②リース資産の減価償却の方法 同左	ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4.固定資産の 減価償却の方法」に記載のとおり であります。

前中間会計期間

(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ て会計処理を行っている所有権移転 外ファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産 4,629百万円 無形固定資産 602百万円 合計 5,232百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 2,408百万円 無形固定資産 365百万円 合計 2,773百万円

中間会計期間末残高相当額

有形固定資産 2,220百万円 無形固定資産 237百万円 合計 2,458百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リー ス料中間会計期間末残高が有形固 定資産の中間会計期間末残高等に 占める割合が低いため、支払利子 込み法によっております。
 - ・未経過リース料中間会計期間末残高 相当額

1年内 873百万円 1年超 1.584百万円 合計 2.458百万円

- (注) 未経過リース料中間会計期間末 残高相当額は、未経過リース料中 間会計期間末残高が有形固定資産 の中間会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法 によっております。
 - ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 585百万円 減価償却費相当額 585百万円
 - ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。
- 2 オペレーティング・リース取引
 - オペレーティング・リース取引のう ち解約不能のものに係る未経過リ ース料

1年内 42百万円 1年超 446百万円 合計 488百万円

リース資産に配分された減損損失はあ りませんので、項目等の記載は省略して おります。

当中間会計期間

- (自 平成21年4月1日
- 至 平成21年9月30日)
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ て会計処理を行っている所有権移転 外ファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産 3,140百万円 無形固定資産 319百万円 合計 3.460百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 1,756百万円 無形固定資産 171百万円 合計 1,928百万円

中間会計期間末残高相当額

有形固定資産 1,383百万円 無形固定資産 148百万円 合計 1,532百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リ ース料中間会計期間末残高が有形 固定資産の中間会計期間末残高等 に占める割合が低いため、支払利 子込み法によっております。
- ・未経過リース料中間会計期間末残高 相当額

1年内 664百万円 1年超 867百万円 合計 1 532百万円

- (注) 未経過リース料中間会計期間 末残高相当額は、未経過リース 料中間会計期間末残高が有形固 定資産の中間会計期間末残高等 に占める割合が低いため、支払 利子込み法によっております。
- ・ 支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 390百万円 減価償却費相当額 390百万円
- 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。
- 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のう
 - ち解約不能のものに係る未経過リ ース料

1年内 39百万円 1年超 406百万円 合計 445百万円

リース資産に配分された減損損失はあ りませんので、項目等の記載は省略して おります。

前事業年度

- (自 平成20年4月1日
- 至 平成21年3月31日)
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ て会計処理を行っている所有権移転 外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び期末残高相 当額

取得価額相当額

有形固定資産 3,761百万円 無形固定資産 445百万円 合計 4,206百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 2,022百万円 無形固定資産 261百万円 合計 2,284百万円

期末残高相当額

有形固定資産 1,738百万円 無形固定資産 184百万円 合計 1,922百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過リ ース料期末残高が有形固定資産の 期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっており ます
- ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 730百万円 1年超 1,192百万円 合計 1,922百万円
- (注) 未経過リース料期末残高相当 額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利 子込み法によっております。
- ・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,045百万円 減価償却費相当額 1,045百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - オペレーティング・リース取引のう ち解約不能のものに係る未経過リ ース料

1年内 42百万円 1年超 425百万円 467百万円 合計

リース資産に配分された減損損失はあ りませんので、項目等の記載は省略して おります。

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 - I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在) 該当ありません。
 - Ⅱ 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在) 該当ありません。
 - Ⅲ 前事業年度末(平成21年3月31日現在) 該当ありません。

(1株当たり情報)

			当中間会計期間	前事業年度
		(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日
		至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	503. 31	536. 21	479. 03
1株当たり中間(当期)	ш	5, 46	9, 25	C 46
純利益	H	5.46	9. 25	6. 46
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	П	_	9. 25	_

(注)1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間会計期間末 平成20年9月30日	当中間会計期間末 平成21年9月30日	前事業年度末 平成21年3月31日
純資産の部の合計(百万円)	393, 288	414, 450	370, 279
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	_	5	_
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産(百万円)	393, 288	414, 444	370, 279
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	781, 393	772, 908	772, 977

(注) 2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度	
		(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日	(自 平成20年4月1日	
		至 平成20年9月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年3月31日)	
1株当たり中間(当期)純利益					
中間(当期)純利益	百万円	4, 284	7, 152	5, 051	
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_	_	
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	4, 284	7, 152	5, 051	
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	783, 763 772, 947		781, 137	
潜在株式調整後					
1株当たり中間(当期)純利益					
中間(当期)純利益調整額	百万円	_	_	_	
普通株式増加数	千株	_	20	_	
うち新株予約権	千株		20		
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要					

(注) 3 前中間会計期間及び前事業年度は潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益は記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません

4 【その他】

① 中間配当

平成21年11月13日開催の取締役会において、第119期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 3,091百万円 1株当たりの中間配当金 4円

② 信託財産残高表

資産							
	前中間会計期間末		当中間会計期間末		前事業年度		
科目	(平成20年9月30日)		(平成21年9月30日)		(平成21年3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
有価証券	1	0.06	_		1	0.06	
信託受益権	112	4.61	123	5. 03	117	4. 83	
有形固定資産	2,091	85. 97	2, 103	85. 59	2,091	85. 73	
無形固定資産	115	4. 74	115	4. 69	115	4. 73	
その他債権	4	0.19	2	0.11	4	0. 19	
銀行勘定貸	16	0.69	16	0.69	14	0. 59	
現金預け金	91	3.74	95	3.89	94	3.87	
合計	2, 432	100.00	2, 457	100.00	2, 439	100.00	

負債								
科目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度 (平成21年3月31日)			
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
金銭信託	53	2. 19	49	2.02	51	2. 12		
包括信託	2, 379	97.81	2, 408	97. 98	2, 387	97.88		
合計	2, 432	100.00	2, 457	100.00	2, 439	100.00		

⁽注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末一百万円、当中間会計期間末一百万円、前事業年度一百万円 2 元本補てん契約のある信託 前中間会計期間末一百万円、当中間会計期間末一百万円、前事業年度一百万円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成20年11月26日

株式会社常陽銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 禎 良 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 昌 史 卿 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判 断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査 は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査 法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断 している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{%1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成21年11月20日

株式会社常陽銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 禎 良 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 昌 史 卿 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判 断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査 は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査 法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断 している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成20年11月26日

株式会社常陽銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 禎 良 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 昌 史 卿 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第118期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成21年11月20日

株式会社常陽銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 禎 良 卿業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 昌 史 卿 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第119期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。